

# 福島大学研究年報

## 別冊

● 平成23年度 ●

福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト  
「緊急の調査研究課題」



国立大学法人

福島大学

Fukushima University



## 目次

巻頭言	編集委員長 人間・心理学系長 渡辺 隆
震災後の保育現場が直面する課題とその対応事例に関する調査研究 ……………	1
○大宮 勇雄、白石 昌子、中村 哲也、西内 裕一、原野 明子、浜島 京子、齋藤 和代、 星 俊子、遊佐 早苗、佐藤久美子、富岡 美穂	
【要約】 本研究は震災後に保育の現場が直面している課題と各園での対応策を掌握することを目的とし、福島県内公私立幼稚園・保育所と所属する保育者にアンケートを実施した。その結果、922名の保育者と266園からの回答を得た。	
被災児童・生徒の受け入れに伴う学校安全と子どもの心の危機管理に関する研究 ……………	12
○生島 浩、中野 明德、内山登紀夫、青木 真理、渡辺 隆	
【要約】 被災、原発事故に伴う児童・生徒、保護者に対する「学校安全と子どもの心の危機管理」を目的とした教員・スクールカウンセラーなどケア・スタッフの「後方支援」の体制作りに関する臨床心理専攻の大学院教員による実践研究である。	
学校支援と家庭支援をつなぐ災害対応スクールソーシャルワーカーの役割 ……………	17
○鈴木 康裕、佐藤 理、渡辺 博志	
【要約】 東日本大震災後の学校・家庭・地域の連携、および家庭支援に取り組む学校教育のあり方やその担い手となるスクールソーシャルワーカーの役割や課題を明らかにする。学校におけるソーシャルワークの意義と可能性を問う。	
多重災害ストレスが児童期および幼児期の精神的健康に及ぼす影響 ……………	21
○筒井 雄二、富永美佐子、高原 円、高谷理恵子	
【要約】 原発事故による精神的ストレスの影響を福島県の児童・園児とその保護者を対象に調べた。その結果、ストレス反応は年齢が低いほど強く、児童に比べ園児のストレス反応が強かった。また、親のストレスも、自分の子どもが小さいほど強いことがわかった。	
東日本大震災にともなって生じた福島県内における 特別支援教育のニーズ調査と子ども・教師・保護者支援 ……………	27
○松崎 博文、昼田源四郎、鶴巻 正子、金谷 昌治、塚野 薫	
【要約】 東日本大震災及と原発事故により、福島県内の特別支援学校も甚大な被害を受けた。特別支援学校に在籍する児童生徒や教師、保護者が必要としている支援や心のケア、特別支援学校の復興に向けた課題に関する実態調査とニーズ調査を行った。	
災害緊急時における聴覚障害者の情報伝達保障支援の状況分析 ……………	37
○森本 明、松崎 博文、米山 文雄、中村 好則、江森 英世	
【要約】 福島県内の避難所において、聴こえに不安のある方たちへのコミュニケーションの支援活動を基幹に据えながら、東日本大震災の教訓を今後に生かすために聴覚障害者の声を聴く調査活動、ならびに聴覚特別支援学校における防災教育の調査活動を行った。	
震災復興のための長期的教育支援・地域文化支援にかかわる基礎調査 ……………	42
○三浦 浩喜、千葉 養伍、森 知高、栗原 秀幸、吉永 紀子、谷 雅泰、初澤 敏生	
【要約】 本研究は、東日本大震災に関わる学校教育と地域文化の復興支援のための基礎的な調査である。前者においては被災した子どもたちへの学生のボランティア活動と、教員へのインタビューを、後者においては被災地の文化事業者らへのインタビューをもとにして、実態の把握につとめた結果、いずれも深刻な被災状況が確認された。	

- 東日本大震災被災者における避難所生活中的の身体活動量の調査 ……………45  
○杉浦 弘一、海老根 慧  
【要約】 災害により避難所生活を余儀なくされた場合、狭いスペースに多くの人が生活するため、様々な活動が制限され、身体活動量が低下すると考えられる。この身体活動量の低下状況をライフコーダを用いて測定した。
- 東日本大震災に被災した高齢者の運動機能維持のための運動支援 ……………50  
○杉浦 弘一、安田 俊広、海老根 慧  
【要約】 避難所生活は不活動をもたらし、長期にわたる場合不活動による身体機能の低下が起こる。特に高齢者は身体機能低下により、要支援・要介護のリスクが高まる。そこで本事業では高齢者の身体機能低下を軽減するために、運動教室を開催した。
- 東日本大震災後のスポーツ大会実施状況と被災地のスポーツ活動状況に関する調査 ……………54  
○小川 宏、杉浦 弘一  
【要約】 被災した県のスポーツ協会・連盟に対し、震災後のスポーツ大会でどのような対応策を講じたのかについてアンケート調査を実施した。また、震災後のスポーツ活動状況について、現地に出向きインタビュー調査を行った。
- 原発災害に伴う行政機能移転に関する調査研究 ……………59  
○今井 照、垣見 隆禎、立岩 信明  
【要約】 原発災害によって地域外に避難している自治体は、たとえ現時点で土地をもたないとしても、自治体としての要件を満たしていることにまちがいない。いままでどおりに住み続けたいというシティズンシップ（市民権・市民性）は行使されるべき、また保障されるべき権利なのである。
- 東日本大震災復興プロセスにおける権利擁護ニーズとそれを支える法制度に係る総合的研究 ……64  
○新村 繁文、塩谷 弘康、金井 光生、垣見 隆禎、中井 勝己、足立公志朗、山崎 暁彦、今野 順夫、長谷川珠子、清水 晶紀  
【要約】 東日本大震災・原発事故の発生に伴い、生命・健康権、財産権、生活・生存権、就労・雇用・賃金保障、責任・補償等々の多面的な権利擁護問題が生じつつある。そうした問題を解決するための法体系・法制度のあり方を探るため、その前提として本研究は、発生しつつある多面的な権利擁護問題の実態と課題、被災者・住民のニーズの現状を調査・分析する。
- 福島県における被災歴史資料の救出と自然災害史の再構築に関する調査研究 ……………70  
○阿部 浩一、菊地 芳朗  
【要約】 歴史資料は、地域の人々の営みを伝える貴重な文化遺産であり、できるだけ後世に伝えていかなければならない。本研究では、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」に参加して、県内各地で被災した歴史資料の救出活動を積極的に推進し、その成果を学会等で報告することで、福島県の歴史資料がおかれた現況についての理解と支援を求めた。
- 被災地、避難所における外国籍住民の生活状況実態把握緊急調査、支援策策定研究 ……………76  
○坂本 恵、佐野 孝治、村上 雄一  
【要約】 震災以来、県内の多国籍住民は、情報不足、地震と放射能汚染に関する知識が十分に伝達されないなど、極めて困難な状況に直面した。本研究は、被災地、避難所における多国籍住民の生活状況実態把握緊急調査、支援策策定研究。
- 東日本大震災における自治体広報の役割とその問題点に関する研究 ……………79  
○佐々木康文  
【要約】 本研究は、主に福島第一原発事故発生後の関係自治体の情報伝達の実態とその問題点に焦点を絞り、原発事故の状況や避難に関する情報などが、国や県からどのようにして関係自治体に伝達され、住民に知らされていったのかについて検討を行ったものである。

- ジェンダー視点からの災害・復興に関する総合的調査研究……………84  
 ○千葉 悦子、加藤 眞義、坂本 恵、高橋 準、丹波 史紀、橋本 摂子、鈴木裕美子、  
 二瓶由美子、小澤かおる  
**【要約】**「災害とジェンダー／セクシュアリティ」という、立ちおくれがちであった研究領域  
 について、今回の震災での出来事にそって課題を整理し、「ビッグパレットふくしま」  
 避難所の女性専用スペースに関する事例研究を行った。
- 放射能汚染が及ぼす「生活リスク」に関する研究  
 ～小中学校および保護者の意識・行動調査を中心に～……………93  
 ○西崎 伸子、中川 伸二、照沼かほる、菊地 芳朗、丹波 史紀  
**【要約】**2011年3月11日以降の原発災害による放射能汚染が地域社会に及ぼす影響を、子育て世代を主な対象として調査研究したうえで、今後想定されるさまざまなレベルの  
 社会変容を理解するための基礎資料を得るために本研究をおこなった。
- 災害時における国境を越えた支援体制の構築とその効果に関する実証研究  
 ～日独協会・独日協会の実践活動を中心に～……………97  
 ○森 良次、大黒 太郎、木崎 章光  
**【要約】**被災地の現実と遠く離れた地の被災地認識には大きな差が生まれやすい。距離の問題に加えて、原子力災害の特殊性と、地域の歴史の独自性も相互理解を難しくする。  
 国境を越えた支援を、支援する側の思いと、受け手である被災地のニーズに合ったものにするには何が必要か、実践活動を追いながら明らかにする。
- 東日本大震災による水産業の被災状況の把握と復興方向の検討に関する研究……………99  
 ○小島 彰、阿部 高樹、初澤 敏生、井上 健  
**【要約】**震災により多大な被害を受けた東北の水産地区についての復興の方向性を検討することを目的とし、そのために主に各地区の被害状況について把握するとともに、行政や学会において提示される復興の方向性について検討を重ねる。
- 震災および原発事故に係る被害補償と生活再建に関する法的・経済的研究（概要）……………104  
 ○清水 修二、荒木 貢、安藤 裕規、大峰 仁、安藤ヨイ子、齋藤 正俊、和田 美香、  
 小野寺利孝、大槻 幸吉、宍戸 義広、野中 俊吉、高野 金助、根本 敬、佐藤 光則、  
 富田 哲  
**【要約】**原発事故の被害補償（損害賠償）については、その空間的・時間的範囲や手続きに関して多様な論点がある。本研究では、原因者に確実に被害補償をさせるための法理論の組み立て方について討論し、論点を浮き彫りにした。
- アメリカ原子力産業の支配構造……………108  
 ○十河 利明、後藤 康夫  
**【要約】**福島原発事故を通じて、危険で技術的に未熟な原子力開発と原発の推進を強引に押し進めた「原子力村」と呼ばれる原発利益集団の問題が指摘されている。これと似た事情は他の原発「先進国」に見られると思われる。そこで世界で最も多くの原発を抱えるアメリカを例に取り、同国の原発利益集団のあり方を解明し、今後の原子力政策のあり方を考える一助としたい。
- 震災・原発事故の多重被害が地域経済に及ぼす影響と産業復興計画化に関する研究……………111  
 ○山川 充夫、末吉 健治、小山 良太、遠藤 明子、奥本 英樹、千葉 悦子、高瀬 雅男、  
 松野 光伸  
**【要約】**原発事故の放射能汚染により、南相馬市は警戒区域（小高区）・緊急時避難準備区域（原町区）・無指定区域（鹿島区）に、飯館村は計画的避難区域に指定された。これらの地域の避難・帰還・復旧・復興計画の策定にあたっては、緊急的視点とともに超長期的という複眼的視点を欠かすことができない。

- 東日本大震災におけるリスク対応に関する研究 ～雇用・生産・消費の側面から～ ……117  
○櫻田 涼子、秋山 高志、中村 陽人  
【要約】本調査研究では、東日本大震災におけるリスク対応に着目し、今後の生活を立て直す上での要点となる雇用における問題点、震災によって生じた物流の問題の原因の解明、福島県産の食料品に対する消費者の意識や行動という多角的な観点から、震災後の復興の課題を検討する。
- 地場産業製品の現状と今後の展開について ……124  
○石岡 賢、星野 珙二、藤本 典嗣、多那 航、畠山 慎也、大柿 健裕  
【要約】福島県では、地場産業振興に向けて名産品のブランド化や地産地消などを積極的に推進している。しかし、被災時これらの取り組みで成果を上げていた産業や製品の製造販売は、不安定な状態へ移行した。本プロジェクトでは、それらの状況を調査している。
- 緊急時サプライチェーンの在り方およびストック配置と常備備蓄量の設定に関する研究 ……130  
○星野 珙二、横山 雅夫、董 彦文、中山 明、藤本 典嗣  
【要約】震災直後のガソリンの供給問題について関係者にヒヤリングを行い、供給障害の主要因を概ね特定した。また、震災の場所・規模による代替供給パスを想定し、供給リードタイムの変化に応じた備蓄量の推計式を導出した。
- 原発事故に伴う福島県内での放射線の現状調査 ……131  
○山口 克彦、篠田 伸夫、高橋 隆行、田中 明、浅田 隆志、生田 博将、大山 大、金澤 等、佐藤 理夫、高貝 慶隆、川越 清樹、川崎 興太、木村 勝彦、黒沢 高秀、小山 純正、柴崎 直明、塘 忠顕、長橋 良隆、難波 謙二、横尾 善之、河津 賢澄、酒井 元気、佐藤 一男、高瀬つぎ子、中馬 教允、廣瀬孝太郎  
【要約】原発事故後の放射性物質の拡散状況を中心に調査を行い、福島県域における環境放射線マップを他に先駆けて提示した。また土壌サンプリングによる核種分析から今後の環境放射線の推移予測や除染活動に重要な放射性物質の深度分布などを明らかにした。
- 高分子材料の吸着特性を利用する放射性元素、ヨウ素とセシウムの分離の回収法の検討 ……139  
○金澤 等、高安 徹、高瀬つぎ子、稲田 文、大波 哲雄  
【要約】放射性物質の中で、最も問題となる土壌に吸着したセシウムの特徴を調べた。セシウム134と137からの $\gamma$ 線は繊維を透過するが、水には遮へい効果がある事がわかった。吸着セシウムは一般的な試薬やプルシアンブルーでは抽出できないことがわかった。
- 原発事故がバイオマス資源循環に与える影響 ……143  
○佐藤 理夫、浅田 隆志、武田 栄輝、佐藤 幹雄  
【要約】地域のバイオマス資源循環の中核となる「畜産廃棄物を堆肥化する施設」の放射線量を調査した。堆肥からの放射線量は周辺土壌からのものより低く、原発事故前後の差も観測されなかった。汚染されたワラなどが混入しないように注意するとともに、今後収穫されるもののデータ蓄積が必要である。
- ICP-MSによる土壌中の放射性ウランの動態分布の解明 ……150  
○高貝 慶隆、長橋 良隆、浅田 隆志、古川 真  
【要約】本研究は東京電力福島第一原子力発電所から放出された核燃料由来のウラン元素の分布状態を緊急的に調査するため、高周波結合誘導プラズマ質量分析計（ICP-MS）を使用して同位体分析手法を確立し、福島県下の広域の土壌サンプルを計測するものである。

2011年東日本震災の地盤災害調査 .....	157
○阿子島 功、川越 清樹、長橋 良隆	
【要約】 2011年3月11日東北地方太平洋沖地震による東日本震災は、津波、原子力発電所機能損傷による放射性物質拡散の激甚災害の他、地震動に伴う地盤被害も広域に認められている。本調査では、地震動による地盤災害の実態を調査・記録し、この経験則を将来の防災計画やハザードマップ改良などに役立たせるために、発生機構の解明を地形、地質、土地履歴などの観点から検討した。	
原発事故が福島県産農産物および同加工品の販売に与えた影響と 今後の市場確保に必要な販売促進策に関する調査研究 .....	167
○西川 和明	
【要約】 放射線の専門調査研究機関と連携して農家の畑地の土壌検査および果実そのものの放射線検査を行ない、安全レベルであることを証明し、新聞の折り込み広告を活用した首都圏での販売マーケティングに関する調査を実施した。	
震災と文化・芸術 ～震災の被害を受けた幼児、小学生の芸術療法プログラムの実践研究～ .....	174
○渡邊 晃一、川延 安直、増淵 鏡子、橋本 淳也	
【要約】 震災の被害を受けた幼児、小学生にたいする芸術療法プログラムとして、ワークショップ活動による実践研究を行った。子どもたちの内なる思いを発露させると同時に、互いの絆を結ぶ活動を想定した。また「鯉のぼり」のテーマは、自身の生活している土地の歴史の背景や季節感を受け取る契機となった。	
総合型地域スポーツクラブにおける被災地支援活動 .....	179
○黒須 充、新谷 崇一、鈴木裕美子、安田 俊広	
【要約】 東日本大震災以来、総合型地域スポーツクラブが行ってきた被災地支援活動（原発事故の避難者支援活動含む）の取り組みや事例を紹介し、スポーツによる復興支援の可能性と今後の課題について明らかにする。	

※氏名の○印は研究代表者、以下は研究分担者です



## 《巻頭言》

# 福島の再生のために

編集委員長 人間・心理学系長

渡 辺 隆

人は失われたときにはじめてその大事さに気付くものである。家族、友人、職業、健康、財産、信頼、権威そして故郷。震災によって福島で生きる者が失ったものは余りにも大きいのが、気付かされたことは福島がどんなにすばらしい所だったかである。自然の豊かさや人間性ばかりでなく、差別や偏見から最も遠いところに福島はあった。まさに幸福の楽園 (happy island) そのものであった。

2011年3月11日、この日を境に福島大学の教員は大きく進路を変えられることとなった。震災後直ちに学生と安否確認の連絡が一人も漏らすことなく驚くべき短時間で行なわれ、避難所が開設された。東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きると、遠方に避難する学生のためのバスがチャーターされた。留学生の多くも極めて短期間に帰国することができた。

我々教員は震災直後より各自の専門性を生かした多様な活動を開始した。同時に我々がなすべき使命、果たすべき役割などについての検討や議論が重ねられた。そして安全性が確認されると、大学に戻ってきた学生が活動に加わり組織的な活動に発展していった。多くの職員がボランティアとして参加した。これらの活動はおそらく生涯通じて続けられることになるのだろう。

本学では「地域貢献活動」が重要な社会的使命と考えられており、教員は研究で得られた知見や技能を地域に役立てるための活動を日常的に実践している。この実践活動そのものを研究テーマとしている教員も多く、小職もその一人である。日頃より培われた様々な経験やネットワークが今回の活動に大きく役立った。さらに活動を通して新たなつながりが生まれ、有益な交流や貴重な体験が広げられていった。

本報告書は今年度行われたこのような実践活動のごく一部を研究という視点から紹介するものである。したがって、本報告は研究実績を学術的観点から述べるというより、それぞれの教員の専門性を生かした実践的地域支援活動を紹介する性格が強い。

解決すべき課題を考えれば、我々の活動は予算も組織もささやかなものである。しかし、地元の大学として我々にしか成し得ない役割を自覚し、息の長い活動を続けていく所存である。福島の再生のためによろこんで全力をささげるつもりである。その覚悟においては、当然だが他の誰にも負けないと自負している。もし我々の知識や経験が少しでも役立てられることがあったら、いつでも声をかけて欲しい。本報告書がその手がかりとなることを切に願っている。今ここで、精一杯活動することが将来きっと多くの分野で役立つだろう。もちろん二度と事故が起こらないようにするために。

全国のみなさま、海外のみなさまより本学と福島に言葉では表せないほどたくさんのご支援と励ましをいただきました。県民の一人としてこころより感謝いたします。  
ありがとうございました。

再生した福島でみなさまとお会いすることを楽しみにしています。

それはそれほど遠くないように思います。



# 震災後の保育現場が直面する課題と その対応事例に関する調査研究

研究代表者 人間・心理学系 大宮 勇雄

## 1. 調査研究の目的

本プロジェクトの目的は、子どもたちの安全と成長を守り、家族を支え、復興支援に大きな役割を果たしている保育の現場が直面している課題と各園での対応策を掌握すること、第二にそれらを集約・分析して、課題に的確に対応するために必要な情報や対応事例などを現場に伝えることである。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

人間・心理学系 大宮 勇雄

<研究分担者>

人間・心理学系 白石 昌子

人間・心理学系 中村 哲也

人間・心理学系 西内 裕一

人間・心理学系 原野 明子

福島大学附属幼稚園

園長 浜島 京子 (人間・心理学系)

副園長 齋藤 和代

教諭 星 俊子・遊佐 早苗・佐藤久美子

養護教諭 富岡 美穂

## 3. 調査研究計画・方法

### (1)調査対象

福島県内の公私立幼稚園(340園)、公私立保育所(304園)(以下、「園」と記す)と所属する保育者。ただし、園に所属する保育者全員に協力を求めるのは難しいと考えられたため、各園で3名(保育者の所属が少ない園には2名)に回答を依頼した。なお、上記園数はアンケート送付時点(5月)で休園閉園していない園であった。警戒区域や計画的避難区域の園については避難先の役場等に送付し、保育者への転送を依頼した。

### (2)調査方法

各園に質問紙を郵送した。質問紙は、保育者に回答してもらうものと園の取り組みを回答してもらうもの

の2種類であった。それぞれの質問紙は、個別に返信用封筒で返信してもらった。

### (3)アンケートの構成

#### a) 保育者向けアンケート

アンケートは、①回答方法について(紙面での回答かこちらから電話か訪問をした方がよいかと尋ねた)、②フェイスシート(地域と公私立幼保のいずれか、および回答者の職位を問う項目)、③地震などの防災についての不安について問う項目(6項目、4件法)、④原発事故による放射線への不安について問う項目(12項目、4件法)、⑤自分を取り巻く人間関係等のことについて問う項目(6項目、4件法)、⑥震災前後で変化があり負担に思うこと、⑦日々の保育で困っていること、についての項目で構成されている。⑥については該当項目へのチェック(複数回答可)、⑦については自由記述を求めた。なお、③~⑤については、あわせて、「その他不安なことや対応に苦慮していること」を自由記述で回答を求めた。また、③~⑤の各項目が自分に当てはまらない場合は、「自分の園にあてはまらない」の欄にチェックしてもらうこととした。これは、項目によっては、園の状況にあてはまらない場合があると考えたからである。

#### b) 園向けアンケート

各園に対しては、「震災後、保育の質を低下させないために取り組んでいること」について自由記述で回答を求めた。また、資料等があれば返信用封筒に同封してもらうか電子ファイルで送信してもらうようあわせて依頼した。

### (4)調査時期

2011年5月中旬~6月末であった。

### (5)調査回答者

922名の保育者からの回答があり、園の取り組みについてのアンケートは、266園からの回答があった。

## 4. 結果

### (1)保育者向けアンケートの結果

4件法での評定を求めた不安の程度（以下、不安得点）を「全く不安はない」を1点、「あまり不安はない」を2点、「やや不安」を3点、「かなり不安」を4点とし、各項目についての平均値を求めた。なお、自分の園にあてはまらないと回答した者については、分析から除外した。以下、「地震などの防災に関すること」、「原発事故による放射線のこと」、「自分のこと、取り巻く人間関係等について」の結果について報告する。

#### a) 地震などの防災に関すること

「保育中に地震がきたときの対応」、「親への連絡と引き渡し」、「子どもの遊ぶ場所の選定」、「個々の子どもとの関係ができていない中での対応」、「避難についてのマニュアルの完備」、「特別な支援を要する子（およびその疑いのある子）の避難」についての不安の程度を得点化した。

922名の回答の中から、各項目に「あてはまらない」と回答した者、さらに欠損値を除き、項目毎に得点の平均値を求めた。不安得点の平均値の高いものから並び替えた結果が図1である。

図1より、最も不安が高いのは、「保育中に地震がきたときの対応」であり、「子どもの遊ぶ場所の選定」、「親への連絡と引き渡し」がそれに続いている。

次に、「その他、地震などの防災に関すること」で不安なこと、対応に苦慮していること」についての自由記述を分類した。この自由記述については、922名中281名（30.5%）からの回答があった。

分類は、上記6項目と関連させながら行い、さらに類似した記述ごとに下位項目をたてた。また、上記6項目に入らない内容については、別途項目をたてた。その結果、「地震がきたときの対応」に対して、「安全に避難できるかどうか」「建物・土地への不安」「職員数や職員のこと」に関する不安が寄せられた。その他には、「子どもの遊ぶ場所の選定」「保護者への連絡」「個々の子どもとの関係」「避難マニュアル」「幼児の心のケア・保育」に関係する不安があげられていた。

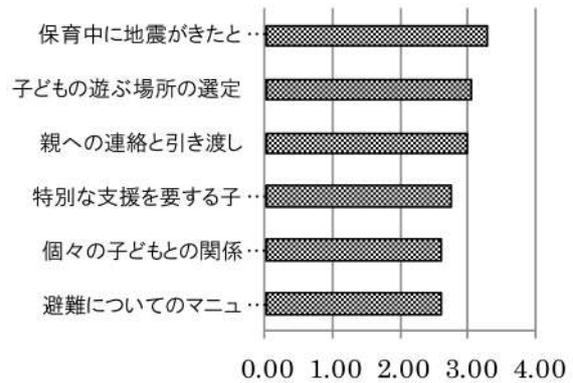


図1 地震などの防災に関することへの不安

#### b) 原発事故による放射線のこと

次に、「放射線の園児への影響」、「水道水を子どもに飲ませること」、「水道水で手を洗うこと」、「換気をする事」、「外遊びをしてよいか」、「今後予定されている戸外での行事」、「子どもの体力低下」、「屋内での生活による子どものストレス」、「子どもへの放射線についての説明」、「保護者への放射線についての説明」、「国の基準に対する園の方針」、「給食の素材」の各項目についての不安の程度を得点化した。

922名の回答の中から、各項目に「あてはまらない」と回答した者、さらに欠損データを除き、項目毎に得点の平均値を求めた。不安得点の平均値の高いものから並び替えた結果が図2である。

図2より、最も不安が高いのは、「放射線の園児への影響」であり、次に、「今後予定されている戸外での行事」、「外遊びをしてよいかどうか」の順に低くなっている。図1と比べると、不安得点が高いことがわかる。

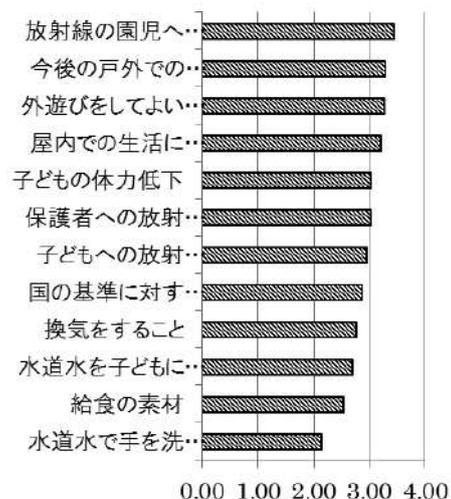


図2 原発事故による放射線に対する不安

次に、「その他、原発事故による放射線に関すること」で不安なこと、対応に苦慮していること」について

の自由記述を分類した。この自由記述については、922名中482名（52.3%）からの回答があり、他の項目よりも多かった。それだけ保育者の中には吐露したい思いがあると推測された。

なお、この原発関連項目は他の項目に比べ、不安も高く、原発問題は福島県の保育者の最大の不安のもとであることがうかがえた。また、自由記述のなかではとくに、外遊びが制限されているために従来と同じような保育ができないことへの不安をあげる人が多かった。自由記述のなかでも「保育内容・子どもに経験させたいこと・子どもの健康」に関連する事柄については、216名が記述していた。

次に記述が多かったのが、「国の基準や園の方針」についての不安である。さまざまな情報がある中で何を信じたらよいのかということが最大の不安のようである。そして、「保護者への説明」と関連して、保護者の心配はわかるし、子どものことを第一に考える中で、国や自治体、園の方針と保護者の要望の板挟みになり苦慮している保育者の声が多かった。次に多いのが保護者間の温度差であり、外遊びをさせてほしいという親と外には子どもを出さないでほしいという親の要望がある中で、どちらにあわせて保育の方針を決めるか、その際の判断基準となる確たる情報が見出せないことに不安をもっているようである。そして、この状態がいつまで続くかわからないことで、保育者自身もかなり精神的ストレスを抱えていることがうかがえた。

#### c) 自分のこと、取り巻く人間関係について

「自分の健康」、「自分の家庭」、「自分の不安を相談する相手がいない」、「保育内容をどう考えていけばよいか」、「自分が担当する乳幼児の心のケア」、「自分が担当する乳幼児の保護者の心のケア」の各項目について、922名の回答のうち各項目に「あてはまらない」と回答した者、さらに欠損データを除き、項目毎に得点の平均値を求めた。不安得点の平均値の高いものから並び替えた結果が図3である。このなかで最も不安が高いのは、「保育内容をどう考えていけばよいか」であり、次に、「保護者の心のケア」、「幼児の心のケア」の順となっている。自由記述部分については、225名（24.4%）が記述していた。

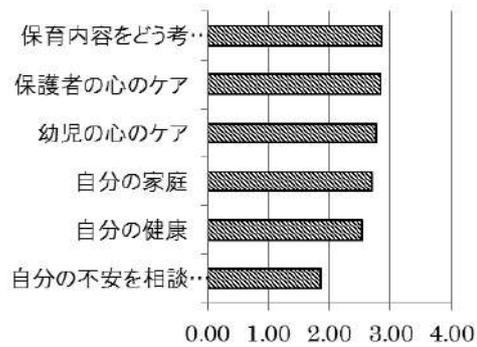


図3 自分のことや取り巻く人間関係等への不安

自由記述には、自分の健康や家族のこと、また職場での人間関係の問題を抱えながらも職務を遂行するために不安をあまりださないように配慮している様子が書かれていた。また、今回の震災は3月という年度末にあり、人事異動の時期でもあった。異動が延期された市町村もあれば、4月1日付けで発令されたところもあり、事情はさまざまであった。しかし、まだ余震が続き、原発の問題も終息しない中で的人事異動は、職員や保護者の不安を高めた可能性もあるのではないかと考えられる。

#### d) 震災前後で変化があり負担に思うこと

震災前後で変化があり、負担に思うことについて、以下の18項目のうちあてはまるものすべてに○をつけてもらった。18項目とはすなわち、「園児数の減少」、「園児数の増加」、「以前の場所で園が運営できなくなった」、「園舎の損壊」、「休園（閉園）せざるをえなくなった」、「人事異動」、「教育課程や保育内容」、「保育に使用する教材・素材がない（または入手困難）」、「教材費や運営費の削減」、「避難所の支援等、園での保育以外の支援業務」、「特定の保護者の不安への対応」、「保護者の意向の差の調整」、「保育料が払えない人への対応」、「国の基準に対する園の方針」、「地域の人との連携」、「何を信じたらよいかわからない」、「先がみえない」、「その他」。回答の結果は、図4のとおりであった。

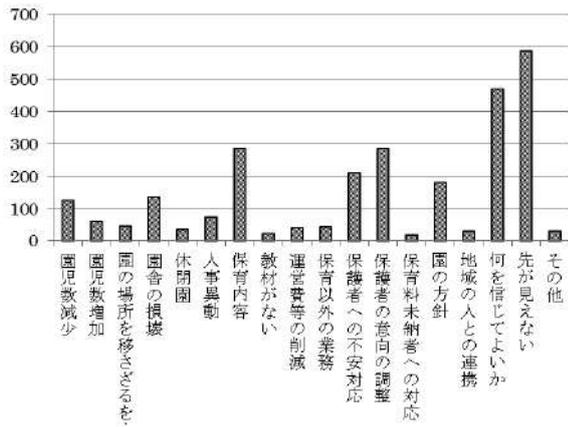


図4 震災前後で変化があり負担に感じること(人)

本調査の実施時期が5～6月ということもあり、放射線量の測定や園庭、所庭の表土除去、除染が実施され始めた頃でもあったことから、放射線(放射能)に関連する事柄(先が見えない不安や何を信じてよいか分からないこと、保育内容をどうしていけばよいかや保護者への対応に関すること)への不安をあげる人が多くなっていると考えられる。

以上の保育者へのアンケートの結果より、保育者は様々な不安やストレスを抱えながらも、子どもや保護者のことを第一に考え、保育をしている姿がうかがえた。また、幼稚園よりも保育所のニーズが高まる現況のなかで、低年齢の子ども達を預かり、無事に過ごさせることへの不安は、現代の保育の新たな課題ともなると考えられる。

多くの保育者たちは、不安やストレスを抱えながらも目の前にいる子どもや保護者にとっての安心を第一に考え、保育にあたっている。保育者たちが子どもや保護者のためにいかに心を砕いているか、工夫を凝らしているかは、次項の「園での実際の取り組み」のなかに具体的に読み取れる。

## (2)園の取り組み事例

266園の取り組み事例を、「防災避難対策の取り組み」、「放射線・放射性物質から幼児を守るための取り組み」、「保育内容を工夫する取り組み」、「保護者への対応についての取り組み」、「職員間や保護者との人間関係や心のケア」、「その他」の項目にわけて、取り組み事例をまとめた。以下、「防災避難対策の取り組み」、「放射線・放射性物質から幼児を守るための取り組み」、「保育内容を工夫する取り組み」、「保護者への対応についての取り組み」について紹介したい。

### a) 防災避難対策の取り組み

各園からの回答を、7つの項目①大震災発生当日の対応、②建物等の被害状況、③余震への対策、④避難訓練、⑤今後の非常時への備え・対策、⑥保護者との連絡体制、⑦その他に区分した。ここでは、①と⑥について報告する。

#### ①大震災発生当日の対応

- ・小雪が舞う寒さの中で毛布を全部出して覆ってあげた。一度は大丈夫かと園舎内に入ろうとしたらまた大きな揺れに慌てて外に出た。
- ・園庭に送迎車を3台入れて中に子どもたちを入れて身支度をしてお迎えを待った。最後のお迎えは8時近くになったが、全員親元に安全にお返しすることができた。 他

#### ⑥保護者との連絡体制

- ・3.11の際、保護者への連絡が不能になったので、緊急用メールシステムを導入した。「かんたんメール」といい、地震の際も使用できたとのことだったので)保護者にも通知しメール登録をしてもらった。
- ・今後教育活動中、大きな余震などがあって保護者の判断で避難が必要である判断された場合は、防災無線などをあてにするのではなくお迎えに来ていただきたい旨を総会でお願ひした。(本園は耐震強度が不適の診断である。築、満30年)
- ・電話よりもメールが有効だったので、携帯連絡メール網に登録してもらった。
- ・保護者申し送り表のファイルを作成し、地区外に長時間出る場合は園に伝えてもらい、全教師がわかるようにしている(大震災が起きたとき、子どもに親の居場所を伝えることで安心するとともに、迎えに来る時間の見当がつけられ、それも子どもたちを励ます時の言葉掛けに役立つ) 他

### b) 放射線・放射性物質から幼児を守るための取り組み

放射性物質から発せられる放射線の被ばくから子どもたちをどう守るか。福島県下の保育、幼児教育は、この問題をどう受け止めたらいいのか。それがなによりも子どもたちの「いま」と「未来」の命と生活にかかわっているだけに、放射線・放射性物質に対する幼稚園・保育所(園)のとりくみは、この上ない切実感、深刻さとともに、放射能汚染という前例のない事態に手探りのまま立ち向かう、計り知れない困惑と不安に満ちている。

屋外での保育活動については、園庭や砂場などをはじめ、園外保育、戸外活動の徹底した自粛が行われている。砂場にネットやプルシートをかけ、とにかく砂に触れさせないことの徹底がはかられている。屋外から放射性物質を屋内と体内に入れられないために、手洗い、うがいの励行、マスク、長袖、ズボンの着用が行われている。

屋内に入るときは、土、ほこり、泥を落とし、放射性物質を屋内に持ち込まないように、窓から入る放射性物質を極力減らすために、換気に気をつけ、暑さ対策としてエアコンの設置がなされた。放射性物質が口や鼻から体内に取り込まれる「内部被ばく」対策としては、水筒を持参させ、浄水器や市販のミネラル水を使っているところが多いが、水道水、給食の食材に対する不安、「飲む、食べる」による内部被ばくへの不安感は根強くある。産地の情報の開示、「地産地消」ではなく「遠い産地」からの食材を搬入する工夫がみられる。

低い線量の地域では、あまり神経質になっていないところもあり、また、放射線に怯えずに保育する姿勢が大切だとする保育者もいるが、出口のないトンネルに入り込んだ閉塞感・不安感に悩む保育者は多い。

#### c) 保育内容を工夫する取り組み

震災以降、放射線への配慮や地震による園庭の損傷によって、外遊びを制限している園が多くなっている。この項は、そうした制限の中で、各園がどのように工夫しながら日々の保育に取り組んでいるかについての回答をまとめたものである。これらの取り組みは以下のような8項目に分類することができた。

すなわち、①制限をしながらも外遊びを行おうとしている取り組み、②園舎内の空間環境を工夫して、子どもが体を動かせる環境を構成する取り組み、③体を動かす室内遊びを積極的に取り入れる取り組み、④園外の場所を工夫して保育をする取り組み、⑤室内遊びの環境を整えたり、内容を工夫する取り組み、⑥栽培・飼育などを通して、できるだけ自然環境に触れるようにする取り組み、⑦行事についての見直しや工夫、⑧その他（プールについての試行錯誤、震災後の心の安定を考えた取り組み、さまざまな取り組みをしながらの気づき）の8項目である。ここでは、②、⑤、⑥について紹介したい。

#### ②園舎内の空間環境を工夫して、子どもが体を動かせる環境を構成する取り組み

園庭での遊びができない園では、保育室・遊戯室（ホール）という空間をできるだけ効果的に使用し

て、子どもの活動量を保障しようとする取り組みが行われている。しかし、室内空間も限界があり、遊戯室をクラスで時間を決めて利用する形が多くみられる。園舎内の空間に対して、さまざまな工夫をされている様子を以下に紹介する。

- ・戸外での活動が規制されているが、体を使った活動をするために遊戯室やホールの活用について協議した。毎週の指導案に遊戯室・ホールを使う予定を記入し、使用できる時間は全身を動かす活動内容を行う。そのことで、教師と幼児の信頼関係が深まったり、幼児同士が体を触れ合って楽しい時間を過ごしたりし、気持ちの安定につながるようにする。年長児は、遊戯室で好きな遊びの時にも自分たちでリレー等ができるように、安全に留意した場所確保に配慮している。
- ・戸外遊びを5月15日まで自粛していたので、クラス・廊下・階段・ホールなどを使用し、心身の発達が滞ることなく成長できるよう、室内遊びのカリキュラムや使用できる時間帯を決め工夫しながら現在に至っている。
- ・室内で体を動かして遊べるような環境構成の工夫をしている。（玄関の前のスペースはリズムができるように。廊下のスペースは挑戦遊びができるような環境にする。遊戯室の中では、1日1回思いっきり走って遊べるように時間を確保。体を動かして遊べるような活動を取り入れる）
- ・年齢別活動をするために（3・4・5歳なのだが2クラスお借りしているため）3～4歳児は交替で廊下に衝立をして部屋風にして使用する（意外と落ち着く）
- ・遊戯室が広いので、巧技台や平均台を片側に常設し運動能力を高め、片側はホールとして走り回ったり、ボールを使ったゲームができるようにしている。学年で時間を決め、広く使えるよう工夫している。 他
- ⑤室内遊びの環境を整えたり、内容を工夫する取り組み  
運動量を減らさないよう、室内で体を動かす活動を積極的に取り入れる一方で、他の領域の保育内容にも、子どもの実態からみた、さまざまな工夫がなされている様子を窺うことができた。それぞれの園から具体的に回答いただいた活動を紹介したい。
- ・6月は、運動遊びが盛り上がっているため、バ

ルーンや音楽に合わせて踊ることを取り入れていく。牛乳パックでピョンピョンカエルを作り、跳ねる面白さやカエルに興味を持ったり、季節を感じたり出来るようにする。傘やあじさいをクレヨンで描き、はじき絵を楽しめるよう、好きな遊びで設定する。

- ・子どもたち全員でお店屋さんごっこをする。
- ・室内での活動で発散できるように外部講師による体育教室や（週1回）制作活動のワークショップを行っている。
- ・室内で過ごす時間が多いことから、絵本や物語に親しみ、豊かな心を育むとともに文字や言葉遊びを通して友だちとの関わりを深める時間を設定するなどして研究主題に迫りたいと考えている。
- ・大型絵本やエプロンシアターなどをふだんの保育に取り入れる機会も多く、そのほかにも保育士の室内遊びの工夫が見られる。
- ・ボランティアでパネルシアターや世界最大級のオルゴール鑑賞、サッカー協会の方々のボール遊びなども受け入れ、少しでも日々の保育に変化をつけるようにして進めている。
- ・幼児の発散の場として、叩いたりパンチしたりできるものを準備しておく、新聞紙での遊びなどの工夫。
- ・粘土あそび、小麦粉粘土等を活用していく。
- ・室内における鉄棒の設置やダンボールを使った迷路作り、紙テープを使った遊び等、室内遊びを創意工夫して取り組んでいる。
- ・感覚を使った遊び（五感に訴える内容）を行う。息をはく・ふくことが良いとアドバイスをいただき、空気を使って遊ぶ。
- ・赤ちゃんは十分ハイハイをさせ、両足の親指でしっかり蹴ることができるよう動きに注意しながら子どもの成長を見守っている。
- ・外遊びができないため、玄関前のホールを活用。バスケットのゴール、輪の使用。クラス毎、時間を決めて活動。
- ・外遊びができないため、廊下を仕切ってマットを出し、ごろごろ転がったり、ジャンプをしたり、年齢に合わせたものを取り入れている。
- ・いちご狩りができなかったため、年長児が遊戯室にビニールハウスを作り、年少児、年中児も楽しむことができた。
- ・外遊びができないため、廃材を各家庭より協力

して頂いて、色々と制作活動を行い、お店屋さんごっこ、お寿司屋さんごっこ、パーマ屋さんごっこ他、楽しんでいる。長座布団を利用してままごと遊び、保育園ごっこ他を楽しんでいる。

- ・震災後、全員登園した初日にお集まりを行う。保育園で被災したことから、子どもの不安解消と園生活への期待感を高められるよう職員が人形劇、歌など披露するなどし、元気でみんなで会えたことを喜び合うことができた。また、家庭より水筒を持参した事により、遠足気分を味わい楽しく登園でき、震災で不安な気持ちを緩和する事が出来たように思う。保育室での保育。お集まり（お話し・歌）、製作、自由遊び。絵本によるごっこ遊び、自然との繋がりを意識した壁面制作など。
- ・保護者会と相談し、観劇や昔遊びなどにふれ合う機会を増やしている。毎年、畑で作っていたジャガ芋、さつま芋、トマト、きゅうり、枝豆などが今年は作れないので、その分、異年齢児交流の中でのクッキング（ピザ、サンドイッチなど）の回数を増やしている。クラス毎に和え物、バナナ切り、野菜の皮むきなども栄養士と相談し、日々の保育の中に取り入れながら食材への興味をひきだしている。ちまき作りなど、伝統的な行事もできるだけ、産地に考慮し材料を吟味し継続できるよう保護者の理解のもと、進めている。
- ・絵画活動が多くなり、ハサミの指導などじっくりできている。表現することについては、生の体験がないので、表現力という点では難しい面がある。法人内で講師を呼んで、絵画制作についての学習会。田んぼの写真を撮ってきて見せる。食材に多く触れられるように、給食室の食材の下ごしらえの手伝いをしている。（タケノコの皮むき、絹さややいんげんの筋とりなど。義援物資の米を使って、おにぎりづくりをしたり、なるべくクッキング保育をやればと思っている。本物の野菜を保育士が自宅からもってきて見せたりして触れさせるなどの体験をしている。
- ・一人一人との十分な会話の時間を設ける。
- ・図書室に専任司書がおり、いつでも読み聞かせができる。また、貸出も週一回、卒園児（小学生）も対象に行っている。語り部によるお話し

会を毎月開いているが、回数を増やした（保護者も参加）。母親たちの絵本読み聞かせグループがあり定期的に行っているが、回数を増やした。毎学期プロの演奏家によるコンサートや人形劇を招いている（保護者も参加）。わらべ歌のサークルがあり定期的に行っている。

- ・ 戸外遊びが制限されているので、室内でなるべく発散できる遊びを取り入れています。ベランダの床に水絵、石鹸泡のクリームづくり、フィンガーペイント、小麦粉粘土、絵の具あそびなど。
- ・ 砂遊びができないので、市から現物支給で材料をもらい、園長が砂場を作っている（木の枠に袋砂を入れる予定）。
- ・ 地域の方が段ボール動物を46コほど作って下さり、他の人形、玩具と共に遊んでいる。
- ・ あみものや竹馬、的あて等、室内遊びの充実や、制作等にも力をいれ、このような状況をプラスに考え、今伸ばせる力を育てている。年間指導計画の立案に考慮した。
- ・ プール遊びが行えないので、袋に水をいれてしっかりとしばり感触を楽しんだり、布団入れの袋に水を入れて上に乗って遊んだり、スライムや絵の具遊びの取り入れを計画している。
- ・ 「ぐりとぐら」をテーマに展開して、全館で遠足ごっこ、宝探しを実施。他クラスとの交流活動。ホールの各クラスの限られた空間の中でどのようにしたら子どもたちが楽しく過ごせるか。制作等も「作ったもので遊ぶ（身体を動かす工夫）」ことを取り入れた。季節のいろいろな食材に触れる。（筍の皮むき、豆のさや取り等）。未満児…階段の昇り降り、ろくぼく、すべり台、固定遊具、ハイハイを中心とした動き、ふれあい遊び、タオル、布を使ってたくさん笑って気持ちを発散させる。手作りおもちゃを一カ月に一個くらいずつ作る。
- ・ 食育については体の仕組みや食べ物の働きについて、引き続き絵本や大型パネル等を利用し行う。
- ・ 園外へ出掛けることができないため、それぞれの季節を感じられるような花や虫などの写真を撮り、保育室に飾り季節を感じられるように促す。
- ・ ビニールプールを室内に置き、新聞プールを作り楽しんでいる。また、その後新聞を片付け、

少量の水を入れることで、足湯のような楽しみ方をした。室内の遊びの中で制作活動が多くなっている反面、身体を使えるような（ジャンプ、くぐる、渡るなど）遊びのスペースを各クラスに（年齢別に）設定している。

- ・ 制作活動等の工夫をし、友達とのかかわりの中で室内遊びの楽しさを味わう。 他

さらに、新たな活動を行うために、遊具や教材を新たに購入したり、借りたりして、室内の環境を工夫する取り組みも行われている。

- ⑥栽培・飼育などを通して、できるだけ自然環境に触れるようにする取り組み

屋外活動の制限は、栽培や飼育などにも影響してきている。野菜などを栽培することを通して自然環境に興味を持ち、さらに収穫した野菜を食べることによって食育へと繋げていくことを意識した保育においては、栽培の可否は重要な問題になる。その点についても、各園がいろいろな工夫をされている。

- ・ 例年、空き地を利用し、サツマイモ、ミニトマト、その他の野菜を栽培し、収穫し、調理し、食べるといった取り組みをしてきたが、今年は放射能の心配もあるので作物ではなく、ひまわりなどを植える予定。そのことを通し子どもにも原発のことを知らせていく予定。
- ・ 室内でトマト、ジャガイモの栽培。バケツで水稲（窓越しに見る）
- ・ 作付け可能地域なので、ジャガイモの植え付けを実施、5月下旬にはサツマイモの植え付けを行う。体験活動の重視を狙いながらも不安はつきまとう。食べることにについては状況を判断していきたい。
- ・ 保育室の一室を「畑の部屋」にして野菜を栽培している。
- ・ 砂場（草花）で遊べない分、安全な野菜等を使用し室内でごっこ遊びをする。
- ・ 室内にブルーシートを敷き、市販されている腐葉土を使って一人一鉢ひまわりの種を植え、テラスで栽培するようにした。
- ・ 放射性物質による健康被害よりもストレスによる健康被害の問題の方が大きいと思うので、野菜栽培も普通に行う。草花・生き物観察のための散歩。
- ・ 放射能を心配する保護者の声に対応して、今年は野菜づくりを自粛した。
- ・ 食育に関する栽培活動を自粛しているので、料

理教室・年齢にあったお料理体験など「楽しく食べる」ために作って食べる活動を多く取り入れた。

- ・花や野菜の栽培はプランターや牛乳パックを利用し工夫している。
- ・畑づくりができないので、室内で栽培し、経過や様子を観察した。カイワレ大根や、豆苗など。(他にもささぎ、オクラ、ミニトマトなど)
- ・食育活動、栽培した野菜は食さないこととし、畑や室内でプランター栽培をし成長を観察している。
- ・食育(食準備の手伝い→畑活動)が盛んであったが実施できない為、園内での取り組みを重点化した(毎週4.5歳児)。旬の食材に触れる。食事を楽しみにする。手伝いをする事で食事を身近に感じ満足感を得る。
- ・いろいろな花の種子をまき、その成長の様子に関心を向けさせ、しぜんとの触れ合う機会を多く持ちたいと思っている。オタマジャクシやメダカ、カブト虫の幼虫、アゲハチョウの卵→幼虫、ナカヘビを室内で観察できるようにしている。
- ・栽培活動については幼児に土に触れさせないようにしながら、保護者の協力を受け、「さつま芋苗植え」を実施した。生長を見せたい…という思いから活動の取りやめはしなかった。収穫後は食べることはしないで、芋版画遊び等に活用していく。
- ・野菜、花など収穫ではなく、生長を楽しみにできるようにすすめている。
- ・季節感を味わうことができるよう、園舎周りの草花を保育室に飾ったり、テントウムシ、ダンゴムシ、アゲハの幼虫を飼育ケースに入れて観察。
- ・自然とふれあう体験ができないので虫の飼育を意識して行ったり、草花を飾り、それらに関する一口メモ、豆知識のようなものをクイズ形式で表示して関心を持たせている。
- ・自然に対する関心を低下させないよう、水槽での飼育物(おたまじゃくし、ザリガニ、あり)を増やした。

#### d) 保護者への対応についての取り組み

園の保護者への対応は、以下のようである。

ここでは、①放射線量等の公表・通知、②学習会・講演会等への参加と情報提供、③懇談会等での対応、

④行事の実施に関して、⑤保護者への個別対応、⑥たより等の利用、⑦その他、に分類し、代表的な記述や特徴的な記述をもとに整理した。

なお、比較的高い放射線量の地域でも低い地域でも対応に大差がなかった。ここからは行政の対応が横並び的であったことがうかがえる。ここではむしろそれぞれの地区に適合した保育方針を個別に立てる必要があったように思う。そうすればどの園でも一律30分～1時間しか外あそびをさせないなどということは避けられたように思う。

本項では、⑤⑥について紹介したい。

#### ⑤保護者への個別対応

- ・不安の中で登園させているので、毎日担任より今日の子どもたちの様子を伝え、安心感を持ってもらうようにしている。
- ・保護者の不安が和らぐように、できるだけ話を聞くように心がけて対応している。これは、大きな意味があると感じている。話すことでだいぶ落ち着きを見せてくれる。
- ・登・降園送迎時に保護者にできる限り話しかけ、放射線量や家庭で気をつけていること園で気をつけていること等のコミュニケーションを多くもつよう心がけている。
- ・保護者の質問にはきちんと対応し、不安を抱かせないようにしている。
- ・日ごろから放射線関係の情報を得るようにし、保護者がどのような情報で不安になっているのかを理解しながら話をする。
- ・保護者への呼びかけとして〇〇の禁止ではなく、この悪条件の中で、何ができるのか?を子どもへの為に考えていきましょう。と提案している。
- ・今後は、子どもの成長やストレスに配慮しつつ、保護者に対し保育活動と放射線リスクの兼ね合いについて、共通理解を図ってゆきたいと考えている。
- ・毎日の測定量をお知らせし、その上で線量が低いときには30分以内で外に出してよいか否か、個別にアンケートを採り、提出してもらった。
- ・給食に使われる食材(主に野菜類)の産地をメールにて保護者に通知。
- ・放射線量を1日2回測定し、メールにて保護者に知らせる。
- ・ホームページをこまめに更新するようしている。

- ・避難してきたお子さんは卒園児から寄付された用品を再利用し金銭面での負担を軽くしている。
  - ・不安をかかえる保護者に対するカウンセリング。(担任がカウンセラーにつなぐ)
  - ・水道水を飲み水とすることに関しては、保護者の考えを尊重し、判断は家庭にしてもらい、持参を可能としている。
  - ・上靴を外靴箱に入れて帰ると心配だという保護者がいるので、ズック袋に入れて室内に入れて帰っている。
  - ・県外避難、自宅待機されている園児に対し、電話連絡安否確認。
  - ・親が心配するので、調乳用の水はペットボトルの水(寄付された水)を使用している。
  - ・水・牛乳・給食などに敏感になっている保護者には園だけで対応するのではなく給食センターの職員など関係する方々にも丁寧にかかわってもらう。給食を月単位で止める対応もしている。
  - ・表土除去後は、少しずつ戸外で活動を行う。戸外遊びを拒否する保護者の思いを受け入れる。
  - ・水遊びやプールについては、実施していく考えでいるので、保護者に諮り、合意が得られない方についてはやらない方向で考えている。
  - ・マスク、帽子の着用と、衣替えによる夏服については、保護者の思いを受け取り、配慮する。
  - ・6月1日の衣替えでは、半そで、半ズボンなど肌を露出するのが不安な家庭は長袖、長ズボンで活動するよう選択肢の幅を広げている。
  - ・保護者からの放射線についての質問などがあった場合、指定用紙に内容を記入し市役所に報告。
- ⑥たより等の利用
- ・きめ細かいお便りの発行。
  - ・こまめに保護者に対して理解を求めるとお手紙を出しできるだけ不安を解消できるようにしている。
  - ・心のケアの手紙を順をおって保護者に出す。
  - ・園だよりをこまめに出し子どもの様子や活動内容を知らせている。保育参観日に説明会をした。
  - ・園独自に「お散歩について」「水道水の利用について」など、必要に応じてお便りを配布して保護者の理解を得るようにしている。
  - ・放射線の影響を考えて、保護者へ「当面の間、屋外での保育活動は行わない」とおたよりで知らせた。(3歳未満児の保育所である)
  - ・幼稚園通信をまめに発信：被災地にある幼稚園のため、保護者が被災して避難所やアパート、親戚を頼っての暮らしをしている。なるべく負担にならないような、また支援できるようなことなどの連絡をするためにも、改まったものと言うよりもメモ風なものを、また園生活の中で気づいた出来事などホットなニュースも伝えたいと不定期に発行し家庭に配布。
  - ・6月から園だよりを発行し、ばらばらになった子どもたち・保護者に送る予定。
  - ・号外などで正しい情報を知らせて個々の正しい判断を促す。
  - ・たよりでも、マスク、帽子着用など戸外での対応を知らせる。
  - ・肌が露出しないような服装で遊ばせるようにし、園だより等で保護者の理解や協力を得るようにした。
  - ・園だよりの他にクラスだよりを発行し、子どもたちの遊びの様子を伝え、保育内容の理解をしてもらっている。
  - ・その都度保健便りや給食便り等を発行している。
  - ・週1回のおたより発行、休園者には月1回程度。保健便りも随時発行。
  - ・放射能に対して保護者に対してお便りなどにより、現在のモニタリングでの数値を知らせるとともに、家庭で放射能を防ぐ方法を伝えている。
  - ・教育委員会からの連絡や講演会等での内容・園庭表土除去のこと、園内外を測定したときの数値などを園だよりで知らせた。
  - ・保育便り等で、心配されている事を取り上げ、答えるなど安心してもらえるよう努める。
  - ・園児が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるために、園での生活上の留意事項について、保護者にお知らせした。 他
- (3)福島大学附属幼稚園の取り組み
- 3月11日から2学期の始めくらいまでの幼稚園での取り組みを、「情報発信」「保護者への支援」「教育計画の見直し」「安全確保と環境整備」「学校評価」「子どもたちの様子と保育の中での取り組み」「今後の課

題」の観点からまとめた。本稿での報告は省略する。詳細は後述の報告書「震災後の保育現場が直面する課題とその対応事例に関する調査研究」を参照されたい。

## 5. まとめ

保育現場で直面している不安や悩みに関する保育者からの回答を集計・分析した結果、不安と悩みの最大の原因はいうまでもなく、原発事故による放射能災害の問題であり、程度の差こそあれ県内すべての園でこれまでの「あたりまえの保育」ができなくなっていることが読み取れた。

しかしながら、各園の対応や保育現場の工夫についての回答結果をみると、保育者たちが目の前の問題を乗り越えるために様々な知恵を出し、工夫をしながら日々の保育のために力を尽くしている様子がみてとれた。どの回答にも万感の思いが込められており、集計していても頭が下がるのみであった。また、より具体的な取り組みとして、本学の附属幼稚園の取り組みについてもまとめた。

これらの結果は、「震災後の保育現場が直面する課題とその対応事例に関する調査研究」として、96ページの報告書にまとめ、県内の幼稚園、保育所および市町村教育委員会に届けることができた。もっと早くにまとめられればよかったが、時間ばかりが過ぎてしまった。そしてその時間とともに、保育現場にふりかかる問題も刻々と変化してきている。しかしながら、放射線に対する不安が払拭されたわけではない。むしろ地震に対する不安よりも放射線に対する不安の比重が高くなっているように思える。これはこれまでの保育研究の知見では対応できない事態でもある。このような中で、保育の質を低下させないようにしながら子どもを育てるにはどうしたらよいかを我々も保育者とともに考えていきたい。

## 震災後の保育現場が直面する課題とその対応事例に関する調査研究 ～リアルタイムの保育現場への支援をめざして～



大宮勇雄、白石昌子、中村哲也、西内裕一、原野明子(人間・心理学系)  
浜島京子、斉藤和代、星 俊子、遊佐早苗、佐藤久美子(附属幼稚園)

### I 福島県内の保育の現状と課題

予備的な調査(県内施設で働く卒業生や関係者への聞き取り)によると、福島県内の幼稚園・保育所・保育施設などにおいては、震災後、保育の現場はこれまで経験したことのないさまざまな課題に直面し、その解決に苦慮している。聞き取りによって浮かび上がってきた課題の主なものとして、

- 1) 原発事故による放射能汚染下での保育の質の維持にかかわる悩み・課題
- 2) 被災や震災によって心理的ショックや不安の大きい子どもにどう対応して保育すべきか
- 3) 防災に関すること
- 4) その他  
があげられた。

### II 本プロジェクトの目的

このプロジェクトの目的は、子どもたちの安全と成長を守り、家族を支え、復興支援に大きな役割を果たしている保育の現場が直面している課題と各園での対応策を把握すること、第二にそれらを集約・分析して、課題に的確に対応するために必要な情報や対応事例などを現場に伝えることにある。

本報告では、このうち第一の目的である、保育現場が直面している課題を把握するための一方途として、保育者が抱えている不安を探ることとした。

### III 方法

1. 調査対象: 公私立幼稚園(340園)、公私立保育所(304園)の保育者
2. 調査方法: 質問紙調査を施設へ郵送。なお、上記施設数は、アンケート送付時点で休園閉園していない園とした。ただし、警戒区域や計画的避難区域の園については避難先の役場等に送付した。
3. 調査内容: 震災後の保育に関する課題とその対応状況についてのアンケートを送付し、回答者により個別回答してもらった(郵送後納制を利用)。920名からの回答あり。

4. アンケートの構成: アンケートは、①「フェイスシート」(地域と公私立幼保のいずれか、および回答者の職位を問う項目)、②「地震などの防災についての不安」③「原発事故による放射線のこと」④「自分や取り巻く人間関係のこと」⑤「震災前後で変化があり負担に思うこと」⑥「日々の保育で困っていること」について訪ねた。②～④は下位項目への4段階評定、⑤は該当項目へのチェック、⑥は自由記述を求めた。なお、②～④については、その他不安なこと対応に苦慮していることを自由記述で回答を求めた。

5. 調査時期: 2011年5月中旬～6月末

### IV 結果と考察

920名分の回答を、園のある地域を独立変数として分析を行った。なお、園のある地域は、①中通り北部、②中通り中南部、③会津、④浜通り、⑤警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域指定地域、の5つに区分した。具体的市町村名は紙面の都合上割愛する。

#### 1. 震災前後で変化があり負担に思うこと

本報告では、保育者が震災前後で変化があり、負担に思っていることについての結果を述べたい。①の地域では、「先がみえない」「何を信じたらよいかわからない」「保護者の意向の差の調整」「教育課程や保育内容」が他の地域に比べると高い。また、③の地域は、いずれの項目においても他の地域よりも数値が低かった。③の地域の数値の低さは、他の項目の分析においても同様であった。

本調査の実施時期が6月末までということもあり、放射線量の測定や園庭、所庭の土の除去、除染が実施されはじめた頃でもあったことから、地震そのものというより、放射線に対する不安、負担感が大きいと考えられる。保育者自身も何を信じたらよいかわからない、先の見えない不安をもちながらも、保護者間の調整をしながら保育内容・教育課程をどうするか悩む保育者の姿がみえてくる。

#### 2. 今後について

園の取り組みの調査をまとめ、各園に送付し、県下の保育者で問題の共有をはかる一助となればと考えている。

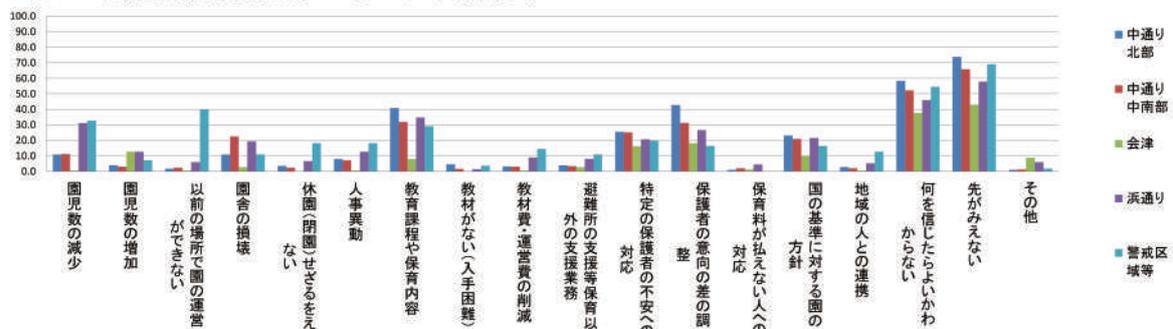


Fig.1 地域別にみた「保育者が震災前後で変化があり負担に感じる事」

#### 【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 被災児童・生徒の受け入れに伴う学校安全と 子どもの心の危機管理に関する研究

研究代表者 人間・心理学系 生島 浩 (学校臨床心理専攻臨床心理領域)

## 1. 調査研究の目的

被災した児童・生徒はもとより、彼らを急遽受け入れることになった学校の児童・生徒、保護者、教員のストレスは大きく、心理・社会・福祉的支援は欠かせない。浜通り、中通り、会津といった文化・社会的背景の異なる児童・生徒間の突然の交流は、一時的にも対人葛藤が生じるおそれを高じさせ、不登校、いじめなどの問題行動の出現が懸念される。また、発達障害のある児童・生徒などハイリスク要因への対処も不可欠であり、不安を抱く保護者への支援も必要である。これらの「学校安全と子どもの心の危機管理」に現場で前面に立って対処している教員のメンタルヘルス面を含めた「後方支援」の体制作りが求められている。また、心のケアを専門とするスクールカウンセラーの活躍が期待されているが、そのスーパーバイズやコンサルテーションが、的確な臨床実践のために重要であることは言を俟たない。

被災した児童・生徒への心理的支援については、臨床心理士会などが中心に行っているが、教員のメンタルヘルス面を含めた支援、また、スクールカウンセラーという支援専門職へのスーパーバイズやコンサルテーションの実践と実証研究は未着手となっている。これらの支援は、緊急かつ継続的・長期的なものではなくてはならず、福島県各地域の文化・社会的背景を熟知した地元大学こそが担うことのできる復興支援に関する実践及び研究である。学校臨床心理を学んだ教員を輩出し、臨床心理士の養成大学院（第1種）である本校が、その人的リソース、ネットワークを駆使した取り組みを行うことは、社会的責務であり、評価を得るものとする。

さらには、大震災に限定されることなく、「学校安全と子どもの心の危機管理」に関わるリスク・アセスメントとケア・マネジメントの研究組織の設立につながる研究を目指すものである。

## 2. 調査研究組織

調査研究組織を構成するのは、学校臨床心理専攻臨床心理領域の教員であり、いずれも人間・心理学系に

所属するが、それぞれの専門領域を活かした調査研究の分担は次のとおりである。

<研究代表者>

人間・心理学系

生島 浩：家族臨床学、犯罪・非行臨床学、リスクに関わるケース・マネジメント

<研究分担者>

人間・心理学系

中野 明德：教員と生徒のメンタルヘルス

内山登紀夫：発達障害を専門とする児童精神学

青木 真理：不登校、いじめなどの不適応行動

渡辺 隆：発達障害、虐待に関わる家族臨床、福祉心理学

## 3. 調査研究計画・方法

上記5人の調査研究組織が所属する学校臨床心理専攻臨床心理領域は、臨床心理士資格認定協会による指定大学院（第1種）であり、臨床心理士の養成に平成13年度から当たっている。修了生は、病院の心理士、スクールカウンセラー、児童相談所、警察の被害者支援・少年相談、矯正施設などに加えて、教員として活躍し、その数は100名を超え、これらのリソースを活かして、次のような教員、スクールカウンセラーを対象とした支援計画を立てた。

- 1) 全県を対象とした研修会を開催する。研究グループが講師を務めるほか、外部講師として、「学校安全と子どもの心の危機管理」を専門とする武蔵野大学の藤森和美教授等を招聘する。
- 2) アウトリーチ（出前方式）による学校支援を行う。具体的には、福島市内で被災児童・生徒を多数受け入れている佐原小学校、西信中学校、吾妻中学校などに研究グループが、そのニーズに応じて継続的に訪問し、研修会、事例検討会を開催して、リスク・アセスメント、ケア・マネジメントに関する専門的支援を実施する。

また、院生を助手として同道し、その臨床実習の一環として活用する。

- 3) 福島大学総合教育研究センターが復興支援事業と

して取り組む「希望プロジェクト」との連携活動を行う。研究グループが相談員を務めるセンター附属の「臨床心理・教育相談室」において、被災した子どもの心のケアを目的として、学校のニーズに沿って学校訪問により、危機介入的支援を実施する。

- 4) 研究グループが、関連学会が開催する大震災対応の研究会・研修会に出席して、最新の知見を得るとともに情報交換を行う。
- 5) これらの支援の効果を参加者のアンケート調査、事例研究などにより明らかにする。各研究グループが所属する日本心理臨床学会、家族研究・家族療法学会、精神衛生学会、児童青年精神医学会等で研究成果を発表する。

#### 4. 調査研究の経過及び結果

- 1) 全県を対象とした次のような研修会の講師を研究グループ員が務めた。

福島県立本宮高校 (5/18)

福島市立庭塚小学校 (6/14)

学校法人二本松幼稚園 (6/21)

福島市立福島第三小学校 (6/22)

福島市立渡利幼稚園 (6/23)

福島市立杉妻小学校 (6/29)

以上の教職員、保護者を対象として開催した。外部講師として、6月15日、本学において、「学校安全と子どもの心の危機管理」を専門とする武蔵野大学の藤森和美教授を招聘し、講演会を開催した。概要は次のとおりである。

##### 学校安全と子どもの心の危機管理

##### —教職員と保護者が知っておきたいこと—

被災した児童・生徒はもとより、彼らを急遽受け入れることになった学校の児童・生徒、保護者、教員のストレスは大きく、心理・社会・福祉的支援は欠かせない。文化・社会的背景の異なる児童・生徒間の突然の交流は、一時的にも対人葛藤が生じるおそれを高じさせ、不登校、いじめなどの問題行動の出現が懸念される。また、発達障害のある児童・生徒などハイリスク要因への対処同様、不安を抱く保護者への支援も不可欠である。

講師は、武蔵野大学人間科学部教授であり、日本トラウマティックストレス学会理事、内閣府「中央交通安全対策会議」専門委員の要職に就いている。1993年

の北海道南西沖地震で子どもたちの心のケアに取り組み、その後の阪神・淡路大震災では教師向けの「危機介入ハンドブック」を兵庫県教育委員会に提供している。

当日は、『学校安全と子どもの心の危機管理』（誠信書房）の編著者として、震災の被災者はもとより、犯罪や事故の被害者に対する心理的支援、専門職への後方支援、被災者・被害者を取り巻きさまざまな関係組織のコラボレーションに関わる基本から最新の知見まで教示していただく。

教職員、スクールカウンセラー、臨床心理士、児童福祉、精神保健、そしてこの問題に関心のある大学院生・学生など、どうぞふってご参加ください。

本学大学院人間発達文化研究科学校臨床心理専攻教員による学校支援報告も併せて行います。

6月8日、本学において、英国の知的・発達障害の専門家である Jenny Talbot 氏の講演会を開催した。概要は次のとおりである。なお、翌9日、被災地相馬市の児童療育施設等を実地調査した。

##### プリズン・リフォーム・トラストの歴史と役割

この度は、イギリスより、刑務所改革に取り組んでいる NGO プリズン・リフォーム・トラストのジェニー・タルボットさんを日本に迎え、プリズン・リフォーム・トラストの役割や、刑務所における成人の触法知的障害者・精神障害者の実態と支援ニーズを探るために取り組みなどをお聞きします。

また、「発達障害者と触法」に関する我が国で取り組むべき課題—司法・矯正医療・メディア・福祉支援等から—を議論したいと思います。

当日は、福島での講演であり、特に被災などのリスクを抱えた発達障害のある子どもへのケア・マネジメントにも言及したい。

##### <講師紹介>

##### ◆ジェニー・タルボット (Jenny Talbot)

2006年2月より No One Knows プログラムの責任者として PRT (Prison Reform Trust) のスタッフに加わる。これは、刑務所における成人の触法知的障害者・精神障害者の実態と支援ニーズを探るための取り組みである。現在は精神障害やメンタルヘルスの問題をもつ子どもと若者の拘禁の減少に注力している。

指定討論：内山登紀夫

(福島大学大学院教授・児童精神医学)

司 会：生島 浩

(福島大学大学院教授・犯罪心理臨床)

- 2) アウトリーチ（出前方式）による学校等の支援を行った。具体的には、福島市内で被災児童・生徒を多数受け入れている福島市立佐原小学校、福島市立吾妻中学、福島県養護教育センター、福島県発達障がい者支援センターなどに研究グループが、そのニーズに応じて訪問し、事例検討会の開催、支援チームのセッティングなどのケア・マネジメントに関する専門的支援を行った。また、院生を助手として同道し、その臨床実習の一環とした。
- 3) 研究グループが相談員を務める「臨床心理・教育相談室」が【復興支援事業：希望プロジェクト】として取り組む被災した子どもの心のケアと連動して、希望者に面接・電話相談を実施した。
- 4) 研究グループ員が、
  - 5月29日、日本心理臨床学会が主催した、「東日本大震災心理支援研修会」（東京国際フォーラム）
  - 7月30日、「日本社会福祉学会東北部会第11回研究大会福島大会：震災復興—安全・安心な暮らしを求める権利擁護と自立生活支援」（福島大学）
 など関連学会が開催した大震災支援に関する研究会に出席して、最新の知見を得るとともに情報交換を行った。
- 5) これらの支援の効果を事例研究などにより明らかにした。6月3日、研究代表の生島は、第28回日本家族研究・家族療学会静岡大会において、学会特別企画シンポジウム「東日本大震災支援に向けて」の報告者として「今、何が起きているか：福島から」と題する研究成果の一部を発表した。

## 5. まとめと今後の展望

研究組織を構成する教員の専門性（学校臨床・メンタルヘルス・発達障害・家族臨床・福祉臨床）を活かした危機介入ができたものと評価している。しかし、学校安全と子どもの心の危機管理については、急性のPTSD（外傷後ストレス障害）症状が出現しているとはいえ、被災者及び支援者の疲労が蓄積して、抑うつといった気分障害などの精神症状が本格化するの今秋以降であろう。そして、放射能不安が深刻化する一

方の今後こそ、心理的支援ニーズが高まることは確実である。

このような現状認識のもと、地元大学の責務である、長期的、継続的な専門的援助を現場のニーズに即して実施していきたい。今後の研究グループの活動としては、次のことが計画されている。

生島教員：日本精神神経学会の原発事故ストレスに対するメンタル・ケアに関するプログラムに協力する。また、日本家族研究・家族療学会東日本大震災支援委員会主催の「家族臨床に関わるケア・スタッフのための実践支援講座」が、8月20日に福島市で開催され、企画・司会者として参画した。その概要は次のとおりである。なお、報告者の伊藤律子・神尾直子の両氏は、本学大学院専攻の修士生である。

### ~~~~~ 家族臨床に関わるケア・スタッフのための 実践支援講座

日本家族研究・家族療学会は1984年に創立され、医療・教育・心理・福祉などの現場で家族臨床に携わる多職種の会員千名を超える学会です。阪神・淡路大震災では3年にわたって家族臨床に関わるケア・スタッフのための実践的な援助講座を学会として開催してきました。今回も現地のケア・スタッフ支援のために継続的な援助講座を企画しました。中越地震に際して精神保健医療対策に従事された新潟大学後藤雅博先生による基礎講座、現地のケア・スタッフによる家族支援の実践報告をもとに援助方策を学びます。

### 基礎講座

「リスク・ファミリーのケア・マネジメント  
—家族臨床の観点から」

後藤 雅博（新潟大学医学部保健学科・教授）

（日本家族研究・家族療学会東日本大震災支援委員会委員長）

### 家族支援・実践報告

「学校教育の現場から」：伊藤 律子

（福島市立福島第四小学校）

「児童福祉の現場から」：佐藤 早苗

（福島県中央児童相談所）

「地域保健福祉の現場から」：大久保淳子

（福島市保健福祉センター）

「被災者支援の現場から」：神尾 直子

（福島県警察本部被害者支援室）

コメンテーター

日本家族研究・家族療法学会東日本大震災支援委員会委員

- ・石井千賀子（ルーテル学院大学・臨床心理）
- ・田村 毅（田村毅研究室・精神医学）
- ・若林 英樹（岐阜大学・精神医学）

そのほか、

内山教員：日本児童青年期精神医学会の福島支援チームのオーガナイズ

青木教員：学類の実習実践科目「自然体験学校」における被災した児童生徒への支援授業

などが予定されている。

~~~~~

## 被災児童・生徒の受け入れに伴う 学校安全と子どもの心の危機管理に関する研究



生島 浩・中野明德・内山登紀夫・青木真理・渡辺 隆  
(人間・心理学系, 学校臨床心理専攻臨床心理領域)

### ■ 研究の目的

被災した児童・生徒はもとより、彼らを急遽受け入れることになった学校の児童・生徒、保護者、教員のストレスは大きく、心理・社会・福祉の支援は欠かせない。浜通り、中通り、会津といった文化・社会的背景の異なる児童・生徒間の突然の交流は、一時的にも対人葛藤が生じるおそれを高じさせ、不登校、いじめなどの問題行動の出現が懸念される。また、発達障害のある児童・生徒などハイリスク要因への対処も不可欠であり、不安を抱く保護者への支援も必要である。これらの「学校安全と子どもの心の危機管理」に現場で前面に立って対処している教員のメンタルヘルス面を含めた「後方支援」の体制作りが求められている。また、心のケアを専門とするスクールカウンセラーの活躍が期待されているが、そのスーパーバイズやコンサルテーションが、的確な臨床実践のために重要である。これらの支援は、緊急かつ継続的・長期的なものでなくてはならず、福島県各地域の文化・社会的背景を熟知した地元大学こそが担うことのできる復興支援に関する実践及び研究である。

### ・研究経過や結果

1) 全県を対象とした研修会の講師を研究グループが務めた。

福島県立本宮高校(5/18)、福島市立庭塚小学校(6/14)、学校法人二本松幼稚園(6/21)、福島市立第三小学校(6/22)、福島市立渡利幼稚園(6/23)、福島市立杉妻小学校(6/29)の教職員、保護者を対象として開催した。

外部講師として、「学校安全と子どもの心の危機管理」を専門とする武蔵野大学の藤森和美教授の招聘(6/15) 英国の知的・発達障害の専門家であるJenny Talbot氏の講演(6/8)と被災地の療育施設調査(6/9)

2) アウトリーチ(出前方式)による学校等の支援。具体的には、福島市内で被災児童・生徒を多数受け入れている福島市立佐原小学校、福島市立吾妻中学、福島県養護教育センター、福島県発達障がい者支援センターなどに研究グループが、そのニーズに応じて継続的に訪問し、事例検討会の開催、支援チームのセッティング等ケア・マネジメントに関する専門的支援を行った。また、院生を助手として同道し、その臨床実習の一環として活用した。

3) 研究グループが相談員を務める「臨床心理・教育相談室」が【復興支援事業:希望プロジェクト】として取り組む被災した子どもの心のケアと連動して、希望者に面接・電話相談を実施した。

4) 研究グループが、日本心理臨床学会(5/29, 東京)、日本社会福祉学会(7/30, 福島)など関連学会が開催した大震災支援に関する研究会に出席して、最新の知見を得るとともに情報交換を行った。

5) これらの支援の効果を事例研究などにより明らかにした。各研究グループが所属する日本家族研究・家族療法学会(6/3, 静岡)等で研究成果の一部を発表した。

### ・まとめと今後の展望

研究組織を構成する教員の専門性(学校臨床・メンタルヘルス・発達障害・家族臨床・福祉臨床)を活かした危機介入ができたものと評価している。しかし、学校安全と子どもの心の危機管理については、PTSD症状が出現する今秋以降、そして、放射能不安が深刻化する一方の今後こそが、支援ニーズが高まりことは確実である。

より一層、地元大学の責務である、長期的、継続的な専門的援助を果たしていきたい。日本児童青年期精神医学会の福島支援チームのオーガナイズ(内山教授)、日本家族研究・家族療法学会の「家族臨床に関わるケア・スタッフのための実践支援講座」(8/20, 福島市にて開催, 生島教授)、日本精神神経学会の原発事故ストレスに対するメンタル・ケアに関するプログラムへの参画(生島教授)、学類の実習実践科目「自然体験学校」における被災した児童生徒への支援(青木教授)などが予定されている。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 学校支援と家庭支援をつなぐ 災害対応スクールソーシャルワーカーの役割

研究代表者 人間・心理学系 鈴木 庸裕

## 1. 調査研究の目的

震災後、子どもたちにとって安心と信頼のできる生活環境が未だ見えづらい状況にある。このプロジェクトでは、学校保健、学校ソーシャルワーク、学校マネジメントの視座から、子どもを取り巻く生活環境や学習環境への支援をつなぐスクールソーシャルワーカーのあり方と、今後の学校の「再生」や「復興」への相談援助について検討をおこなった。3月下旬以降、福島県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、そして市町村教育委員会の教員や職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらに各地の児童福祉や保健福祉の関係者、避難所や災害ボランティアセンター、NPOなどで対応するスタッフへのニーズ調査を実施した（12の市町村教育委員会、30を超える諸学校園の教員、延べ20名の災害関係スタッフからの聞き取りによる）。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

人間・心理学系 鈴木 庸裕

<研究分担者>

健康・運動学系 佐藤 理

人間・心理学系 渡辺 博志

## 3. 調査研究計画・方法・経過や結果

3月14日以降、川俣町、福島市、須賀川市、南相馬市、伊達市、本宮町、二本松市、浪江町、大熊町等の地域を中心に、まず定点巡回や情報収集のモニタリングをおこない、次に、以下の本調査等をおこなった。

被災者受け入れ自治体（川俣町、二本松市）の避難所本部現場と携わる中で、とくに浪江町や南相馬市など避難が後発になったところでは、福島市や二本松市、川俣町、猪苗代町などに避難したため、自治体を超えた分散状態にある。そのため保護者も避難所生活や仕事、子どもの学校選択をめぐる相当な混乱が生じ、今日なお深刻な状態である。震災被害及び避難指示・屋内待機・計画的避難地区にある地域の避難者が

遠く離れた諸学校に転校、そして2次避難による再転校など不安定な状況がつづく。

その中で、災害ストレスやトラウマ、「心のケア」問題の背景になる、学習空白への不安や親の無職など家庭の生活基盤問題への不安による子どもへの影響が多発した。「生活のケア」への対応である。小規模な情報収集ではあるが、これらのことを避難所や市町村教委、学校に出向き、被災者や担当者、自治体の障害福祉、児童福祉、保健福祉等の担当者、学校では特に養護教諭からの聞き取りを行った。さらに東北各県からの報道や情報収集、スクールソーシャルワーカー事業でネットワークのある大阪・神戸と関東圏、福岡、新潟での受け入れ状況（6月現在）から情報を得た。

「四重苦」の災害の中、災害緊急対応の欠如が阪神淡路震災や中越震災の教訓よりあらわになった。しかしその一方で、子どもの笑顔、学校の再開、学習環境の安定が地域の復旧や復興の光となり、被災住民共通の「希望」になりつつある予感もある。主に東北地方の自然災害後の特徴として、学校が地域の安心・安全・安定に関わってきた歴史がある。戦後復興やこれまでの大災害の教訓から学校防災と地域災害復興の関係性には一定の妥当性が見られる。

また、いくつかの避難所（川俣町、須賀川市、二本松市、南相馬市など）では、地域住民が炊き出しや健康活動等、災害ボランティアや支援活動に初動期から関わり、地域の幼・小・中・高の教員が学習ボランティアにはいり「ミニ学習会」をおこなったところは、そうでないところと人々の生活の安定に向け差異があった。たとえば、学校ごとの工夫した取り組み（相馬の教師によるボランティアスクール）がおこなわれたり、教育と福祉と保健等の専門職が現地でチーム支援を心がけたところではその後の地域復興のテンポに大きな違いが見られた。

概して、現行の学校防災・学校安全法規や施策は、学校のもつ避難所機能や教職員が避難所・地域復興をいかに担うかという計画が中心であった。生活基盤の喪失とその長期化が「史上初」となる東日本大地震では、教育と福祉と保健、医療、心理、地区住民等の専門職・関係者が学校防災の支援チームとして協働連携し続けることが大切となることが明らかになった。

今回の初動期リサーチでは、「子どもの安心環境」が地域復興の原動力となり、今後の中・長期にわたる地域復興と地域創造の軸になると考える。今後の学校防災が地域防災、地域復興、地域づくりの基盤となっていくことに大きな望みを持つ必要がある。阪神淡路や中越、三宅島、奥尻島などの教訓に関わる諸研究や計画に準じるにはあまりにも甚大な災害であり、原発禍によって復旧に相当な遅滞がある。ゆえに、これまでの急性期の心理的アプローチのマニュアルがもつ不適合性や学校教職員だけが担う防災教育の不備、担当部局別の地域防災計画の機能不全、ハード面重視の学校施設防災計画などの課題を踏まえ、これまでの諸研究とも連携しながらもさらに長期的展望を持たねばならない。今後とも、初動期の今から経年変化を調査し、「子どもの健康、家庭や地域の生活安定」のプロセスを調査・分析し、今後、学校防災と地域災害復興をつなぐ人材育成に関する研究へ発展させていきたい。

#### 4. まとめと今後の展望

<研究活動の一環としての人材育成>

本研究と並行して、社会福祉士や保育士、幼小中高校教諭、養護教諭などの教育関係者、保健福祉機関職員、学生・院生、市民向けの研修会や事例検討、シンポジウム等を開催し、こうした機会を通じて、情報収集等をおこなった。

- ・ 5月14日 スクールソーシャルワーカー等への研修（会場：福島大学）「支援する人をケアする」講師：山岡 聡氏（新潟県中越教育事務所スクールソーシャルワーカー）
- ・ 7月16日 第1回福島県スクールソーシャルワーカー研修会（会場：福島大学）  
「学校とは。スクールソーシャルワーカーのための基礎知識」講師：渡辺博志教授（福島大学）
- ・ 7月23日 第2回福島県スクールソーシャルワーカー研修会（会場：福島大学）  
「スクールソーシャルワーカーの役割とアセスメント」講師：佐々木千里氏（京都市教育委員会スクールソーシャルワーカー・スーパーヴァイザー）
- ・ 8月22日 福島県青少年会館主催『現代子ども事情フォーラム』

- ・ 8月9日 会津教育事務所教育相談担当者協議会
- ・ 8月27日 第3回福島県スクールソーシャルワーカー研修会（セミナー）文科省：高橋あすか氏（児童生徒課生徒指導第1係長）、シンポジウム「教師・SC・SSWのコラボレーション」（中学校校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

<調査から明らかになった課題とスクールソーシャルワーカーの役割>

- ①家族の生活基盤自体（無就労や家族離散など）の修復が長期化する中、保護者からの生活面に関する相談が数多く学校や担任に持ち込まれ、その対応に相当の苦慮があったこと。
- ②家庭の生活基盤の安定といった生活福祉的対応が立ちおくれる中で、被災地と受け入れ地双方の自治体間の連携やサービスの引き継ぎが求められてきた。
- ③子どもや家族への教職員の「気づき」を、具体的な福祉・保健・医療などの関係機関や関係行政窓口につなぎ、学校から何を依頼や相談すればよいかのかを明らかにし、学校と関係機関との関係調整をサポートする人材が求められている。

その際、スクールソーシャルワーカーの役割として抽出できた内容は以下の通りである。

- ①学校や教育委員会、家庭、地域の専門機関等への聞き取りや面接、担任やスクールカウンセラー、子ども本人、保護者（養育者）、関係機関などからの聞き取りや情報収集を通じて、子どもの本人理解を行い、具体的な支援の糸口を見つけ、対応のプランづくりに活かす。
- ②関係機関へのつなぎ（代弁・代理、連絡調整、付き添い、橋渡しなど）  
子どもへの相談支援という直接的支援とともに、その声を保護者や教師につなぎ（代弁）、問題解決に向けた情報の提供や共有、教育委員会や地域との関係機関との連携、児童福祉や障害者福祉、地域福祉、生活保護等の窓口や社会福祉制度への橋渡し、付き添い、代理など、教育現場への間接的な支援活動をおこなう。
- ③問題解決への関わり（支援の視点）  
ソーシャルワーク（子どもの最善の利益）の視点から提案や多職種による共同作業を推進する。

<いくつかの提案>

以下、スクールソーシャルワーカーに求められる相談援助について提案する。

- ①教職員やスクールカウンセラーと支援チームをつくり、災害によって顕在化した家庭基盤の脆弱さや要保護性のある生活環境への具体的で予防的な関与。
- ②家族やきょうだい全体を視野に入れた学校種を超えた連携のコーディネート活動。
- ③社会福祉的ニーズとして、生活保護、未成年後見、親族里親、様々な補償・賠償問題、児童相談所や家庭裁判所に関わる案件の調整、保護者の就労、若者・高校生などの就労への支援活動。
- ④第2次避難（ホテル・旅館）、仮設住宅や借り上げ住宅への巡回訪問や「応急仮設・住宅生活支援相談員」、災害支援関係のセンター職員との連携。
- ⑤子どもの放課後・休日支援や被災保護者同士の仲間づくりや地元住民との交流支援。
- ⑥保護者（養育者）の地域資源活用の円滑化やモニタリング。
- ⑦ソーシャルワークに関する教職員等向けの校内研修。
- ⑧学校や教育行政への提案、報告書づくり等

<刊行物>

- 佐藤 理「大震災・原発事故下の福島から」『教育』国土社、787号2011年8月号
- 佐藤 理「福島からの報告」『保健室』、農文協、2011年8月号

- 鈴木庸裕「災害復興と学校福祉の展開（1）」『福島大学総合教育研究センター紀要』、11号2011年10月
- 鈴木庸裕「学校が地域の社会的資源の1つであること」『生徒指導』学事出版、2011年11月号
- 鈴木庸裕「学校・教師と子ども家庭福祉をいかにつなぐのかー災害対応スクールソーシャルワーカーの役割からー」『生活指導』、明治図書、2011年11月号

<研究成果の発表等>

- 7月2日 日本学校ソーシャルワーク学会（仙台市）「震災後のスクールソーシャルワーカーの役割」、鈴木庸裕
- 8月26日 日本教育学会（千葉大学）「東日本大震災と教育」、鈴木庸裕
- 9月2日 日本生活指導学会（金沢大学）「震災と生活指導」、鈴木庸裕
- 9月12日 文科省スクールソーシャルワーカー活用事業全国指導主事協議会、鈴木庸裕

## 学校支援と家庭支援をつなぐ 災害対応スクールソーシャルワーカーの役割



鈴木庸裕(人間・心理学系)、佐藤 理(健康・運動学系)、渡辺博志(人間心理学系)

### <研究目的と方法>

震災後、子どもたちにとって安心と信頼のできる生活環境が未だ見えづらい状況にある。このプロジェクトでは、学校保健、学校ソーシャルワーク、学校マネジメントの視座から、学校の「再生」と子どもを取り巻く生活や学習環境への支援をつなぐスクールソーシャルワーカーのあり方と今後の学校復興への相談援助について検討をおこなった。3月下旬以降、福島県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、そして市町村教育委員会の教員や職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらに各地の児童福祉や保健福祉の関係者、避難所や災害ボランティアセンター、NPOなどで対応するスタッフへのニーズ調査を実施した(12の市町村教育委員会、30を超える諸学校の教員、延べ20名の災害関係スタッフからの聞き取りより)。

### <調査から明らかになった課題とスクールソーシャルワーカーの役割>

①家族の生活基盤自体(無就労や家族離散など)の修復が長期化する中、保護者からの生活面に關する相談が、数多く学校や担任に持ち込まれ、その対応に相当の苦慮があったこと。②家庭の生活基盤の安定といった生活福祉の対応が立ちおくれる中で、被災地と受け入れ地双方の自治体間の連携やサービスの引き継ぎが求められてきた。③子どもや家族への教職員の「気づき」を、具体的な福祉・保健・医療などの関係機関や関係行政窓口へつなぎ、学校から何を依頼や相談すればよいかのを明らかにし、学校と関係機関との関係調整をサポートする人材が求められている。その際、スクールソーシャルワーカーの役割として抽出できた内容は以下の通りである。

- ①学校や教育委員会、家庭、地域の専門機関等への聞き取りや面接  
担任やスクールカウンセラー、子ども本人、保護者(養育者)、関係機関などからの聞き取りや情報収集を通じて、子どもの本人理解を行い、具体的な支援の糸口を見つけ、対応のプランづくりに活かす。
- ②関係機関へのつなぎ(代弁・代理、連絡調整、付き添い、橋渡しなど)  
子どもへの相談支援という直接的支援とともに、その声を保護者や教師につなぎ(代弁)、問題解決に向けた情報の提供や共有、教育委員会や地域の関係機関との連携、児童福祉や障害者福祉、地域福祉、生活保護等の窓口や社会福祉制度への橋渡し、付き添い、代理など、教育現場への間接的な支援活動をおこなう。
- ③問題解決への関わり(支援の視点)  
ソーシャルワーク(子どもの最善の利益)の視点から提案や多職種による共同作業を推進する。

### <いくつかの提案>

以下、スクールソーシャルワーカーに求められる相談援助について提案する。

- ①教職員やスクールカウンセラーと支援チームをつくり、災害によって顕在化した家庭基盤の脆弱さや要保護性のある生活環境への具体的で予防的な関与。
- ②家族やきょうだい全体を視野に入れた学校種を超えた連携のコーディネート活動。
- ③社会福祉的ニーズとして、生活保護、未成年後見、親族里親、様々な補償・賠償問題、児童相談所案件の調整、保護者の就労、若者・高校生などの就労への支援活動。
- ④第2次避難(ホテル・旅館)、仮設住宅や借り上げ住宅への巡回訪問や「応急仮設・住宅生活支援相談員」、災害支援関係のセンター職員との連携。
- ⑤子どもの放課後・休日支援や被災保護者同士の仲間づくりや地元住民との交流支援。
- ⑥保護者(養育者)の地域資源活用の円滑化やモニタリング。
- ⑦ソーシャルワークに関する教職員等向けの校内研修。
- ⑧学校や教育行政への提案、報告書づくり等。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 多重災害ストレスが児童期および幼児期の 精神的健康に及ぼす影響

研究代表者 人間・心理学系 筒井 雄二

## 1. 調査研究の目的

先の震災が子どもたちの心に及ぼす影響をいかに少なくするか、すなわち、心のケアの問題が急務となり、心理臨床家によるメンタルケアの実践が注目を集めている。現在のメンタルケアの中心は、地震や津波を原因とするPTSD（心的外傷後ストレス障害、いわゆる“心的トラウマ”）の問題である。阪神淡路大震災のときにも、被災者のメンタルケアの問題が浮上し、このときも同様にPTSDの問題がメンタルケアの中心の問題となった。今回の震災により福島県も地震と津波を経験したという点では、PTSDへの対応が欠かせないことは言うまでもない。だが、現段階ではそれ以上に、原発事故が子どもたちの心に及ぼす影響が、ここ、福島県では速やかな対策を必要とする大きな問題となっている。

原発が引き起こした心の問題の中心は、ストレスとフラストレーションだと我々は考えている。ストレスやフラストレーションの問題は、PTSDの問題とはまったく別の問題であり、対処の方法もPTSDの問題とは異なっている。しかし、残念ながら現段階ではPTSDだろうが、ストレスだろうが、区別されることなく『心のケア』が実践されているのが福島の現状である。福島の子どもたちが本当にかかえている心の問題を科学的にきちんと調べ、その対策を社会や国に広く訴えていくことが必要だと我々は考えている。

そこで、私たちはまず、①子どもをもつ親たちが自分の子どものストレスに気づき、どのように対処したらよいのかをわかりやすく示したストレス対応マニュアルを作成した（資料参照）。次に、子どもたちの心のストレスについて科学的な測定がなされていないという昨今の現状を踏まえ、②心理学的ストレス尺度を作成し、それをを用いて福島県内の子どもたちのストレス強度の測定を行うことにした。さらに、子どもをもつ親のストレスも併せて測定することで、現在の福島県における心の問題の構造について考察していくことにした。

この報告書においては、②としてあげた、子どもの心のストレス調査の結果を中心に報告する。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

人間・心理学系 筒井 雄二

<研究分担者>

人間・心理学系 富永美佐子

人間・心理学系 高原 円

人間・心理学系 高谷理恵子

## 3. 調査研究計画・方法

調査対象者：福島市または郡山市内の小学校に通学している児童、1210名および福島市または郡山市内の幼稚園・保育園に通園している園児、660名を調査の対象とした。

調査時期：平成23年6月中旬から同年7月下旬。

調査方法：小学校または幼稚園・保育園の教員から個別に封筒に入れた質問票を調査対象者に配布してもらった。記載済みの質問票は小学校または幼稚園・保育園にて回収してもらった。回収数は児童、868名、園児、454名で、全体では70.7%の回収率であった。

質問票：質問票は次の5つのセクションから構成された。

- (1)フェイスシート：調査対象の年齢、性別、3月11日に被災した場所、震災前の居住地、避難の有無、地震や津波による自宅の被害、経済的な問題等について質問した。
- (2)保護者の放射線不安の評価：保護者が今回の原発事故により原発から放出された放射性物質、あるいは放射線に対してどのくらい不安に思っているかを測定するため、質問紙によって調べた。「洗濯物は外で干していますか」「換気扇は使っていますか」「窓を開けて部屋の換気をしますか」「お子様に外遊びをさせますか」など、9項目を用意した。「今までどおりやっている」「ときどきやっている」「やらなくなった」「もともとやらない」（項目により尋ね方を変えている）の4選択肢の中から一つを保護者に選択させた。
- (3)保護者のストレス評価：今回の震災および原発事故の後、保護者がどの程度のストレスを感じてい

るのかを測定するため、岩井 (2006) による SQD とよばれるストレス評価尺度を参考に作成した。質問項目は8項目で、「よくある」から「まったくない」までの4件法で回答させた。

- (4)子どものストレス評価：今回の震災および原発事故の後、子どもたちがどの程度のストレスを感じているのかを測定するため、Parent report of the child's reaction to stress (Fletcher, 1996) およびその日本語版である子どもストレス反応調査 (改訂簡略版) (田中ほか, 2001) を参考に、19項目からなるストレス尺度を作成した。回答はすべて子どもの保護者にしてもらった。子どもの直近の一月の様子を思い浮かべながら、「よくある」から「まったくない」までの4件法で回答させた。
- (5)子どもの睡眠習慣評価：最近一月の子どもの様子を思い浮かべながら、子どもの睡眠習慣について保護者に評価してもらった。Owen ら (2000) が開発したThe Children's Sleep Habits Questionnaire (CSHQ) およびその日本語版 (土井ら, 2007) を参考に、21項目を作成した。「いつも (週に5~7回)」から「めったに (週に0~1回)」までの3件法で回答させた。

#### 4. 結果と考察

##### (1)保護者の放射線不安

保護者の放射線不安尺度の全項目のデータを使い、主因子法による因子分析を行った。その結果、本尺度は2因子から構成されると考えられた。そこで、2因子を仮定し再び主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った。プロマックス回転後の最終的な因子パターンを Table 1 に示す。

Table 1 保護者における放射線に対する不安尺度の因子分析結果 (主因子法・プロマックス回転後の因子パターン)

|                 | 因子    |       |
|-----------------|-------|-------|
|                 | 1     | 2     |
| 窓を開けて換気をする      | .861  | -.120 |
| 換気扇を回す          | .654  | -.084 |
| 洗濯物を外に干す        | .614  | -.005 |
| 水道水を飲む          | .422  | .184  |
| 子どもに外遊びをさせる     | .403  | .315  |
| 外出時に子どもにマスクをさせる | .323  | .240  |
| 放射線量を確認する       | -.108 | .689  |
| 放射能について調べた      | -.048 | .609  |
| 県内の野菜を購入する      | .321  | .427  |

第1因子は6項目で構成されて、「窓を開ける」「換気扇を使う」「洗濯物を外に干す」などの原発事故を機に受けた日常生活での不安に関する項目が高い負荷量を示した。そこで「日常生活での放射線不安」因子と命名した。

第2因子は3項目で構成されて、「放射線量を確認する」「放射能について調べた」など、放射能や放射線について調べて情報を得る行動に関する項目が高い負荷量を示した。そこで「放射能に関する知識習得と線量確認」因子と命名した。

子どもが幼稚園・保育園に通っている保護者、子どもが小学校低学年 (1, 2, 3年生) の保護者、子どもが小学校高学年 (4, 5, 6年生) の保護者の3条件 (以降、学年要因とよぶ) に分け、「日常生活での放射線不安」の高さを一要因分散分析で比較した (Figure 1)。その結果、幼稚園・保育園の子どもをもつ保護者の不安がもっとも強く、次いで、小学校低学年の子どもをもつ親、小学校高学年の子どもをもつ親の順であった。

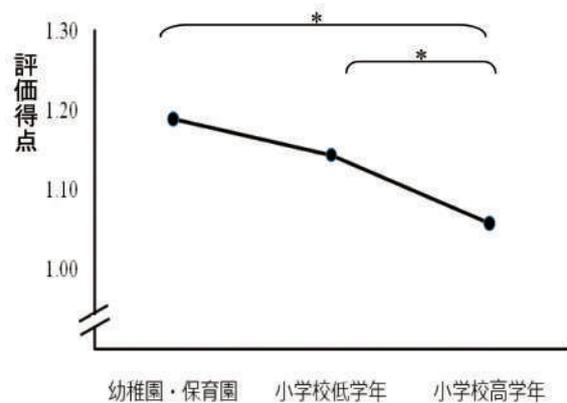


Figure 1 保護者の放射線不安の強さの比較

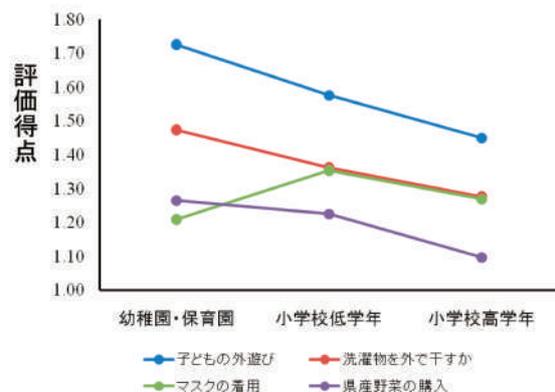


Figure 2 保護者が特に不安を強く感じていた項目

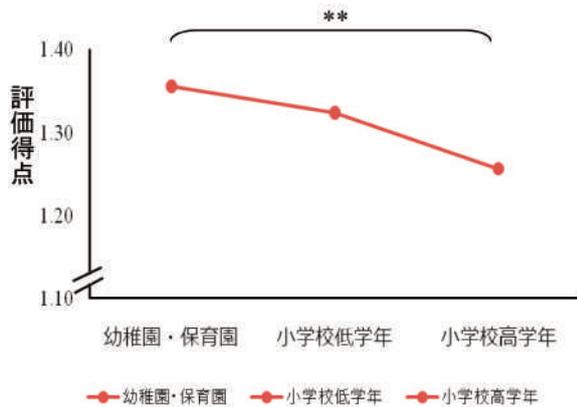


Figure 3 放射能に関する知識習得と線量確認

中でも保護者が特に強く不安を感じていた項目は、「子どもの外遊び」「洗濯物を外で干すかどうか」「マスクの着用」「県産野菜の購入」についてであった (Figure 2)。

Figure 3には放射線に関する知識習得と線量確認の結果を示した。これも、放射線不安の結果と同様、幼稚園・保育園の子どもをもつ親の値が高く、このことは、年齢の低い子どもをもつ親ほど、熱心に放射線についてモニターし、知識を獲得しようとしていることを示している。

(2)保護者のストレス

保護者のストレス尺度の全項目のデータを使い、主因子法による因子分析を行った。その結果、本尺度は1因子から構成されていると考えられた。

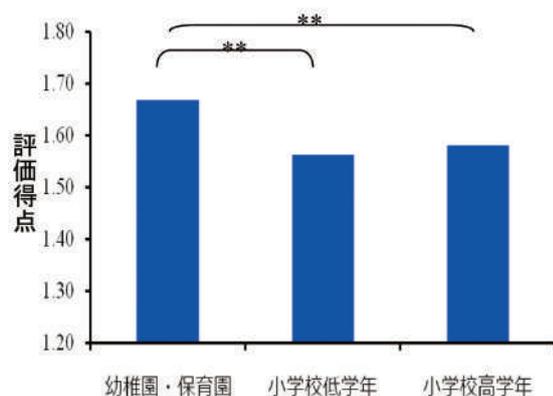


Figure 4 保護者のストレス

保護者ストレスの高さを学年要因で比較するために、一要因分散分析を行った。その結果、幼稚園・保育園児の保護者のストレスがもっとも強く、小学生をもつ保護者のストレスに比べて有意に強いことが明らかとなった。

(3)子どものストレス反応

子どものストレス尺度19項目に対して主因子法による因子分析を行った。その結果、本尺度は4因子構造

と考えられた。そこで4因子を仮定して再度、主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った。プロマックス回転後の最終的な因子パターンを Table 2に示す。回転前の4因子で19項目の全分散を説明する割合は、62.3%であった。

Table 2 子どものストレス尺度の因子分析結果 (プロマックス回転後の因子パターン)

|         | 因子    |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|         | 1     | 2     | 3     | 4     |
| 自責      | .780  | -.031 | .011  | -.077 |
| 頭痛吐き気   | .736  | .037  | .006  | -.078 |
| 取り乱す    | .726  | .268  | -.131 | -.086 |
| 無口      | .685  | -.113 | -.004 | .168  |
| 健忘      | .475  | -.079 | .177  | .000  |
| 食欲      | .474  | .125  | -.043 | .163  |
| 感情抑える   | .423  | -.090 | .268  | .172  |
| 関連遊び    | .410  | .304  | -.020 | -.111 |
| 興味低い    | .353  | -.169 | .175  | .280  |
| 怖がる     | -.021 | .785  | .036  | .051  |
| 急に脅える   | .118  | .739  | .034  | .023  |
| 物音      | -.149 | .719  | .154  | .067  |
| 繰り返し話す  | .249  | .545  | -.024 | -.003 |
| 大人にくっつく | -.021 | .079  | .839  | -.047 |
| 寂しい     | .047  | .139  | .706  | -.039 |
| 子ども返り   | .208  | .003  | .644  | -.076 |
| 一人嫌     | -.148 | .366  | .537  | .055  |
| 集中      | -.020 | .066  | -.133 | .839  |
| かんしゃく   | .001  | .129  | .058  | .505  |

子どものストレス尺度の4つの下位尺度の平均値を算出し、「うつ」下位尺度得点 (平均0.56、SD 0.45)、「条件性恐怖」下位尺度得点 (平均1.22、SD 0.74)、「不安・退行」下位尺度得点 (平均1.20、SD 0.80)、「イライラ・集中困難」下位尺度得点 (平均1.44、SD 0.66) とした。

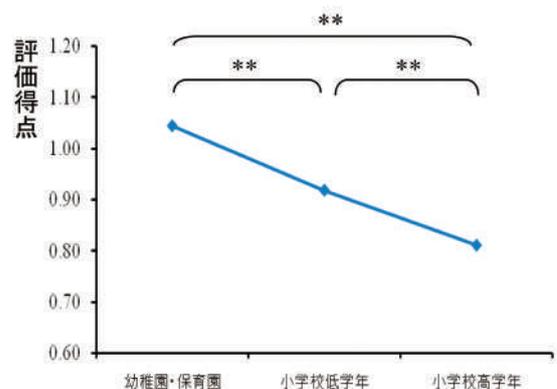


Figure 5 子どものストレス反応 (全項目合計)

子どものストレスの強さを学年要因で比較するために、一要因分散分析を行った。その結果、幼稚園・保育園児のストレスがもっとも強く、次いで小学校低学年のストレスが強く、小学校高学年のストレスがもっとも弱いことがわかった (Figure 5)。すなわち、年齢が低いほど、子どもたちのストレスが強いということが今回の調査で示されたことになる。

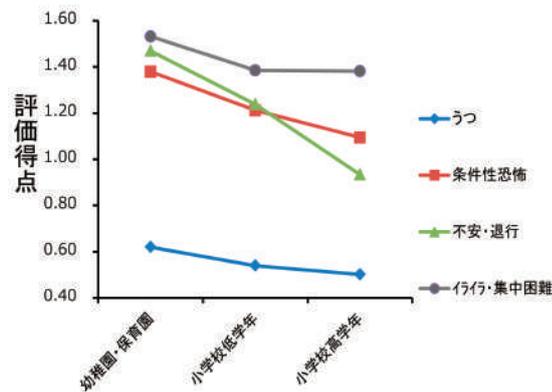


Figure 6 子どもたちのストレスを構成する因子ごとの得点と学年条件

Figure 6には子どものストレス尺度を構成する4つの因子について、学年条件ごとの平均値を示した。この図より子どものストレスを構成するどの因子についても幼稚園・保育園児の得点が高く、年齢とともに低下することがわかる。また、4つの因子を比較すると、「うつ」は全体的に得点が低く、それよりは「条件性恐怖」、「不安・退行」および「イライラ・集中困難」の得点が高い。このことは、福島県の子どものためのストレスを考える場合に、「条件性恐怖」「不安・退行」「イライラ・集中困難」といった問題について対策を考える必要性があることを示唆している。

(4)子どもの睡眠習慣

子どもの睡眠行動尺度21項目に対して主因子法による因子分析を行った。その結果、本尺度は6因子から構成されると考えられた。そこで、6因子を仮定して再び主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。その結果、十分な因子負荷量を示さなかった項目が2つあったので、それらを分析から除外し、再度主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。バリマックス回転後の最終的な結果を Table 3に示す。

第1因子は5項目で構成され、「悪夢」「中途覚醒2回」「夜驚」などの震災を機に現れた比較的重篤な睡眠障害に関する内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「睡眠障害」因子と命名した。

第2因子は4項目で構成され、「睡眠時間が毎日同

じ」「起床時刻が毎日同じ」など、規則的な睡眠習慣に関する内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「睡眠習慣」因子と命名した。

第3因子は2項目で構成され、「一人で寝るのを怖がる」「大人と一緒に寝る」など、一人で眠ることに対する不安に関する内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「睡眠時不安」因子と命名した。

第4因子は3項目で構成され、「目覚めるまで時間がかかる」「起床時の気分が悪い」といった起床時の眠気と関連する内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「起床時の眠気」因子と命名した。

第5因子は3項目で構成され、「寝言」「動く」といった睡眠時に比較的良好に見られる軽度のストレスと関連する内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「軽度ストレス」因子と命名した。

第6因子は2項目で構成されており「無呼吸」と「いびき」という内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「無呼吸・いびき」因子と命名した。

Table 3 子ども睡眠習慣の因子分析結果 (バリマックス回転後)

|        | 因子    |       |       |       |      |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
|        | 1     | 2     | 3     | 4     | 5    | 6     |
| 悪夢     | .549  | .090  | .071  | .058  | .208 | .028  |
| 中途覚醒2回 | .543  | .105  | .076  | .051  | .095 | .006  |
| 夜驚     | .542  | .051  | .067  | .065  | .035 | .079  |
| 歩く     | .427  | .024  | -.044 | -.026 | .070 | .085  |
| ぐずる    | .348  | .156  | .215  | .067  | .190 | .028  |
| 就床時刻同じ | .056  | .729  | -.045 | .099  | .007 | .013  |
| 睡眠時間同じ | .027  | .627  | -.084 | .043  | .012 | -.003 |
| 睡眠時間少  | .148  | .447  | .109  | .258  | .075 | .044  |
| 入眠20分  | .132  | .394  | .102  | .041  | .072 | .021  |
| 一人怖い   | .139  | .058  | .810  | .039  | .180 | .034  |
| 親が一緒   | .048  | -.032 | .732  | -.005 | .173 | -.004 |
| 起床時眠気  | .101  | .132  | .031  | .844  | .051 | .021  |
| 親兄弟起床  | -.035 | .086  | -.026 | .593  | .040 | .040  |
| 起床気分嫌  | .308  | .172  | .087  | .385  | .152 | .000  |
| 寝言     | .205  | .017  | .084  | .072  | .476 | .027  |
| 動く     | .170  | .094  | .201  | .082  | .454 | .033  |
| 歯ぎしり   | .062  | .015  | .068  | .012  | .369 | .069  |
| 無呼吸    | .158  | .004  | .006  | .033  | .037 | .596  |
| いびき    | .014  | .069  | .030  | .040  | .370 | .447  |

睡眠障害因子につき、学年条件ごとの平均値を示したのがFigure 7である。一要因分散分析の結果、幼稚園・保育園児の得点は小学校低学年および高学年のいずれに比べても高かった。一方、小学校低学年および高学年の児童の得点は、問題のない程度に低かった。

Figure 8には睡眠時不安につき、学年条件ごとの平均値を示した。一要因分散分析の結果、幼稚園・保育園の子どもたちは小学生に比べて不安が高く、小学校低学年は高学年に比べて不安が高いことがわかった。

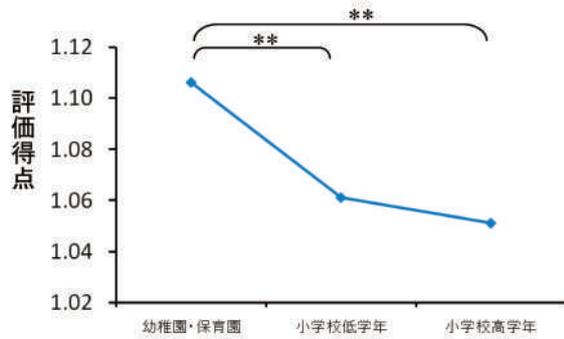


Figure 7 子どもの睡眠障害

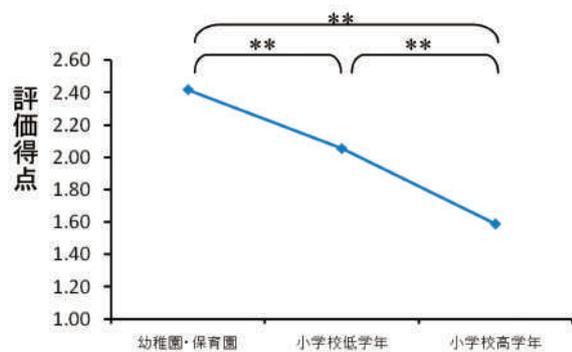


Figure 8 子どもの睡眠時不安

## 5. まとめと今後の展望

本研究より、次のことが明らかにされた。

- (1) 児童・園児の保護者では、子どもが小さいほど放射線に対する不安が強く、また、放射線に関する知識と情報獲得に熱心だ。父親に比べ、母親の方が放射線に対する不安は強い。
- (2) 児童・園児の保護者では、子どもが小さいほど精神的ストレスが強い。ストレスは、父親に比べ、母親の方が強い。
- (3) 子どものストレスは、年齢が低いほど強い。すなわち、幼稚園児・保育園児のストレス反応がもっとも強く、小学校低学年、高学年となるに従い弱まる。ストレスの中心は、「不安・退行」、「イライラ・集中困難」などのフラストレーション反応および条件性の恐怖である。“うつ”は現段階では比較的弱い。福島の子どもの心の問題として、フラストレーションや条件性恐怖の問題が存在し、対策を検討する必要がある。
- (4) 母親のストレスの強さと、子どものストレスの強さに関連性がある。このことから、子どものストレスへの対処と同時に、保護者、特に母親のストレスに対処する必要性も考えられた。

**この大震災で心の健康が損なわれないように**

**子どもの心をストレスから守る**

わたしたちの福島県は震災や原発事故の影響で大きな被害を受けています。その影響は、身体はもとより、ストレスというかたちで心の健康までおひやかそうとしています。特に小さな子どもたちは、ストレスによる影響を、言葉で上手に表現することができません。そのため、ストレスをうまく解消できず、その後の行動に大きな影響を与えています。このパンフレットでは、ストレスに特有な行動を紹介し、大人たちが子どものストレスに気づき、適切に対処する方法についてご紹介しています。福島県の将来をなう子どもたちの、健やかな生育にお役にたてば幸いです。

福島大学 子ども心のストレスアセスメントチーム  
岡井 雄二 (共生システム理工学専攻 教授)  
高永 実佐子 (人間発達文化学専攻 准教授)  
高原 円 (共生システム理工学専攻 准教授)

---

**ストレスのおきわめポイント**

**からだに現れるストレス**

- 寝つきが悪くなる
- 夜中に目を覚ます、怖い夢をみる
- お腹が痛くなったり頭が痛くなったり食欲がおちる

**行動に現れるストレス**

- 地震ごっこや津波ごっこをする
- 大人にくっつきたがる
- ひどいできごとが、でまわくなる
- 赤ちゃんがえり(子どもがえり)する
- 寝いとおちる

**気持ちに現れるストレス**

- 自分を責める
- やる気が起こらない
- 集中できない
- 突然、こわくなる
- 災害のときのことを思い出す
- 怒りっぽくなる
- イライラして乱暴になる

**ストレス対処のポイント**

- 基本は、できるだけいつものペースです。いつものペースで生活をしていきましょう。
- 子どもが不安や恐れを感じたときは、「大丈夫」と声をかけ、安心させてあげましょう。
- 抱きしめるなど、スキンシップをとってあげることが大切です。
- 親の笑顔が子どもにパワーを与えます。
- 子どもの言葉をささげず、きちんと話を聞いてあげましょう。
- 子どもがイライラしている場合、まずはリラックスさせてあげましょう。

- 赤ちゃんがえり(子どもがえり)の場合は、しっかりと、拒否したりせず、できるだけ子どもに安心感を与えるように接しましょう。
- お腹が痛い時、頭が痛い時は、ゆっくり休ませてあげましょう。
- 災害ごっこをする場合、子どもの気持ちに共感し、「たいへんだっけね」「こわかったね」と声をかけてあげてください。
- 一人でいることを怖がる場合には、無理に引き離さず、できるだけ子どもと一緒にいてあげるようにしてあげてください。

~~~~~

**さいごに**

ストレス症状が長く続く場合には、相談機関や医療機関に相談しましょう。ストレス症状は大人にも現れます。気分の落ち込みや意欲の喪失、抑うつ、睡眠障害などが主な症状ですが、アルコール量の増加なども一つの目安になります。大人が自身の精神状態を健康に保つことは、子どもにとっても重要なことです。ご自身の心の状態にも目をむけ、意図的にリラックスするように生活していくことが大切です。もし、何か心配なことがあれば、やはり相談機関や医療機関に相談しましょう。

(参考) 中央児童相談所(福島市) 電話024-534-5101、平日8:30~17:15  
子ども家庭テレフォン相談 電話024-536-4152、祝日と年末年始を除く毎日、9:00~20:00

イラスト 早川直子

# 多重災害ストレスが児童期および幼児期の精神的健康に及ぼす影響



福島大学 子どもの心のストレスアセスメントチーム  
 筒井 雄二、富永 美佐子、高原 円、高谷 理恵子（人間・心理学系）

## 目的

先の震災が子どもたちの心に及ぼす影響をいかに少なくするか、すなわち、心のケアの問題が急務となり、心理臨床家によるメンタルケアの実践が注目を集めているところです。現在のメンタルケアの中心は、地震や津波を原因とするPTSD(心的外傷後ストレス障害:いわゆる”心的トラウマ”)の問題です(これは阪神淡路大震災のときも同じでした)。福島県も地震と津波を経験したという点では、PTSDへの対応が欠かせないことは言うまでもありません。しかし、それ以上に現段階では原発事故が子どもたちの心に大きな影響を与えています。

私たちは原発が引き起こす心の問題の中心は、ストレスとフラストレーションだと考えています。ストレスやフラストレーションの問題は、PTSDの問題とはまったく別の問題であり、対処の方法も別であると考えています。しかし、残念ながら現段階ではPTSDだろうが、ストレスだろうが、区別されることなく『心のケア』がやみくもに実践されているのが現状です。これは、まるで医師が患者を診察することなく、治療を施しているのと同じで、子どもたちの心の問題はまったく解決しません。福島の子どもたちが本当にかかえている心の問題を、科学的にきちんと調べ、その対策を社会や国に広く訴えていくことが必要だと私たちは考えています。

## 1. ストレス対処のためのリーフレットの配布

被災者の心のケアの中心は、被災者のつらい経験を言葉で表現させることにあります。しかし、言葉の発達途上にある児童や幼児は、上手に自分の気持ちを表現できません。そのため、(1)子どもたちはストレスをうまく解消できず、(2)周囲の大人は子どもたちのストレスに気づきにくいという問題が生じます。

そこで、子どもにおけるストレスの見極めポイントと対処のポイントをリーフレットにまとめ、児童・園児のいらっしゃる保護者の皆さまに配布しています。このリーフレットは大学HPからダウンロードすることもできます(<http://www.fukushima-u.ac.jp/guidance/top/topics/h23/110620-stress.html>)。



## 2. ストレスアセスメントの実施

先述のように、福島では原発による子どものストレス問題が注目をあびています。現状では、ストレスの程度が主観的にとらえられ、科学的な現状把握も不十分です。そこで、心理学のストレス尺度等を使い、(1)福島でどのようなタイプのストレスが問題となっているか、(2)何が原因でストレスが引き起こされているか、(3)ストレスの問題がどこまで深刻なのかを測定し、子どもたちのストレスの現状を科学的に分析したいと考えています。そして、その結果をもとに福島の現状を社会に訴え、福島の子どもの精神的健康の回復に寄与したいと考えています。

現在、福島市と郡山市を中心に、1000名の児童と園児の保護者からデータを集めることを目標に調査を実施している最中です。8月中旬までに、同調査の結果を公表する予定です。



【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
 TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 東日本大震災にともなって生じた福島県内における 特別支援教育のニーズ調査と子ども・教師・保護者支援

研究代表者 人間・心理学系 松崎 博文

## 1. 調査研究の目的

東日本大震災及びそれに続く福島原発の放射能漏れ事故により、福島県内の特別支援学校も甚大な被害を受け避難を余儀なくされている学校がある。そこで我々は、今回の大震災及び原発事故に伴い、福島県内の特別支援学校がどのような状況に置かれているのか、また児童生徒や教師・保護者はどのような支援を必要としているのか、さらには福島県内の特別支援学校や特別支援教育の復興に向けて何が課題になっているか、等々について実態調査とニーズ調査を行うことにした。さらに、震災及び原発事故に伴い、福島県内の特別支援学校に在籍する児童生徒の心のケアについてのニーズ調査を実施し、喫緊に必要とされる支援や今後の課題を明らかにしていくことを目的とした。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

人間・心理学系 松崎 博文

<研究分担者>

人間・心理学系 昼田源四郎

人間・心理学系 鶴巻 正子

附属特別支援学校 校長 金谷 昌治

附属特別支援学校 副校長 塚野 薫

## 3. 調査研究計画・方法

### (1) アンケート調査

大震災及び原発事故に伴い、福島県内の特別支援学校に在籍する児童生徒の支援に関するニーズ調査（調査1）及び震災復興に向けた特別支援学校のニーズ調査（調査2）、さらには特別支援学校に在籍する児童生徒の心のケアに関するニーズ調査（調査3）を実施した。調査は福島県内全ての特別支援学校（23校）を対象にアンケート調査を実施し、全校避難している富岡養護学校及びあぶくま養護学校安積分校については訪問調査も併せて実施した。

アンケート調査は平成23年6月8日から7月5日にかけて郵送法により実施し、訪問調査は平成23年7月

25日に実施した。なお、アンケート調査への回答は6月末時点での記入を依頼した。

### (2) 聴き取り・訪問調査

多くの特別支援学校で、校舎や体育館などの施設が一部破損、半壊、あるいは全壊の被害を受けた。本調査では、そのうち、震災被害に加えて原発事故に伴う避難地区に指定されたために全校避難を余儀なくされている富岡養護学校（最終ページの図3参照、記号T）と、震災に伴う校舎損壊のため全校避難を余儀なくされているあぶくま養護学校安積分校（最終ページの図3参照、記号I）の2校について、避難先を訪問し校長（分校長）に聴き取り調査を実施した。なお、富岡養護学校については訪問調査に先立ち、平成23年5月20日に福島大学にて校長より1回目の聴き取り調査を実施した。

図3に原発と全校避難している富岡養護学校とあぶくま養護学校安積分校の位置を示した。富岡養護学校は計画避難区域の10キロ圏内〔半径6.5キロ〕に入っている。なお、福島大学のある福島市は半径60キロ圏である。

## 4. 経過や結果

アンケート調査は全ての学校から回答が得られた（回収率100%）。

### (1) 震災に伴う特別支援学校に在籍する児童生徒の支援に関する調査結果（調査1）

#### 1) 他校に避難した児童生徒数

震災後に他校へ避難（転出）した児童生徒は表1に示す通りである。富岡養護学校は60名が県内の8校に分教室という形で避難し、残りの59名は千葉県鴨川市を始め県外へ避難していった。さらに、安積分校は全児童生徒31名が聾学校本校へ避難した。福島県内では6月末現在、以下の9校、193名（28.7%）の児童生徒が在籍校を離れて県内外に避難していることになる。

表1 他校に避難した児童生徒数

避難前の所属学校名	在籍者数	人数 (%)
盲学校	45	1 ( 2.2)
聾学校	60	1 ( 1.7)
聾学校平分校	10	3 ( 30.0)
須賀川養護学校郡山分校	11	1 ( 1.0)
あぶくま養護学校安積分校	31	31 (100.0)
平養護学校	94	20 ( 21.3)
いわき養護学校	239	5 ( 2.1)
富岡養護学校	119	119 (100.0)
相馬養護学校	63	12 ( 19.0)
総計	672	193 ( 28.7)

この193名のうち、県内の特別支援学校へ避難した児童生徒は93名で、表2はその内訳である。

表2 県内の特別支援学校に避難した児童生徒数

避難先の学校名	小学部	中学部	高等部	人数
聾学校	22	9	0	31
聾学校平分校	2	0	0	2
大笹生養護学校	5	2	8	15
郡山養護学校	1	1	1	3
あぶくま養護学校	5	2	3	10
相馬養護学校	2	0	1	3
西郷養護学校	2	0	0	2
石川養護学校	1	1	0	2
会津養護学校	3	2	5	10
同竹田分校	0	1	0	1
猪苗代養護学校	1	0	2	3
いわき養護学校	2	3	6	11
総計	46	21	26	93

## 2) 福島県内の特別支援学校に避難して来た児童生徒及び教職員

震災後、県内の特別支援学校に児童生徒と共に避難した教職員は93名で、避難先は表3のとおりである。

表3 避難して来た教職員

避難先の学校名	人数
聾学校	29
大笹生養護学校	10
あぶくま養護学校	9
相馬養護学校	2
西郷養護学校	3
石川養護学校	3
会津養護学校	11
猪苗代養護学校	4
平養護学校	8
いわき養護学校	14
総計	93

## 3) 児童生徒の避難先と必要な支援

避難して来た児童生徒の6月末現在の避難先は「公民館・集会所」(42%)、「アパート」と「仮設住宅」がそれに続きそれぞれ19%で、他は「ホテル・旅館」等であった。避難して来ている児童生徒にとって必要な支援としては、「学習支援・勉強の相手」「相談相手・話し相手」を挙げていた。その他、「安心して生活出来る環境」や「心のケア」を挙げていた。なお、学生ボランティアについては、ほとんどの学校が「必要ない」と回答していた。

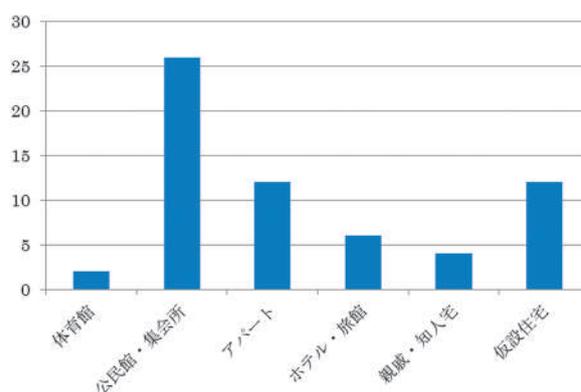


図1 避難先

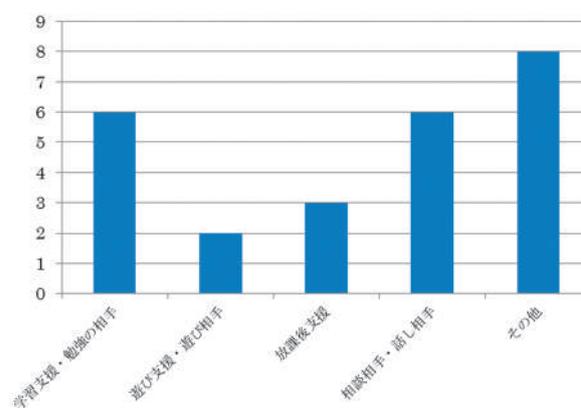


図2 必要な支援

## 4) 現在、学校として困っていること

現在、学校として困っていることを13の選択肢から上位3つに絞り回答してもらった。その結果、現在一番困っていることとして「外遊び・散歩が出来ない」ことを挙げていた。次に、「施設・設備が足りない」、「学習集団・指導グループの編制」を挙げていた。上位3つに絞ったために、「一番困っていること」に3点、「二番目に困っていること」に2点、「三番目に困っていることに」に1点を与えて各項目の総合点を算出し、「重み付けによる順位」を表したのが表4である。

表4 「現在、一番困っていること」

順位	今、一番困っていること	得点
1	外遊び・散歩が出来ない	33
2	施設・設備の不足	17
3	学習集団・指導グループ編制	15
4	放課後の活動・遊び	8
5	プールが使えない	6
5	指導法	6
7	教職員のオーバーワーク	3
7	人手不足	3
7	医療面（通院・服薬）	3
10	施設設備の損壊	2
10	教育課程	2
12	その他	11

その他としては、「放射線からの安全対策」「原発事故の収束時期」「教育の場の確保」等を挙げている。

#### 5) 学校として欲しい情報

今、学校として欲しい情報について自由記述で挙げてもらった結果、一番多かったのは「放射線に関する情報」であった。「被曝の人体に与える影響」「放射能の対応や除染」等々、放射能の正しい知識とその対応法について一番関心が高かった。加えて、原発事故の収束がいつになるのかといった不安及び学校の再建・復興に向けた見通し等についての情報を多くの学校が欲しがっていた。

#### (2) 震災復興に向けた福島県内の特別支援学校のニーズ調査の結果（調査2）

自由記述による回答を質問項目ごとに分類し見出しをつけた。本稿では、それらの見出しのうち同様の内容が2校以上から提出された回答についてその一部を紹介する。

##### 1) 震災前と震災後で子どもや学校で生じている変化や動き

###### ①子どもにみられる変化や動き

眠れないと訴える、落ち着きがないなどの情緒不安定、余震への不安・過敏さ、避難所生活の困難さ、転校、外遊びができない等の変化があげられていた。その一方で、6月末の時点で、日常生活が戻りつつあるという回答もあった。

表5 震災後に子どもみられる変化や動き

代表的な回答	回答数
眠れないと訴える、ストレスを感じているようだ、落ち着きがない	8
余震や緊急地震速報への敏感な、あるいは過剰な反応がある	8
避難所での生活が不可能、難しい	2
避難訓練に真剣さが増す、校内放送を災害放送と間違える	2
転校、通学方法の変更、外遊びができない	5
日常が戻って来つつある	3

###### ②教師の変化や動き

今後の見通しがたたない、生活環境が大きく変わってしまい疲れたというような肉体的・精神的疲労を感じ、教師自身が被災し通勤時間が長くなった、危機管理意識が高くなったとともに、児童生徒のストレス軽減に心を砕き、放射能対策について情報収集にあたるなど、毎日奮闘している教師の姿が浮き彫りとなった。

表6 震災後の教師の変化や動き

代表的な回答	回答数
見通しがたたない、生活環境が大きく変わってしまった、疲労、ナーバス	5
被災のため遠距離通勤、避難生活を余儀なくされている	2
不測の事態への対応が素早くなった、危機管理意識が強まった	5
児童生徒のストレス軽減への工夫、安全確保への対応を行う	5
不安、情報収集	8
落ち着き始めている	2

###### ③保護者の変化や動き

保護者は、学校に対して放射能レベルや原発事故の今後の見通し、緊急時の通信・連絡体制についてさまざまな問い合わせをしたり、意見を述べたりしている。福島県内外で避難生活を送らざるを得ない保護者も多いが、徐々に日常生活を取り戻そうとする各家庭での工夫なども把握されている。

表7 震災後の保護者の変化や動き

代表的な回答	回答数
放射能レベル、影響等への質問、保護者による様々な意見	11
被災、ライフラインの不通により避難生活をせざるを得ない	6
緊急時の通信・連絡体制に対する問い合わせ	2
保護者が冷静になりつつある、各家庭で工夫をしている	3

## ④学校の変化や動き

教育課程や学校行事の見直し、児童生徒の受け入れや安全確保、緊急対応マニュアルの整備、放射線対応、地震により破損した校舎や施設の復旧、校舎や体育館が使用できない、放射能汚染により校舎に戻れないなど、広範囲で深刻な様子が報告されている。

表8 震災後の学校の変化や動き

代表的な回答	回答数
屋外活動やプールなどの中止、教育課程や学校行事の見直し、制限	9
富岡養護学校の児童生徒、教師を受け入れている	2
心のケア、教育の場の確保、安全・安心の確保	3
特に混乱や変化はない	1
校舎、施設、設備の破損、使用できない・戻れない状況	5
緊急対応マニュアルの整備、避難訓練、防災訓練を行った	6
測定、保護者への通知を行った	4
年度末人事異動凍結にともなう調整	2

## 2) 被災地の児童生徒を受け入れるために必要な態勢

## ①施設・設備（教室・教材教具）

被害が大きかった学校から児童生徒を受け入れるにあたり、特に問題がないという回答がある一方、自校の校舎や体育館が崩壊しており受け入れ不可能という回答もあった。受け入れるにあたり、教室や机・椅子の不足、運動着等の教材の不足とともに、暑さや高湿度対策、安全な水道水の確保など、各学校の事情に応じた課題が明らかになった。

表9 児童生徒を受け入れるために必要な態勢（施設・設備）

代表的な回答	回答数
教室、机、ロッカーなどの不足	10
温度、湿度、暑さ対策、水道水の安全性	2
富岡養護学校の児童生徒の運動着等の準備	2
受け入れは可能であり、問題はない	4
受け入れ校の校舎崩壊、病院内校舎等により受け入れ不可能	3
避難している保護者へのPTA会費等の請求は困難	1

## ②クラス編制・指導体制

教員数の不足、教員の再配置、クラスの再編成などが指摘された。

表10 児童生徒を受け入れるために必要な態勢（クラス編制・指導体制など）

代表的な回答	回答数
児童生徒が増えたときに、教員が足りなくなった	4
緊急の受け入れ時であっても、人数と専門性の両面からの配置が必要	3
クラス編制などをし直した	2
教職員の協力により、特に問題はない	4
同じ学校の児童生徒が同じ場所で学べるようにして欲しい	2

## ③カリキュラム・指導計画

児童生徒の実態やニーズにあわせたカリキュラムの再編が必要だった場合と、特に問題はなかったという場合に大別された。受け入れ校のカリキュラムに合わせたという回答もあった。

表11 児童生徒を受け入れるために必要な態勢（カリキュラム・指導計画など）

代表的な回答	回答数
実態が異なっている、ニーズに合わせたカリキュラムの組み直し	5
特に混乱はなかった	2
受け入れ校に合わせてもらった	2
情報の共有化、指導方法の共有化	3

## 3) 被災地の特別支援学校の復興に何が一番必要と考えるか

安全・安心な生活環境と学習環境、放射線や地震、津波などに対する安全対策とともに、学校だけでなく児童福祉施設も含めた総合的な再建や他県に転出した児童生徒への対応などのシステムの再建が指摘された。

表12 特別支援学校の復興に必要と思われること

代表的な回答	回答数
安全・安心な環境、学習環境の確保	7
放射能・地震・津波等に対する安全対策	5
正しい、迅速な情報	2
保護者の安定、就労・収入	2
教職員へのケア、マンパワー	3
児童福祉施設も含めた再建、他県転出児童生徒への対応	5
前籍校である小中高との連携	1

## 4) 大災害時に必要な各学校・教委・大学等の連携・協力態勢

## ①各学校の役割と連携・協力態勢

自校のことで手一杯で、他校との連携がとれなかったため、他校とのつながりの重要性を認識したという

回答が多かった。具体的には、特別支援学校間での情報の共有、障害者別のネットワークや関連団体との連携作りの必要性が指摘されている。また、できるだけ早く日常に戻す工夫、災害に強い通信機器の確保という回答も出された。

表13 大災害に必要な各学校の役割と連携・協力態勢

代表的な回答	回答数
自校のことでいっばいで他校との連携が取れなかった、つながり作り	12
特別支援学校間での情報の共有	5
障害者別のネットワーク作り、関連団体との連携作り	3
災害に強い確実な通信機器を確保したい	2
早急な復興	2
授業の遅れへの対応、転校等の手続きの簡略化	2

### ②教委の役割と連携・協力態勢

情報提供・共有の迅速さとタイミングについて多くの学校から指摘された。また、できるだけ早く学校に来て現状を見て欲しいという要望も回答として出されている。

表14 大災害時に必要な教委の役割と連携・協力態勢

代表的な回答	回答数
迅速な情報の提供と共有、指針の提示を	11
タイムリーな情報の提供を	4
現状を見て欲しい	2
県教委・市教委等のネットワーク作り、情報の共有	8
人・物等の支援、関係機関とのコーディネート、対応に感謝	5

### ③大学の役割と連携・協力態勢

放射能や災害に対する情報発信、ボランティア派遣の要請、カウンセリングや建物の強度や構造、講演や助言等に関する要望と、回答は3つに分けることができた。

表15 大災害時における大学の役割と連携・協力態勢

代表的な回答	回答数
放射能、災害に関する情報の発信	12
ボランティア派遣	10
カウンセリング、建物の強度、講演・助言など専門分野からの支援	6

### 5) 福島県の特別支援教育の復興・充実に向けての課題

福島第一原子力発電所と同第二原子力発電所の間に位置し、児童生徒が県内外に避難している福島県立富岡養護学校の復興、現状に応じた教員の再配置、放射

能から子どもを守る環境整備を指摘する回答に分類された。また、今回の大震災を経験して感じた不足物品のリスト作り、今後のビジョン作りと教員研修の必要性、さまざまな不安に対する軽減措置の必要性等、今後の復興に対する具体的な提言とともに、現在、県外で避難生活を送っている児童生徒への深い思いが回答されていた。

表16 福島県の特別支援教育の復興と充実に向けた課題

代表的な回答	回答数
富岡養護学校を中心とした復興、学校や教員・施設の再配置、	8
設備の復興	3
放射能から子どもを守る環境整備	5
一つ一つの経験が今後の重要なマニュアルになるであろう	4
不足した物品のリスト、今後のビジョン作り、県外避難の児童生徒への思い、教員のさらなる研修の充実、不安の低減のために	10

### (3)児童生徒の心のケアに関するニーズ調査の結果(調査3)

福島県内の特別支援学校(23校)に在籍する幼児児童生徒2,107名(幼稚部8名、小学部703名、中学部473名、高等部923名)の心のケアに関するニーズ調査を実施した。調査は幼稚部・小学部用と中学部・高等部用の2種類の調査表を用いて実施した。いずれも回答は各学校の学部主事に記入をお願いした。

#### 1) 反復的・侵襲的、かつ苦痛な想起、フラッシュバック

各学部とも「また怖い体験をするのではないかと怖がり、不安がる」という行動が共通して最も多く観察された(小学部6.7%、中学部6.8%、高等部3.3%)。次に「自分が体験した怖かった事を、繰り返し話す」という行動が2番目に多かった(小学部4.0%、中学部3.4%、高等部1.7%)。また、「突然怖かった体験を思い出し、怖がったり泣いたりする」という、生々しい恐怖体験のフラッシュバック(侵入・再体験)を、震災後約4ヶ月経った時点でも1%~1.4%の児童生徒が体験していた(小学部1.4%、中学部1.1%、高等部0.8%)。しかも、小学部>中学部>高等部と年少の児童生徒ほど、フラッシュバックを体験している割合が多かった。

## 2) 回避、活動や関心の減退、感覚や感情の麻痺

「地震や原発に関連した話題やニュースを怖がり、その話題を避けたがる」という行動も見られた（小学部0.9%、中学部1.7%、高等部0.5%）。これは外傷と関連した話題への恐怖感と、それと関連する回避反応であり、中学部で1.7%と、やや多い傾向が見られた。さらに、「震災前と比べ、元気がなく、無口で引きこもりがちになった」という感情麻痺ないし抑うつ反応を示唆する行動が、0.1%～1.0%の児童生徒に見られた（小学部0.1%＜中学部0.4%＜高等部1.0%）。この行動は、逆に年長になるにつれて多くなっている。

## 3) 過覚醒や不眠、集中困難、過度の警戒、驚愕反応、情動不安、退行、頭痛・食欲不振・下痢などの身体化症状

「感情が不安定で、急に泣いたり、怒ったりする」という情動不安定を示唆する行動が1%～3%近い児童生徒に見られた（小学部2.7%＞中学部0.8%、高等部1.1%）。情動不安定になる子どもは小学部が多かった。「今まで以上に、多動で落ち着かなくなった」という過覚醒を示唆する行動は、小学部では1.4%であったが、中学部や高等部では少なかった（小学部1.4%、中学部0.2%、高等部0.0%）。「不眠、悪夢を見る、寝ぼけて歩き回る、夜中に目を覚まし怖がる」など、トラウマ体験に伴う過覚醒を示唆する行動も小学部で1.7%と比較的多く見られたが、中学部や高等部では少なかった（小学部1.7%＞中学部0.6%、高等部0.4%）。また、「赤ちゃん返りをした印象がある」（小学部2.3%）、「やたらにスキンシップを求め、自分で出来ていたことまで、してもらおうようになった」（中学部0.8%、高等部0.3%）など、退行を示唆する行動は小学部では2.3%とかなり多く見られたが、中学部や高等部と年齢が上がるにつれて減少していた。さらに、「おもらしや夜尿が多くなった」（小学部0.9%）、「頭痛や腹痛、頻回にトイレへ行くなど、からだの不調を訴えることが多くなった」（中学部1.3%＞高等部0.2%）など、身体面での変化の訴えが1%前後見られた。小学部での「おもらしや夜尿」は、退行として捉えることも出来る。

## 4) もともとあった障害特性の増悪

「パニックやこだわりが多くなった」という回答が小学部で1.3%あったが、中学部では0.2%と少なく、高等部ではなかった（0.0%）。また、「奇声や独り言が多くなった」という回答が小学部では0.9%あったが、

中学部（0.4%）、高等部（0.1%）では少なかった。自傷行為や徘徊は小学部では0.4%に増加が見られたが、中学部、高等部ではほとんど見られなかった。

## (4) 訪問調査の結果

### 1) 富岡養護学校

#### ① 避難の概要

富岡養護学校は、前述のように福島原発から半径6.5キロの至近距離にあるために在籍児童生徒119名のうち、59名が県外（主に千葉県鴨川市）へ避難し、残りの60名は福島県内8校に分教室として避難していた。

#### ② 避難所生活

当初は避難所生活を転々としたため児童生徒が落ち着かず、奇声を出したりしていた。そのため、保護者が周囲への気遣いや気兼ねから車の中で夜を過ごすなどしたために、保護者の気疲れやストレスが見られた。また、一次避難所である体育館などの広い空間では騒々しく刺激が多すぎるために落ち着かない児童生徒が目立った。一部の避難所では弱者いじめも見られたようである。

#### ③ 子どもへの必要な支援

一次避難所では子どもの遊び空間の確保や話し相手、遊び相手、相談相手、絵本の読み聞かせなどが必要とされていた。

子どもに見られた行動としては、不安・恐怖感を感じる者が多く、「学校あるの?」（帰れるのか?）といった質問を繰り返す子どもが見られた。また、ニュースを見るのを怖がったり、親や教師との分離不安が見られたり、不眠を訴えたり、一種のフラッシュバックが起こっているようで、心のケアの必要性が指摘された。

#### ④ 教師への支援や対応

分教室として各学校へ分散して避難しているために、教育課程をどうするかといった問題とともに、避難先校での身分の不安定さ（所属感への不安）といった問題も生じている。また、教師のオーバーワークも問題になっている。さらには教師にも家庭があるのに、家族サービスが出来ないと言った不満やストレスを抱えている場合も見られる。児童生徒同様に教師自身も心のケアを必要としている。

### ⑤保護者への支援や対応

当初は保護者が一次避難所から二次避難所へ転々と移動するために居場所が定まらないといった不安や不満が多く見られた。障害のないきょうだいの勉強の遅れを心配し、就学・勉強の機会が奪われる不安、学力の維持が保てるかといった、我が子の教育への不安が多く挙げられた。そして何よりも、先行き・見通しの立たない不安と、就労・雇用の確保が大きな問題となっていた。

### ⑥震災を通じて浮かび上がった課題

緊急時なのに事務的・形式的なことに追われ、臨機応変な対応が出来なかった。避難してみて、受け入れ校の理解に温度差があることや、緊急時の避難の在り方として近隣の学校をどのように活用するかと言った課題が出て来た。さらに、災害時に、学校の空き教室をどのように活用していくかが課題である。

今回の大惨事で、「認定就学」「インクルージョン教育」の真価が、今まさに問われているのだということが指摘された。

## 2) あぶくま養護学校安積分校

### ①避難の概要

安積分校は震災に伴い校舎の建物に亀裂が生じ、使用が危険になったために、約10キロ離れた県立聾学校へ児童生徒31名と教職員29名が全校避難した。児童生徒及び教職員が一緒に避難して来たという点が、富岡養護学校との違いである。

### ②学習環境・学習活動

聾学校の空き教室や特別室を開放してもらい、教室を仕切って学習活動を行っていた。学校行事等も聾学校との関係で大幅に見直しが必要となり、支障が生じているが、聾学校あげての温かい歓迎で子どもたちは楽しく学習している。

避難して来たために、聴覚障害児との交流ができるというメリットもある。

### ③保護者の理解と負担

学校全体で避難したことについては多くの保護者の理解が得られ、保護者は児童生徒と共に教師も一緒に避難できたことをむしろ歓迎したとのことである。保護者には登下校の送り迎えの負担が増えることになるが、今のところそれほど問題は生じてない。下校は民間業者に委託しているために保護者の負担は生じてな

いが、今後懸念されるのは、雪道などの冬場の送り迎えである。

### 3) 学校としての存在感

避難先であっても、学校としての存在感を内外にアピールするために、両校とも校名を避難先の玄関口に掲げてあったのが印象的であった。避難して来て、「校旗がこれほど有り難いと思ったことはない」との学校長の言葉が強く心に残った。

## 5. まとめと今後の展望

未曾有の東日本大震災・大津波に加えて原子力発電所の爆発事故に伴う放射能汚染により、福島県民は二重・三重の苦難を強いられており、未だにその解決の見通しさえ立たない不安な状況が続いている。福島県内の特別支援学校では、震災から4ヶ月経過した6月末時点でも、全体で在籍児童生徒の約1割に相当する児童生徒が福島県内外に避難している状況にある。

今回の調査結果から、福島県内の特別支援学校は富岡養護学校を中心にしながら復興していきたいと考え、学校や施設、教員等の再配置、原発事故の早急な解決、そして、今回の大震災を経験した者として今後の復興ビジョン、震災時に不足しがちなものリスト作り、教員の研修の充実と不安軽減など、今後の福島県内の特別支援教育の復興とさらなる充実に向けた多くの課題が指摘された。

まず、避難先で必要とされているのは、「学習支援・勉強支援の相手」「相談相手・話し相手」、「心のケア」であった。そして、学校で一番困っていることは、「外遊び・散歩が出来ない」「施設・設備が足りない」ことや「プールが使用出来ない」といったことであった。また、学校が今必要としている情報としては、「放射能に対する正確な情報」「被曝が人体に与える影響」「放射能への対応や除染」との指摘が多く挙げられた。

震災前後の子どもの変化、他校からの児童生徒の受け入れ、学校間・教委や大学との連携、復興に向けた取り組みなど課題は山積し、多岐にわたる回答や提案が寄せられた。回答からは、例えば、震災後の児童生徒に情緒の不安定や落ち着きがないなどの変化がみられるようになったことがわかる。また、保護者からは放射線量のレベルや影響、災害時の通信や連絡体制に関する問い合わせもあり、教員自身が被災し生活環境が大きく変わっているなか、情報収集や児童生徒のス

トレスの軽減に取り組んでいる姿が浮き彫りとなった。

さらに、校舎や施設が破損したり、プールや校庭などの屋外施設が使用できなくなったりするために、カリキュラム全体に及ぶ見直しを迫られていることも明らかになった。日々の教育活動を進めながら、並行してこのような対応が追加されている現状であり、教師のオーバーワークに対する仕事の軽減や教師に対するメンタル面でのサポートが必要とされている。

原発事故や校舎全壊にともなう富岡養護学校とあぶくま養護学校安積分校の受け入れに関しては、施設や物品の不足を指摘した学校もあったが、児童生徒とともに教員も一緒に移動したことにより、受け入れ校の負担についてはほとんど問題が生じていないようである。しかし、一部、転入にともなう書類作成等、急を要する場面での課題も指摘された。

大災害時の協力体制については、自校の問題を解決するのに精一杯で、他校との連携まで考える余裕がなかったという回答がほとんどであった。その後、地域の小中学校との連携強化、福祉施設や障害種別各種団体との連携作りなど、今後の課題を指摘する回答も見られた。また、必要な情報の共有とタイムリーな情報収集と関係機関からの提供などの課題も明らかとなっている。各学校の復興とともに、今後の大きな課題になるであろう。

児童生徒の心のケアに関するニーズ調査からは、フラッシュバックや不眠、情動不安、頭痛や食欲不振などの身体化症状など、PTSDを示唆する症状が一定程度の児童生徒に見られ、「心のケア」が必要であることが明らかになった。しかも低年齢の子どもほど支援を必要としている。

以上の調査結果から、震災に伴い福島県内の各特別支援学校や在籍する児童生徒が厳しい状況に置かれていることが明らかになった。今後に向けて、以下のような課題に対する早急な支援体制作りが必要になるだろう。

- ①特別支援学校に在籍する各幼児児童生徒の状況や障害に応じた支援体制作りと心のケアに対する支援
- ②保護者が抱える課題への相談支援
- ③保護者自身の心のケアや生活支援
- ④被災者として教師が抱える心のケアを含む日々の課題に対する相談支援
- ⑤特別支援学校に在籍する幼児児童生徒のストレスに対応する教師対象のストレスケア講習
- ⑥毎日の生活の安全の確保
- ⑦福島県独自の新たな視点からの学校配置や教育制度の構築、関係機関とのネットワークづくり、適切で長期的な支援

福島県では、放射能被害の影響が学校教育に大きくのしかかり、いつになったら元の学校生活に戻れるのかといった不安が一向に解消されてない。ある学校からの報告に、教師が疲れている時に子どもたちが見せてくれる「笑顔」が何よりの励みとなり、「また頑張ろう」という気になるとの記述があった。このような子どもたちの「笑顔」を何よりの返事や励みと思い、出来ることから着実に取り組んでいくことが復興の道のりにつながっていくことであろう。

#### <謝 辞>

学期末の、しかも平成23年度人事異動前のたいへん忙しい時期に、アンケート調査にご協力くださいました各学校の校長先生を始め諸先生方に、この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。併せて、福島県の特別支援学校の日も早い復興を祈念します。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号 平19総使、第82号）

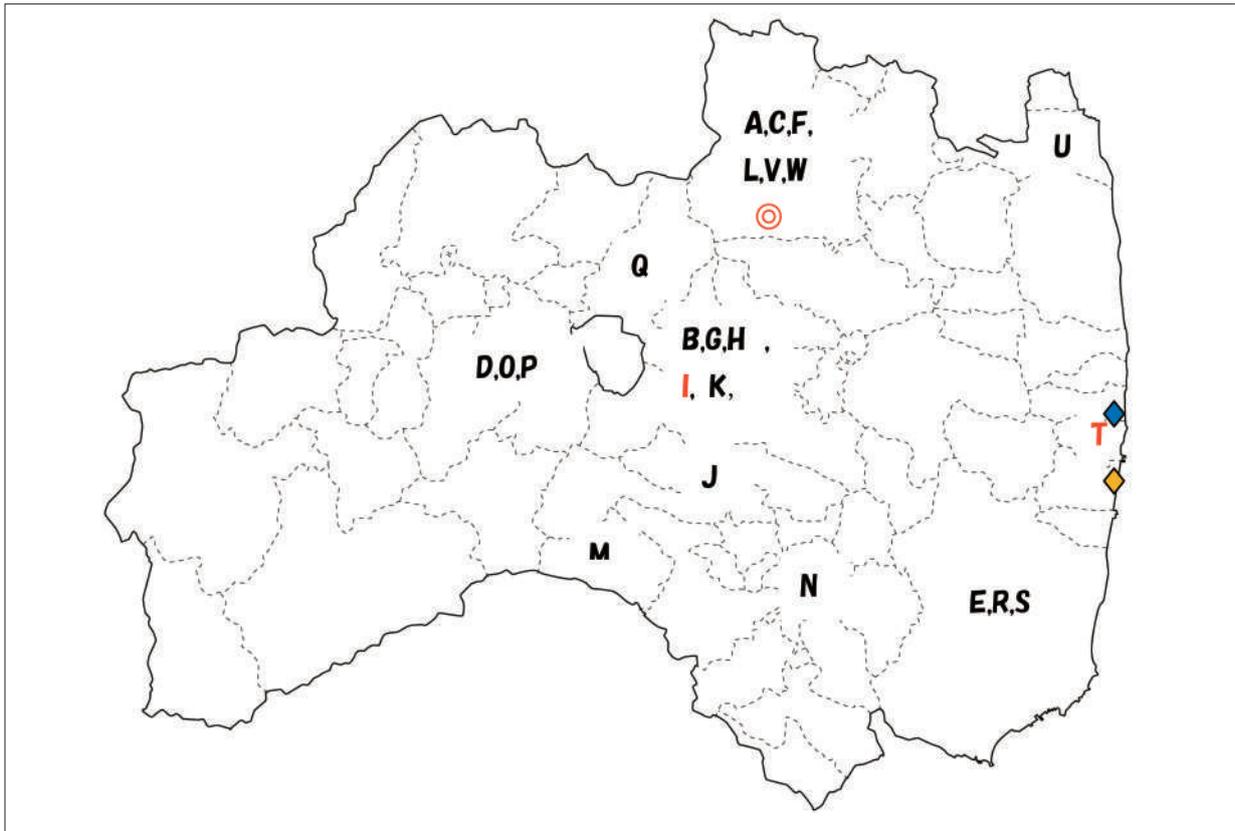


図3 福島県内の特別支援学校（本校及び分校）と原子力発電所の位置

記号	学校名
A	福島県立盲学校
B	福島県立聾学校
C	福島県立聾学校福島分校
D	福島県立聾学校会津分校
E	福島県立聾学校平分校
F	福島県立大笹生養護学校
G	福島県立郡山養護学校
H	福島県立あぶくま養護学校
I	福島県立あぶくま養護学校安積分校
J	福島県立須賀川養護学校
K	福島県立須賀川養護学校郡山分校
L	福島県立須賀川養護学校医大分校
M	福島県立西郷養護学校
N	福島県立石川養護学校

記号	学校名
O	福島県立会津養護学校
P	福島県立会津養護学校竹田分校
Q	福島県立猪苗代養護学校
R	福島県立平養護学校
S	福島県立いわき養護学校
T	福島県立富岡養護学校
U	福島県立相馬養護学校
V	福島市立福島養護学校
W	福島大学附属特別支援学校

◎：福島大学

◆：福島第一原子力発電所（双葉郡双葉町・大熊町）

◇：福島第二原子力発電所（双葉郡富岡町・楢葉町）

## 東日本大震災にともなって生じた福島県内における 特別支援教育のニーズ調査と子ども・教師・保護者支援



松崎博文、昼田源四郎、鶴巻正子(人間・心理学系)  
金谷昌治(附属特別支援学校校長)、塚野 薫(附属特別支援学校副校長)

### 調査研究の目的

東日本大震災及びそれに続く福島原発の放射能漏れ事故により福島県内の特別支援学校(盲・聾・養護学校)がおかれている状況、および障害のある児童生徒の心のケアについて現状把握を行うことを目的とした。

### 調査研究の方法

#### 1. アンケート調査

【調査1】: 震災に伴う特別支援学校に在籍する児童生徒への支援に関する調査

【調査2】: 震災復興に向けた福島県内の特別支援学校のニーズ調査

【調査3】: 児童生徒の「心のケア」に関するニーズ調査(幼稚部～高等部)

【期間】: 平成23年6月8日から7月5日

【方法】: 福島県内の全ての特別支援学校(分校を含む)23校に調査用紙を郵送し、6月末時点での現状を同封の返信用封筒にて回答するよう依頼した。

#### 2. 訪問調査

【訪問先】: ①校舎が崩壊した学校 ②福島原発から10キロ圏内にあった学校

【調査期日】: 平成23年7月25日

### アンケート調査研究の結果

アンケート調査から、各特別支援学校の厳しい現状や児童生徒の心身の状況は以下の通りだった。今後、これらの「現実」を踏まえた適切で長期的な支援、ネットワークづくり、新たな視点からの制度構築、「心のケア」が喫緊の課題になる。

【調査1】6月末現在、県内の特別支援学校在籍幼児児童生徒2107名のうち、約10%にあたる193名が県内外に転出(避難)していた。避難先で必要とされているのは「学習支援・勉強の相手、相談相手・話し相手」「心のケア」であった。学校で困っていることは「外遊び・散歩が出来ない」「施設・設備が足りない」ことであり、いま必要な情報は「放射線に関する正確な情報」「被曝が人体に与える影響」「放射能の対応や除染」との指摘が多かった。

【調査2】震災前後の子どもの変化、他校からの児童生徒の受け入れ、学校間・教委や大学との連携、復興に向けた取り組みなど多岐にわたる回答・提案が寄せられた。

【調査3】①反復的で苦痛な想起、フラッシュバック(「また怖い体験をするのではないかと怖がり、不安がる」など)や、②活動や関心の減退、感覚や感情の麻痺、③過覚醒や不眠、集中困難、過度の警戒、情動不安、退行、頭痛・食欲不振・下痢などの身体化症状などPTSDを示唆する症状が一定程度の児童生徒にみられ、「心のケア」が必要と考えられた。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 災害緊急時における聴覚障害者の情報伝達保障支援の状況分析

研究代表者 人間・心理学系 森本 明

## I. 調査研究の目的

2011年3月11日に発生した大地震と大津波。それに伴って、福島県では、福島第1原子力発電所の事故による環境汚染。東日本大震災は、わたくしたちの生活を脅かし、緊急を要する事態であり、多くの人々が、長期間にわたって、避難・退避生活を余儀なく強いられ、今なお不安な日々を過ごしている。

このたびの震災など緊急時において、人々が災難から互いに身を守ること、そして人々が生活の不安を互いに軽減すること、それらの根幹は、正確な情報の伝達にある。迫り来る事態に応じる避難時における正確な避難指示情報の伝達、正確な避難生活情報の伝達が、人々の冷静な判断や不安の軽減につながる。

しかしながら、伝達は音声による部分が多くを占めており、聴覚障害者においては、情報の入手や理解が困難であることが少なくない。その困難が顕在化したケースが、1995年の阪神淡路大震災や2007年の新潟県中越沖地震にある。聴覚障害者とその家族に避難指示情報や避難生活情報が届かず、孤立してしまい、不安な中で生活を強いられたという事実がそのことを示している。

本調査研究では、研究代表者である森本を中心に、宮城県立ろう学校での教師経験をもつ岩手大学教育学部の中村好則氏（専門：数学教育学、特に聴覚障害支援）と自身聴覚に障害がある米山文雄氏（専門：福祉工学）、群馬大学の江森英世氏（専門：数学教育学、特にコミュニケーション）の協力を得ることにより、聴覚障害者の視点を重視する立場で、東日本大震災における聴覚障害者の情報伝達保障支援の状況を分析する。この分析を通して、災害緊急時における情報伝達保障支援の課題を分類・整理し、保障支援の原理の再構築へのアイデアや示唆を得る。併せて、本学人間・心理学系の松崎博文氏（専門：特別支援教育）の協力を得て、聴覚支援学校をはじめ学校教育における児童・生徒の防災・減災教育の再構築へのアイデアや示唆を得る。福島はじめ東北の復興における人にやさしい地域社会の構築につなげたい。

本稿では、本調査研究の経過及び結果を報告するとともに、今後の展望について述べたい。

## II. 調査研究の組織

○研究代表者

人間・心理学系 森本 明

○研究分担者

人間・心理学系 松崎 博文

筑波技術大学 米山 文雄

岩手大学教育学部 中村 好則

群馬大学教育学部 江森 英世

## III. 調査研究の計画・方法

本調査研究は、以下の3種類の活動で構成される：

**活動1** 福島県内の避難所におけるコミュニケーション支援活動

**活動2** 被災した聴覚障害者の声を聴く活動

**活動3** 聴覚特別支援学校における防災教育の調査

3月11日以降、**活動1**を調査研究活動の基幹に据えながら、**活動2**、**活動3**の活動を行うこととした。それぞれの活動は、具体的には、次のように行われた：

**活動1**については、避難所担当者と連携し（図1参照）、必要に応じて出向き、避難所で聴覚に障害があることや様々な理由で聞こえに不自由している方に個別に丁寧なコミュニケーション支援を行うことに努めた。有賀京子女史はじめ本学大学院生の協力のおかげで遂行することができた。

**活動2**については、被災者の心情面に配慮し、時期と内容を設定し、被災した聴覚障害者のインタビューを行った。本学卒業生で仙台市を中心とするろう者サークル等で活動している平間佐綾子女史の協力および本学手話研究会 Drops（代表：遠藤彩音女史）の協力のおかげで遂行することができた。

**活動3**については、聴覚特別支援学校101校を対象に、平成23年5月20日に質問紙を郵送により配布した。担当する先生が質問紙に回答を記入、その後、同年6月8日までに返送による回収、結果の分析という手続きで調査を行った。加藤慎一氏はじめ本学大学院

生の協力のおかげで遂行することができた。



図1 避難所担当者との連携

表2 避難訓練の年間実施回数

0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
1	4	16	35	7	9

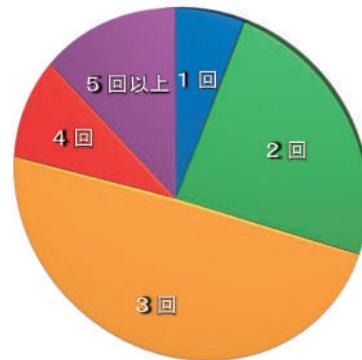


図2 避難訓練の年間実施回数

#### IV. 調査研究の経過および結果

本稿では、紙面の都合上、**活動3**に光を当てて、本調査研究の経過および結果について以下に述べることとする。

質問紙は、村山（2009）の山形県における防災教育に関するアンケート調査で使用されたアンケートを基に、聴覚特別支援学校の防災教育の工夫を把握できるようにとの本調査のねらいに即して検討し、それを一部変更し作成した。

考察のための視点として、東日本大震災の特徴から、次の3点を設定した；

- ア. 津波が大きな被害をもたらしたこと
- イ. 長期にわたる退避生活を余儀なく強いられていること
- ウ. 災害から互いに身を守ること、生活の不安を互いに軽減することの根幹は、正確な情報の伝達にあること

質問紙の配布及び回収数、回収率は次の通りである（表1）。

表1 質問紙の配布数と回収数および回収率

配布数	回収数	回収率
101	72	71.3

##### 1. 避難訓練の実施状況

避難訓練の実施回数では、避難訓練は1校を除いて、全校で毎年定期的に行われていることがわかる（表2及び図2）。

なかでも年2～3回実施している学校が全体のおよそ7割を占めていることがわかる。また、およそ1割の学校が、年間5回以上行っていることもわかる。

##### 2. 避難訓練の想定

「何を想定した避難訓練か？」では、「火災」、「地震」、「不審者侵入」の順に、多いことがわかる（表3）。このたびの東日本大震災で大きな被害をもたらした「津波」を想定した避難訓練は、火災や地震に比べ、少なく、およそ1割の学校で行われているに過ぎないことがわかる。

表3 避難訓練の想定

火災	地震	不審者侵入	津波	洪水	土砂崩	雷雨	その他
71	70	49	9	1	1	1	4

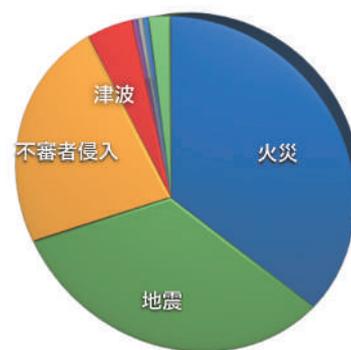


図3 避難訓練の想定

##### 3. 避難訓練の内容

避難訓練の内容では、「避難誘導」、「消防署や警察署・地域等の連携」、「初期消火」、「情報伝達」、「地震についての講話」の順に多いことがわかる（表4）。

「避難誘導」は避難訓練を行っている全校、「情報伝達」は8割弱の学校で扱われている。一時避難を想

定したものが多くことが予想され、避難生活が続くような場合の「避難誘導」や「情報伝達」は想定されていないことが考えられる。

表4 避難訓練の内容

避難誘導	71
消防署や警察署、地域との連携	63
初期消火	59
情報伝達	55
地震についての講話	50
スモークハウス体験	24
地震体験車体験	19
保護者への引き渡し	16
応急処置の技能	8
避難所支援活動	0
その他	5

#### 4. 避難訓練を除く防災教育の内容

避難訓練を除く防災教育の内容や方法では、「地域の自然環境や災害の学習」、「地震体験車体験」、「まち歩き」が、この順に多いことがわかる（表5）。

表5 避難訓練を除く防災教育の内容と方法

地域の自然環境や災害の学習	31
地震体験車体験	20
まち歩き	16
スモークハウス体験	15
模型教材を使った指導	14
応急処置の技能	10
防災マップづくり	7
その他	7
副読本を使った指導	6
ボランティア活動について	2
消防等の学外講師による指導	0
避難所宿泊体験	0

#### 5. 防災教育の課題

避難訓練を含め防災教育を実施するにあたって課題だと思われる事柄では、「防災教育の時間を十分に取れない」、「適切な教材がない」、「指導方法がよくわからない」、「教職員の研修が無い・少ない」などが多く挙げられていることがわかる（表6）。

表6 防災教育の課題

項目	選択肢	特に課題である	課題である
防災教育の時間を十分に取れない		13	28
適切な教材がない		7	28
指導方法がよくわからない		3	13
教職員の研修がない・少ない		1	22
教職員間の共通理解が図りにくい		0	10
地域から協力を得るのが難しい		0	7
特に課題はない		0	7

#### 6. 各学校におけるさまざまな工夫

避難訓練をはじめ防災教育の実践では、それぞれの学校でさまざまな工夫が行われていることがわかる。次のような工夫がある。

- ・避難訓練等における視覚的な情報伝達保障  
スケッチブックなどに進行表や内容について簡単な説明を書いて見せるなど
- ・人形劇の活用や絵本、紙芝居の活用  
デフ・パペットシアターの人形劇「稲むらの火」から、津波や震災時の避難、震災時の避難、震災等の際には、聴覚障害があると、様々な情報が得られにくいことなどを学習
- ・防災センターの活用  
地震、火災、風水害の体験を行った。
- ・安全マップの作成  
登・下校時の不審者対策、災害対策等のため、地域に協力依頼
- ・電話お願い手帳の携帯  
手帳にあらかじめ備わっている使い方の他、安全マップや連絡先等記入した様式を貼り付ける
- ・ニュースや新聞記事の利用  
日常的に危機意識を育てる。その状況におかれたらどうするか考え合うことを積み重ねる

#### 7. 学校からの声

アンケートにご回答いただいた学校からの声として次のものがある。

- ・よりよい教材また調査研究の結果等、何らかの形で教えていただけるとありがたい
- ・防災教育について、事例を見る機会がないので、他校の取り組みがあれば紹介してほしい
- ・模擬避難所体験などを要望する
- ・災害時に児童（聴覚障害児）に情報が伝わるイン

フラが整備されているとは言えない。現在は、児童に対応力をつけるしかないが、なかなか難しい。

- ・災害緊急時に幼児・児童・生徒が「学校にいる場合」、「自宅にいる場合」、「通学途中」における学校としての対応、取り組み、家庭との連携等、各学校の支援体制のあり方を知りたい。

## V. まとめと今後の展望

本稿では、紙面の都合上、**活動3**に光を当てて、本調査研究の経過および結果について述べてきた。

**活動3**の今回の調査を通して、特別支援学校小学部における避難訓練を含め防災教育の取り組みの一端を把握することができた。そして、調査から次のことがわかってきた；

- ①津波を想定した防災教育の必要性
- ②退避生活を想定した防災教育の必要性
- ③防災教育に係る教育実践事例を紹介し合う研修等の機会の充実

今後は、我が国の自然災害等の歴史を踏まえた上で防災の取り組みの質的拡充をより一層すすめてゆくこと、一時避難ではなく避難生活が長期にわたる場合などの想定をした防災教育の取り組みや防災教育実践事例の紹介の場の充実について検討を行うことが課題である。

### 謝 辞

最後に、質問紙による調査にご理解とご協力を賜りました聴覚特別支援学校の先生方に心より感謝申し上げます。

尚、本稿の一部は、平成23年7月30日に開催された第53回ろう教育科学会（兵庫）大会にて発表している；森本明・米山文雄・中村好則・江森英世（2011）. 聴覚特別支援学校における防災教育状況調査報告. 第53回ろう教育科学会（兵庫）大会.

### 参考・引用文献

村山良之（2009）. 山形県における防災教育の実態と課題. 山形大学教職・教育実践研究, 4, 83-92.

## 緊急災害時における聴覚障害者の情報伝達保障支援の状況分析



森本 明・松崎博文（人間・心理学系）

米山文雄（筑波技術大学）・中村好則（岩手大学）・江森英世（群馬大学）

### ■研究の目的

2011年3月11日に発生した巨大地震と巨大津波。それに加え、福島では原発事故が重なり、多くの人々が退避生活を余儀なく強いられ、不安な日々を過ごしている。このたびの東日本大震災など緊急時において、**人々が災難から互いに身を守ること、生活の不安を互いに軽減すること、そのため根幹は、正確な情報の伝達にある。**迫る事態に応じる避難における正確な情報の伝達、退避生活における正確な情報の伝達である。しかしながら、**伝達は音声による部分がその多くを占めており、聴覚障害者においては、情報の入手や理解が困難であることが少なくない。**その困難が顕在化した例が、1995年の阪神淡路大震災、2007年の新潟県中越沖地震にある。**3.11東日本大震災後、避難所における聴覚障害者をはじめ聴こえに不安のある方へのコミュニケーション支援活動を展開するとともに、緊急避難時における聴覚障害者の情報保障支援の状況分析**を行ってきた。

### ■研究の経過

#### 避難所支援から

福島県聴覚障害者協会、パリーミキ郡山と連動し、県内の避難所の聴こえに不安のある方へのコミュニケーション支援活動を展開した。その中で、**災害緊急時における避難指示の重要性と問題点および退避生活における情報伝達の重要性と問題点**の一端が明らかになった。



#### 被災した聴覚障害者の声

福島大学手話サークルDropsの協力のもと被災した聴覚障害者の声を聞いた。「いつもの生活に戻れない」「ライフラインが

ない」「食料入手困難」をはじめ経験し、従来のテレビとメール中心の**情報入手が困難な中での聴覚障害者の生活におけるさまざまな問題が浮かびあ**がってきた。「**防災意識を高めること**」、「**日頃からの災害への備え**」が必要かつ**重要であることをまわりの聴覚障害者にも伝えていきたいとの声**も聞くことができた。

#### 防災教育調査から

聴覚特別支援学校小学部101校を調査対象に、質問紙による防災教育の緊急アンケート調査を郵送調査法により行った（回収期間は平成23年5月20日～6月8日）。**年2～4回避難訓練を行っている学校が7割を占めていること、地震・不審者侵入を想定した避**

**難訓練が多く、津波を想定した訓練は約1割の学校であること**がわかった。



#### 防災教育の課題

防災教育の課題	特に課題	課題
防災教育の時間を十分に取れない	13	28
適切な教材がない	7	28
指導方法がよくわからない	3	13
教職員の研修がない・少ない	1	22
教職員間の共通理解が回りにくい	0	10
地域から協力を得るのが難しい	0	7

調査から、**①津波を想定した防災教育の必要性、②退避生活を想定した防災教育の必要性、③防災教育に係る実践事例を紹介し合う教員研修機会の充実の必要性**、がわかってきた。

### ■まとめと今後の課題

本調査研究における成果の一部は、過日開催されたる教育科学会第53回大会(平成23年7月30日、神戸)にて報告した。今後は、1995年の阪神淡路大震災、2007年の新潟県中越沖地震を含め、聴覚障害者の声の聴取を行うとともに事実の蓄積および整理を行い、緊急災害時における聴覚障害者の情報保障支援システムの再構築の検討を行う。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL : 024-548-8009 E-mail : kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 震災復興のための長期的教育支援・ 地域文化支援にかかわる基礎調査

研究代表者 文学・芸術学系 三浦 浩喜

## 1. 調査研究の目的

学校現場では児童生徒の転出入や教員配置で混乱しており、その他にも教育・生活をめぐる課題は当面続くと予想される。本研究では、本学による教育支援と地域文化支援における長期的なフレームを築くための緊急に必要とされる基礎調査を行う。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

文学・芸術学系 三浦 浩喜

<研究分担者>

生命・環境学系 千葉 養伍

健康・運動学系 森 知高

数理・情報学系 栗原 秀幸

人間・心理学系 吉永 紀子

人間・心理学系 谷 雅泰

経済学系 初澤 敏生

## 3. 調査研究計画・方法

### (1)子ども・学校現場への調査

転入生の多い福島・郡山地域、地域が集団として退避している会津地域、被災地である相馬・いわき地区の3区分で、教師、子ども、保護者へのインタビューを行い、エピソードの形で資料を収集する。これらのインタビューをもとにして、地域における子ども支援のフレームワーク、並びに教員による学校支援の方針を組み立てていく。実行可能な内容については、この調査期間から学生らを組織し、ボランティア活動を開始する。

### (2)地域文化の調査

浜通り地区を中心に、震災や放射能被害によって消滅した、あるいは消滅の危機にある地域の歴史や文化的遺産及びそれらを継承させてきた地域教育システムの調査を行う。

### (3)教育行政機関への調査

県教育委員会のみならず、県内3地域の市町村教育委員会にたいして、学校や地域に関する震災等に関する概要調査を行い、分析を行う。

## 4. 経過や結果

発災以降、以下の点について調査・資料収集を行ってきた。(いくつかは継続調査中)

- ①学生・教員のボランティア活動を介した子どもたちの現状調査
- ②兼務辞令を受けた若手教員の調査
- ③津波被害を受けた学校教員へのインタビュー
- ④避難所・ボランティアセンターの調査
- ⑤避難者を受けれている学校へのインタビュー
- ⑥文化行政担当職員、企業へのインタビュー

### <子どもたちの状況>

この期間においては、学校現場および教育行政、子どもたちを取り巻く地域のいずれもが混乱の中にあり、むしろ子どもたちへの学習支援ボランティアを介して全体状況を把握することに重きを置いた。避難所での子どもたちの生活状況は、以下のようにまとめることができる。

- ア. 一次避難所と二次避難所の生活環境の大きな差異、特に一次避難所の教育的環境問題
- イ. 一次避難所の集団形成と、二次避難所での孤立化
- ウ. トラウマやPTSDなどの出現数は少なく、むしろ避難所生活による影響が大きい
- エ. 友だち関係や人間関係の断片化と不安定化、ストレスの身体化
- オ. 一部子どもたちの不登校、意欲の低下、無関心化
- カ. 将来への見通しの喪失、学校への不適應

いずれもが、被災者の子どもたちが大なり小なり抱えている問題であり、ハンディキャップである。被災した子どもたちがプライドを持って生きていき、かつ社会と再接続できるような学校および地域における総合的な取り組みが必要である。

なお、学生とのボランティア活動はこの3ヶ月で延べ300人に及び、延べ700人の子どもたちの学習支援や遊び支援、生活支援を行ってきた。



#### 〈学校・教員の状況〉

震災及び原発事故は、学校での教育活動や教育行政に大きな混乱をもたらし、それらの多くは現在も進行中である。多くの学校を廻り教師へのインタビューを試みたが、対応いただけたケースは多くはない。その中でも、①兼務辞令を受けた教員の立場上の不安定さ、そこから生まれる精神的不安定、②避難民の子どもに対する方針のばらつき、③中学校・高校の学力対応や進路指導の困難さ、などに対し際だった問題を感じる。また、④5月以降、放射能対応が大きな比重を持ち始め、この対策で疲弊している様子も覗える。これにより、多くの労力が割かれてしまっている。

#### 〈大震災と文化財保全〉

今回の大震災は、各地の文化財にも大きな被害を与えている。ここでは福島市内のある旧家の紹介を通して文化財保全の課題について考えたい。

S家は江戸時代から現在地に続く旧家で、明治時代に建てられた家屋は高い文化的価値を持っている。NS氏は先代まで住居として使われていた家屋を建築当時の姿に復元し、地域の人たちの施設にしたいと考え整備を進めた。

2010年に整備が完了し、様々なイベントを行っている中、震災により明治時代に建てた蔵を取り壊さざるを得なくなるなどの大きな被害を受けた。しかし、NS氏は被災箇所を復旧し、福島からの文化発信を進めていきたいと考えている。ただし、S家の家屋は文化財指定を受けていないため、これらの整備・復旧はすべて個人の費用で賄われている。個人の対応には限界があり、行政等との協同のあり方を考えて行く必要があるのではないだろうか。

## 5. まとめと今後の展望

### (1)子どもたちの状況

多くの避難者の子どもたちは、表面的には平静を保ち、新しい環境に適応しているように見えるが、その奥には深い「闇」を抱えているといわざるを得ない。こうした子どもたちが、生涯にわたってハンディキャップを抱えることのないよう、学校や教育行政、地域が一体となってサポートしてゆく必要がある。現在、子ども支援のプログラムをいくつかのNPOや他大学と共同で開発中である。

### (2)学校・教員の状況

学校現場は今後も混乱状態は続き、福島原発の収束なしには子どもたちの動きも止まらず、その対応に追われることになる。そうした中であってもなお、福島県の教育が充実したものであり、地域復興の要として子どもたちを教育する機関としての再確立が求められる。8月中さらに現地調査を行い、大学との協力関係の構築に向けて努力したい。

### (3)大震災と文化財保全

来年度正式発足する「うつくしまふくしま未来支援センター」には、「歴史資料担当」の専門部署が設けられる。その中で、同方針を確立し、組織的に取り組んでいく。

## 震災復興のための長期的教育支援・ 地域文化支援にかかわる基礎調査



三浦浩喜(文学・芸術学系)・千葉養伍(生命・環境学系)・森 知高(健康・運動学系)・栗原秀幸(数理・情報学系)  
吉永紀子(人間・心理学系)・谷 雅泰(人間・心理学系)・初澤敏生(経済学系)

### 1. 調査研究の目的

学校現場では児童生徒の転出入や教員配置で混乱しており、その他にも教育・生活をめぐる課題は当面続くと思われる。本研究では、本学による教育支援と地域文化支援における長期的なフレームを築くための緊急に必要とされる基礎調査を行う。

### 2. 調査研究計画・方法

#### (1) 子ども・学校現場への調査

転入生の多い福島・郡山地域、地域が集団として退避している会津地域、被災地である相馬・いわき地区の3区分で、教師、子ども、保護者へのインタビューを行い、エピソードの形で資料を収集する。これらのインタビューをもとにして、地域における子ども支援のフレームワーク並びに教員による学校支援の方針を組み立てていく。実行可能な内容については、この調査期間から学生らを組織し、ボランティア活動を開始する。

#### (2) 地域文化の調査

浜通り地区を中心に、震災や放射能被害によって消滅した、あるいは消滅の危機にある地域の歴史や文化的遺産及びそれらを継承させてきた地域教育システムの調査を行う。

#### (3) 教育行政機関への調査

県教育委員会のみならず、県内3地域の市町村教育委員会にたいして、学校や地域の震災等に関する概要調査、分析を行う。

### 3. 経過や結果

震災以降、以下の点について調査・資料収集を行ってきた。(いくつかは継続調査中)

- |                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| ①学生・教員のボランティア活動を介した子どもたちの現状調査 | ②兼務辞令を受けた若手教員の調査     |
| ③津波被害を受けた学校教員へのインタビュー         | ④避難所・ボランティアセンターの調査   |
| ⑤避難者を受け入れている学校へのインタビュー        | ⑥文化行政担当職員、企業へのインタビュー |

#### (子どもたちの状況)

この期間においては、学校現場および教育行政、子どもたちを取り巻く地域のいずれもが混乱の中にあり、むしろ子どもたちへの学習支援ボランティアを介して全体状況を把握することに重きを置いた。避難所での子どもたちの生活状況は、以下のようにまとめることができる。

- ア、一次避難所と二次避難所の生活環境の大きな差異、特に一次避難所の教育的環境問題
  - イ、一次避難所の集団形成と、二次避難所での孤立化
  - ウ、トラウマやPTSDなどの出現数は少なく、むしろ避難所生活による影響が大きい。
  - エ、友だち関係や人間関係の断片化と不安定化、ストレスの身体化
  - オ、一部子どもたちの不登校、意欲の低下、無関心化。
  - カ、将来への見通しの喪失、学校への不応
- いずれもが、被災者の子どもたちが大なり小なり抱えている問題であり、ハンディキャップである。被災した子どもたちがプライドを持って生きていき、かつ社会と再接続できるような学校および地域における総合的な取り組みが必要である。

なお、学生とのボランティア活動はこの3ヶ月で延べ300人に及び、延べ700人の子どもたちの学習支援や遊び支援、生活支援を行ってきた。



#### (学校・教員の状況)

震災及び原発事故は、学校での教育活動や教育行政に大きな混乱をもたらし、それらの多くは現在も進行中である。多くの学校を巡り教師へのインタビューを試みたが、対応しただけのケースは多くはない。その中でも、①兼務辞令を受けた教員の立場上の不安定さ、そこから生まれる精神的不安定、②避難民の子どもに対する方針のばらつき、③中学校・高校の学力対応や進路指導の困難さ、などに対し際立った問題を感じる。また、④5月以降、放射能対応が大きな比重を持ち始め、この対策で疲弊している様子も覗える。これにより、多くの労力が割かれてしまっている。

#### (大震災と文化財保全)

今回の大震災は、各地の文化財にも大きな被害を与えている。ここでは福島市内のある旧家の紹介を通して文化財保全の課題について考えたい。

S家は江戸時代から現在地に続く旧家で、明治時代に建てられた家屋は高い文化的価値を持っている。NS氏は先代まで住居として使われていた家屋を建築当時の姿に復元し、地域の人たちの施設にしたいと考え整備を進めた。2010年に整備が完了し、様々なイベントを行っている中、震災により明治時代に建てた蔵を取り壊さざるを得なくなるなどの大きな被害を受けた。しかし、NS氏は被災箇所を復旧し、福島からの文化発信を進めたいと考えている。ただし、S家の家屋は文化財指定を受けていないため、これらの整備・復旧はすべて個人の費用で賄われている。個人の対応には限界があり、行政等との協同のあり方を考えて行く必要があるのではないだろうか。

### 4. まとめと今後の展望

#### (1) 子どもたちの状況

多くの避難者の子どもたちは、表面的には平静を保ち、新しい環境に適応しているように見えるが、その奥には深い「闇」を抱えているといわざるを得ない。こうした子どもたちが、生涯にわたってハンディキャップを抱えることのないよう、学校や教育行政、地域が一体となってサポートしてゆく必要がある。現在、子ども支援のプログラムをいくつかのNPOや他大学と共同で開発中である。

#### (2) 学校・教員の状況

学校現場は今後も混乱状態は続き、福島原発の収束なしには子どもたちの動きも止まらず、その対応に追われることになる。そうした中であってもなお、福島県の教育が充実したものであり、地域復興の要としての子どもたちを教育する機関としての再確立が求められる。8月中さらに現地調査を行い、大学との協力関係の構築に向けて努力したい。

#### (3) 大震災と文化財保全

来年度正式発足する「うつくしまふくしま未来支援センター」には、「歴史資料担当」の専門部署が設けられる。その中で、同方針を確立し、組織的に取り組んでいく。

#### 【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 東日本大震災被災者における 避難所生活中の身体活動量の調査

研究代表者 健康・運動学系 杉浦 弘一

## 1. 調査研究の目的

災害により避難所生活を余儀なくされた場合、明らかに平常時とは異なる生活を強いられる。プライバシーのない狭い空間での生活、災害ボランティア等の援助を必要とする生活、食事や飲料物、衣類の配給、共同のトイレ利用、風呂など、平時とはあまりにも異なる環境である。この環境での生活において、身体的に注意すべき点として「エコノミークラス症候群」の発症や、不活動に伴う「廃用性萎縮」による身体機能の低下や循環器系疾患（脳卒中や虚血性心疾患など）の発症である。

これらのトラブルの主な原因は、避難所生活における身体活動量の急激な低下である。避難所であるが故に少しでも他人の迷惑にならないよう行動することが増え「与えられたスペースから動かない」「やることがないのでじっとしている」「避難しているのに遊びや運動などもってのほか」など不活動になりやすくなる。

これらのことはよく知られており、避難所生活を送られる方々に注意喚起されている。しかし、どれくらい不活動になっているのかを明確に測定した研究等はほとんど認められず、どれくらいの身体活動を実施すればいいかの基準も明確でない。

そこで本研究では、携帯型身体活動量測定装置を用いて、避難所生活を送られている避難者の身体活動量を測定することで、不活動の状況を明確に把握し、今後どれくらいの身体活動を実施すべきかを明確にする一助とすることを目的とする。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

健康・運動学系 杉浦 弘一

<研究分担者>

福島県体育協会 海老根 慧

## 3. 調査研究計画・方法

平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」に被災し、福島県郡山市にある「ビックパレットふくしま」に避難している被災者15名（男性8名、女性7名）を対象に避難所生活中の身体活動量を調査した。対象者の多くは東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所事故による避難区域で生活していた住民であった。

調査期間は平成23年7月25日（月）から27日（水）の3日間とした。1日目の夕方、避難所を訪問し、避難所内の保健師の許可を得て避難者とコンタクトをとって調査への協力を依頼した。3日目の夕方測定装置の回収と、調査期間中に行った運動（散歩やジョギングなど）について聞き取り調査をした。

身体活動量は携帯型身体活動量測定装置（ライフコーダEX：スズケン社製）を腰部ベルト位置に3日間装着し、2日目の記録を評価対象とした。ただし入浴中と就寝



ライフコーダ EX：スズケン

時にはライフコーダを外すよう指示した。

ライフコーダにより得られたデータをライフライザー05（スズケン社製）によって解析し、基礎代謝量、総消費エネルギー量、歩数、身体活動量（エクササイズ：運動の指針2006より）を算出した。また、安静時代謝量および身体活動によるエネルギー消費量を次の式を用いて算出した。

身体活動によるエネルギー消費量

= 総エネルギー消費量 - 安静時代謝量

= 総エネルギー消費量 - 基礎代謝量 × 1.2

「運動の指針2006」では、身体活動を「安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動きのこと」と定義し、その活動のうち3Mets以上の運動強度の活動をどのくらいの時間実施したか（述べ実施時間）について評価している。メッツ（Mets）とは、座位安静時のエネルギー消費量を1Metsとして活動時のエネルギー消費量が安静時の何倍のエネル

ギーを消費するような強度の活動であるかを表す方法であり、通常歩行であれば3Metsの強度となる。このとき新たに「エクササイズ (EX)」という単位を次のように定めている。

$$\text{身体活動量 (エクササイズ)} \\ = \text{身体活動の強度 (Mets)} \times \text{実施時間 (時)}$$

つまり、国際単位における「Mets・時」という単位を「エクササイズ (EX)」と定め、例えば3Metsの活動であれば20分間 (1/3時間) 実施すれば1エクササイズとし、1週間あたり23エクササイズ以上の活発な (3Mets以上の) 活動を健康の維持増進のための活動として推奨している。本研究においてもこれまで評価の対象として利用されてきた歩数 (歩) やエネルギー消費量 (kcal) だけでなく、運動の指針2006で推奨されている身体活動量 (エクササイズ) についても評価することにより、座位姿勢で過ごすことが多い避難所生活における身体活動量について、座位姿勢での活動時に起こる歩数の誤カウントなどによるエネルギー消費量の過大評価を可能な限り減らすことを試みた。

#### 4. 経過や結果

調査期間中体調不良のため、通常とは異なりほとんど活動していないと申告してきた男性1名を対象外とし、男性7名 (年齢64.7±14.6歳、身長161.4±6.1cm、体重62.9±5.0kg)、女性7名 (年齢53.9±16.9歳、身長154.7±1.6cm、体重52.1±8.1kg)、計14名を評価の対象とした。

身体活動量は男性460.7±207.2kcal、女性413.9±

154.1kcal、全体では437.3±177.1kcalであった。健康の維持増進のためのエネルギー消費量として推奨されているのは1日あたり300kcal以上の身体活動であり、今回の調査対象者はその値を大きく上回る結果となった。

歩数は男性9,999.6±5,646.6歩、女性10,726.4±3,418.6歩、全体では10,363.0±4,500.2歩であった。健康の維持増進のための歩数としては1日10,000歩が推奨されている。今回の調査対象者の平均値はこの推奨値をほぼ満たす結果であった。しかしながら健康ふくしま21計画中間評価報告書によると「日常生活における歩数 (国民健康・栄養調査<福島県>の平成15~16年度平均値)」は男性7,452歩、女性6,723歩であったと報告されている。今回の調査対象者の平均歩数が約10,000歩であったことと比較すると、避難所においては通常の生活時と比較して良く歩いていると考えられる。女性有職者2名 (避難所から仕事に通っている方) の歩数がそれぞれ6,313歩、8,343歩であり、健康ふくしま21計画中間評価報告書が示す福島県民の女性平均歩数6,723歩に近い値が認められたことから、避難所生活においては日常生活よりも歩く歩数は多くなると考えられる。

3Mets以上の強度の活発な活動を評価する身体活動量 (EX:エクササイズ) は男性3.3±3.7EX、女性3.4±1.3EX、全体では3.3±2.6EXであった。運動の指針2006では1週間あたり23EXの身体活動を推奨しており、1日あたりに換算すると約3.3EXとなる。今回の調査対象者はこの推奨値も満たしていた。

身体活動によるエネルギー消費量や歩数、身体活動量 (運動の指針2006による) のいずれにおいても、今回の調査対象者は健康の維持増進のための身体活動を

表1 対象者の身体的特性および活動量

対象者	性別	年齢 (歳)	身長 (cm)	体重 (kg)	基礎代謝量 (kcal)	安静時代謝量 (kcal)	総消費量 (kcal)	身体活動によるエネルギー消費量 (kcal)	歩数 (歩)	身体活動量 (エクササイズ)	活動内容	活動時間	特記事項
A	男	36	171	62	1,470	1,764	2,087	323	4,900	0.9			
B	男	57	164	70	1,440	1,728	2,191	463	8,075	0.4	散歩	5:00-6:00	
C	男	67	164	70	1,378	1,654	2,082	428	10,627	1.8			
D	男	67	155	60	1,239	1,487	2,232	745	16,589	9.6			
E	男	70	160	59	1,281	1,537	1,994	457	10,700	2.8			
F	男	77	163	58	1,210	1,452	1,582	130	1,908	0.2			
G	男	79	153	61	1,184	1,421	2,099	678	17,198	7.2			
男性平均値		64.7	161.4	62.9	1,315	1,577	2,038	460.7	10,000	3.27			
H	女	29	152	43	1,086	1,303	1,620	317	10,251	4.5	ウォーキング	18:00-18:30	
I	女	33	156	43	1,069	1,283	1,518	235	6,313	2.6			有職者
J	女	53	155	63	1,216	1,459	2,138	679	14,863	5.4			
K	女	59	156	46	1,062	1,274	1,602	328	8,343	2.5			有職者
L	女	63	156	55	1,137	1,364	1,918	554	15,616	4.0			
M	女	66	155	57	1,142	1,370	1,803	433	10,893	2.6			
N	女	74	153	58	1,130	1,356	1,709	353	8,806	2.0			
女性平均値		53.9	154.7	52.1	1,120	1,344	1,758	413.9	10,726	3.37			
全体平均値		59.3	158.1	57.5	1,217	1,461	1,898	437.3	10,363	3.32			

満たしていた。また歩数においては福島県民の日常生活における平均歩数（健康ふくしま21計画中間評価報告書より）を大きく上回る結果であった。従って東日本大震災から約4ヶ月たった「ビックパレットふくしま」における避難者においては十分な身体活動量を確保しているといえる。この理由としては次の3点が考えられる。

1点目として、避難所生活が4ヶ月以上も続き避難者自身が身体を動かすことの必要性を感じていたため、積極的に身体を動かそうとしていたことが考えられる。東日本大震災後2週間目あたりからラジオやテレビでも避難所生活における運動の必要性についてコメントされるようになっていた。また、ビックパレットふくしまでは富岡町と川内村の2町村が自治体毎避難してきた場所でもあり、保健師が町村民の健康管理に尽力していた。このときに身体活動の必要性について避難者に対してアナウンスもされていたことも身体活動量が予想よりも高かったことと関連していると考えられる。3日目の聞き取り調査時に、特別運動をしていたわけではないけれど、時間をもてあましていることもありかなり積極的にビックパレットふくしま館内を歩き回っているとコメントしていた男性もいた。

2点目として、避難所となっていた「ビックパレットふくしま」が大型イベント施設であったことが考えられる。避難所としてはあまりにも大きすぎるため、食事や救援物資受け渡しはもとより、入浴、洗濯、トイレに到るまで、日常生活において何をするときでもかなりの距離を歩かなければならなかったということが身体活動量の増加をもたらしたと考えられる。今回調査が許可された対象者が生活していた場所は建物2階中央付近にある食堂スペースであった。食事や救援物資の受け渡し場所は1階にあり、調査対象者は20cmほど歩かなければならなかった。トイレは比較的近くにあったものの洗濯場やお風呂（仮設）までは400mほどの移動が強いられるような状況であった。また、仮設の行政スペースや保健師の滞在場所までもかなりの距離を歩く必要があった。

3点目として、東日本大震災から4ヶ月が過ぎ、仮設住居や近隣のアパートに引っ越しをした人、県内外の他の地域に住んでいる親戚や知人を頼って避難場所を変えた避難者が多数居たため、ビックパレットふくしま館内で生活している避難者が少なかったため、動き回るスペースが十分にあったことも理由の一つとして考えられる。震災直後は2,500人以上いた避難所も調査時には600人程度に減っており、生活を避難所

で生活をしている方々の居住スペースも十分に余裕のある状態であった。

以上の3点などが避難者の身体活動量が予想よりも高かった理由として考えられる。

研究者は東日本大震災発生後約1ヶ月目にビックパレットふくしまに訪れていたが、その当時は避難者がいっぱい、避難所内を移動するのも大変な状況であった。移動のためのスペースはほとんど無く、館内で動き回れるような状況ではなかった。また、動き回ることが周りへの迷惑になるとの考えから、極力移動しないようにする風潮もあった。この頃の避難者の身体活動量を測定することが出来たならば、おそらく今回の調査よりもかなり低い活動量であったと考えられる。

今回の調査は避難所における測定のみを実施しており、今回の調査対象者が避難所生活を送る前にどのくらい活動していたのかは測定できていない。従って今回の調査対象者が必ずしもこれまでの日常生活よりも避難所生活時の方が身体活動量が増加したとは言い切れない面もある。

## 5. まとめと今後の展望

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって被災し、ビックパレットふくしまに非難されていた避難者の身体活動量を、被災後4ヶ月たった7月下旬に調査した。その結果、予想に反して避難者の身体活動量によるエネルギー消費量、歩数、身体活動量（運動の指針2006による）は健康の維持増進を目的とした推奨値とほぼ同等の値であり、歩数においては福島県民の平均値を大きく上回っていた。その理由としては、長期にわたる避難所生活により避難者自身が身体活動の必要性を実感していたこと、かなり広い避難所であったため生活のすべてにおいて歩くことが必要であったこと、調査時は避難所内の避難者数が少なくなっており避難所内で動きやすかったこと、などが考えられた。

一方避難者の被災前の身体活動量を測定していないため、今回の調査対象者が被災前の日常生活よりも身体活動量が増加していたかどうかは確認できなかった。

本調査の目的は災害避難者が避難所生活を送るとき、身体活動量が減少することを携帯型身体活動量測定装置（ライフコーダEX）を用いて数値化することを目的としていた。しかしながら調査時期の問題もあ

りこの点を明らかにすることが出来なかった。ただ、東日本大震災および福島原子力発電所事故という想像を絶するストレスを受けた上に避難所生活というストレスを受けている避難者に対して避難生活開始後すぐの状況下での調査はなかなか出来る状況にはなく、本調査の限界点であるかとも感じている。今回調査を依頼したとき、ハッキリと強い口調で断った避難者もいた。これは避難者の立場に立ったとき当然の反応であった。

今後は仮設住宅等で生活をする避難者の身体活動量についても調査が出来ればと考えている。仮設住宅においても慣れない環境のなか、屋外になかなか出ることが出来ない方々も多いことが予想される。

実際福島市内に建設されている仮設住宅の所在地は不便なところが多く、移動もままならない。車などの移動手段を持たない高齢者達は、屋外に出ることをためらうことも考えられる。また、かつての阪神淡路大震災後の避難所では、移動手段を持たない高齢者が仮設住宅内で亡くなっていたというニュースもあった。避難所だけでなく仮設住宅における生活において、避難者の健康の維持増進のためにどのようなサポートが必要かを明確にするためにも、今後は仮設住宅居住時の身体活動量についても調査する必要がある。

# 東日本大震災被災者における 避難所生活中の身体活動量の調査



杉浦弘一(健康・運動学系)  
海老根 慧(福島県体育協会/Community of Fukushima)

## 背景と目的

東日本大震災では東北地方の太平洋岸の地域が地震と津波で大変な被害を被りました。加えて福島県では福島原子力発電所の事故により、周辺住人は地震や津波とは異なる理由で避難を余儀なくされています。

避難所では非常に狭いスペースに多くの人が生活することになります。互いのスペースの境界は段ボールの間仕切りのみと、プライバシーのない生活を余儀なくされています。食事は配給されるものを並んで受け取って食べます。衣類等は主に支援物資を利用します。トイレやお風呂も共同で利用します。このような状況下では、これまでの避難前の生活とは異なり非常に窮屈な生活となってしまう、身体を動かす場面が非常に少なくなると考えられます。

身体活動量が低下すると生活習慣病罹患のリスクが高まったり、不活動により身体機能が低下したりして、避難所生活が解除された後に身体面において元通りの生活が送れないことも予想されます。したがって避難所生活者に対しても注意喚起が行われています。しかし、避難所生活者の身体活動量を調査した研究は少なく、どれくらい不活動になっているか明確な情報はありません。

そこで本研究では携帯型身体活動量測定装置を用いて、避難所生活を送られている避難者の身体活動量を測定することで、不活動の状況を明確に把握し、今後どのような身体活動を実施すべきかを明確にする一助とすることを目的としました。

## 方法

対象 ビックパレットふくしまに避難している避難者13名  
男性6名(年齢62.7±14.8歳)  
女性7名(年齢53.9±16.9歳)

期間 平成23年7月25～27日

測定方法 携帯型身体活動量測定装置(ライフコーダEX:スズケン)を3日間装着し、2日目の記録(24時間分)を採用  
基礎代謝量、総消費エネルギー量、歩数を測定  
これらのデータを元に以下の式を用いて身体活動量を算出

$$\text{身体活動量} = \text{総消費エネルギー量} - \text{基礎代謝量} \times 1.2$$



ライフコーダEX:スズケン



ライフコーダの装着方法

## 結果および考察

調査日の身体活動量および歩数は右表の通りでした。身体活動量は男性515.8±161.3kcal、女性413.9±154.1kcalであり、生活習慣病予防のための身体活動量として提唱されている300kcalよりも高い値でした。

歩数も男性11,348.2±4,794.2歩、女性10,726.4±3,940.1歩と10,000歩を超えていました。

当初の予想とは異なり、避難所生活を送っている避難者の身体活動量が高かったのは、1)避難生活が4ヶ月以上続き、身体を動かすことの必要性を避難者自身が感じて

いたこと、2)ビックパレットふくしまというあまりにも大きい避難所であるため、食事の受け渡し場所や、トイレ、洗濯場、お風呂など、どこに行こうとすべての日常生活において歩くことが必要であり身体を動かす機会が多かったこと、3)震災から4ヶ月以上が過ぎ避難所滞在人数が少なくなったため動き回りやすかったこと、などが考えられます。これらを裏付ける理由の一つとして、有職者2名(避難所以外での仕事を持っている人)の歩数がそれぞれ、6,313歩、8,343歩と平時の日常生活における平均的な歩数(福島県女性6,723歩:健康ふくしま21中間評価2005より)に近かったことが挙げられます。

したがって4ヶ月経った避難所生活では平時の日常よりも動いている可能性が考えられました。

対象者	性別	年齢(歳)	身長(cm)	体重(kg)	基礎代謝量(kcal)	安静時代謝量(kcal)	総消費量(kcal)	身体活動量(kcal)	歩数(歩)	活動内容	活動時間	特記事項
A	男	36	171	62	1,470	1,764	2,087	323	4,900			
B	男	57	164	70	1,440	1,728	2,191	463	8,075	散歩	5:00-6:00	
C	男	67	164	70	1,378	1,654	2,082	428	10,627			
D	男	67	155	60	1,239	1,487	2,232	745	16,589			
E	男	70	160	59	1,281	1,537	1,994	457	10,700			
F	男	79	153	61	1,184	1,421	2,099	678	17,198			
男性平均値		62.7	161.2	63.7	1,332	1,598	2,114	515.8	11,348			
G	女	29	152	43	1,086	1,303	1,620	317	10,251	ウォーキング	18:00-18:30	
H	女	33	156	43	1,069	1,283	1,518	235	6,313			有職者
I	女	53	155	63	1,216	1,459	2,138	679	14,863			
J	女	59	156	46	1,062	1,274	1,602	328	8,343			有職者
K	女	63	156	55	1,137	1,364	1,918	554	15,616			
L	女	66	155	57	1,142	1,370	1,803	433	10,893			
M	女	74	153	58	1,130	1,356	1,709	353	8,806			
女性平均値		53.9	154.7	52.1	1,120	1,344	1,758	413.9	10,726			
全体平均値		58.3	157.9	57.9	1,226	1,471	1,936	464.9	11,037			

### 【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 東日本大震災に被災した高齢者の運動機能維持のための運動支援

研究代表者 健康・運動学系 杉浦 弘一

## 1. 調査研究の目的

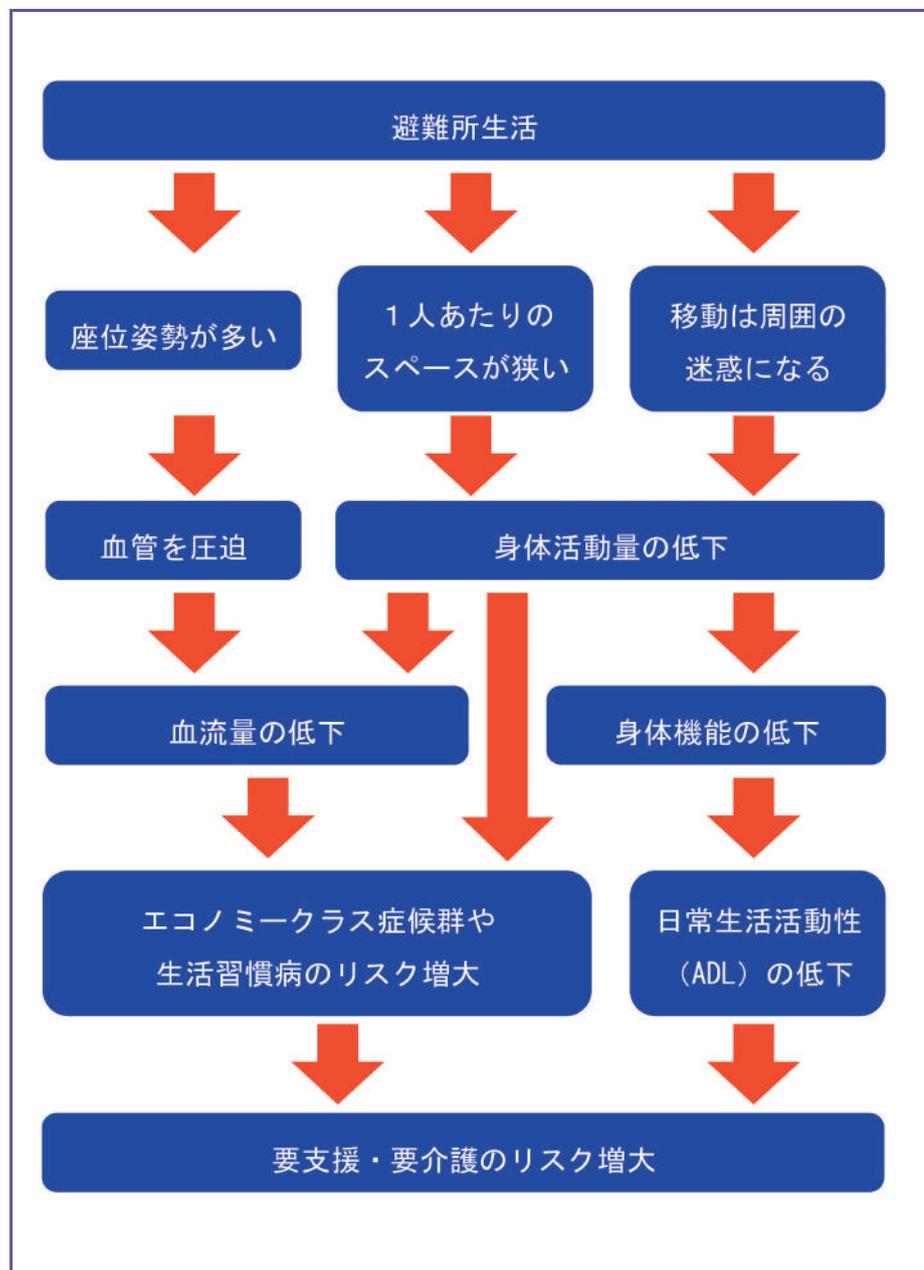
災害により避難所生活を余儀なくされた場合、明らかに平常時とは異なる生活を強いられる。プライバシーのない狭い空間での生活、災害ボランティア等の援助を必要とする生活、食事や飲料物、衣類の配給、共同のトイレ利用、風呂など、平時とはあまりにも異なる環境である。避難所であるが故に少しでも他人の迷惑にならないよう行動することが増え「与えられたスペースから動かない」「やることがないのでじっとしている」「避難しているので遊びや運動などもってのほか」など不活動になりやすくなる。

高齢者はこの傾向が強いことが報告されている。不活動が続くとADL（Activity Daily Living 日常生活活動性：日常生活を自分自身の力で送るための能力）が低下し、避難所生活終了後すみやかに日常生活に戻れなくなるばかりか、場合によっては避難所生活をきっかけに要支援・要介護状態になることもあり得る（右図参照）。

各避難所では身体を動かすことを呼びかけているものの、なかなか身体を動かす場や環境が整わないのが現状である。そこで本事業では不活動に陥りやすい高齢者を対象に、ADL（日常生活活動性）を維持するための運動プログラムを提供することにより、避難所生活中の身体活動能力の低

下を防ぎ、避難所生活終了後に速やかに日常生活に戻れるように支援することを目的とする。

ADL（日常生活活動性）を維持するための運動は健康運動指導士によって実施し、安全管理には十分に配慮することとする。



## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

健康・運動学系 杉浦 弘一

<研究分担者>

健康・運動学系 安田 俊広

福島県体育協会 海老根 慧

## 3. 調査研究計画・方法

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」に被災し、福島県福島市にある「あづま総合体育館」に避難している高齢者を対象に、運動教室を開催した。期間は平成23年6月1日から7月17日の期間で述べ13回実施した。場所はあづま総合体育館1階多目的スペースで実施した。運動教室への参加は申込み不要であり、自由に参加できるようにした。運動の指導は一般社団法人ふくしまスポーツプロモーションに所属する健康運動指導士に依頼した。

運動教室の目的は「避難所での生活不活発病、エコノミークラス症候群、ロコモティブシンドロームを予防するために簡単に出来る運動」とし、プログラムは表1の通りとした。

表1 運動プログラム

0分～	あいさつ、軽運動の重要性について
5分～	準備運動としてストレッチ（座位）
20分～	(1)筋力トレーニング等（参加者によって強度・内容変更） ・足首前後運動（血栓予防、前脛骨筋・腓腹筋） ・レッグエクステンション（大腿四頭筋） ・ステップ運動（有酸素運動の要素を取り入れて） ・スクワット（立位可能なら）（大腰筋・ハムストリング） ・足指でゲー、チョキ、パー ・お尻しめ（骨盤底筋群） ・腹筋運動（レベルを変えて） ・アームカール（上腕二頭筋）等、上腕・肩回りの筋トレ (2)レクリエーション等（人数によって内容変更あり） ・円陣でのレク ・指体操 ・頭の体操（ゲー・パー、後だしじゃんけん 等）
30分～	整理運動としてストレッチ（座位）
38分～	水分補給の啓発
40分	終了

## 4. 経過や結果

13回の運動教室を開催し、述べ62名避難者が参加した。運動教室の開催日と参加者数は表2のとおりであった。

表2 参加者数

回	日付	参加者数
1	6月1日(水)	5名
2	6月4日(土)	8名
3	6月8日(水)	5名
4	6月15日(水)	9名
5	6月19日(日)	3名
6	6月22日(水)	3名
7	6月26日(日)	1名
8	6月29日(水)	0名
9	7月3日(日)	0名
10	7月6日(水)	3名
11	7月10日(日)	11名
12	7月13日(水)	5名
13	7月17日(日)	9名
総数		62名



みんなで手首のストレッチ！



足首を回しましょう！



肩を大きく動かして！



参加した健康運動指導士（全員福島大学卒）



大腿部の筋力トレーニング



子ども達も一緒に！

## 5. まとめと今後の展望

災害によって避難所生活を余儀なくされた場合、不活動による身体機能低下やエコノミークラス症候群の発症など、身体に様々な障害を生じる。高齢者の場合、これらの障害を発端に要介護・要支援へとなっていくこともある。

避難所生活者への支援の方法は様々であるが、高齢者に運動（身体活動）を促すような支援は早い段階から必要である。

# 東日本大震災に被災した高齢者の 運動機能維持のための運動支援



杉浦弘一、安田俊広(健康・運動学系)  
海老根 慧(福島県体育協会/Community of Fukushima)

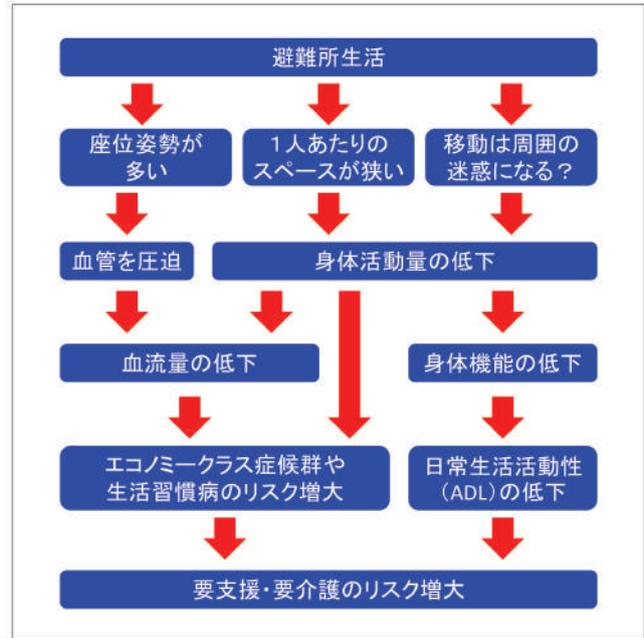
## 支援の背景と目的

災害による避難所生活は、プライバシーのない狭い空間、食事や衣類の配給、トイレや風呂の共同利用など平時とはあまりにも異なる環境での生活となります。

避難所であるが故に少しでも他人の迷惑にならないよう行動することが増え、「自分のスペースから動かない」「やることがないのでじっと座っている」「避難しているので遊びや運動などもってのほか」など不活動になりやすくなります。

高齢者はこの傾向が強いようです。不活動が続くとADL(Activity Daily Living 日常生活活動性:日常生活を自分自身の力で過ごすための能力)が低下し、避難所生活中の疾病発症リスク増大や、場合によっては避難所生活をきっかけに要支援・要介護状態になることもあり得ます。(右図参照)

各避難所では身体を動かすことを呼びかけているものの、なかなか身体を動かす場や環境が整わないのが現状です。そこで本事業では不活動に陥りやすい高齢者を対象に、ADL(日常生活活動性)を維持するための運動プログラムを提供し、避難所生活中の身体活動能力の低下を防ぎ、避難所生活終了後に速やかに日常生活に戻れるように支援することを目的としました。



避難所生活が高齢者の身体に及ぼす悪影響

## 方法

対象 あづま総合体育館に避難している高齢者  
日程 平成23年6月1日～7月17日  
(週2回、述べ13回)  
場所 あづま総合体育館1F多目的スペース  
指導員 健康運動指導士  
(一般社団法人ふくしまスポーツプロモーション所属)  
形態 自由に参加  
プログラム(1回45分程度)  
ストレッチング、脳活性化手運動、身体ほぐし体操  
軽度の筋カトレーニング運動(下肢中心)

## 参加者数

述べ62名



子ども達もいっしょに!



参加した健康運動指導士

※全員福島大学体育系の卒業生



みんなで手首のストレッチ!



足首を回しましょう!



肩を大きく動かして!



大腿部の筋カトレーニング

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 東日本大震災後のスポーツ大会実施状況と被災地のスポーツ活動状況に関する調査

研究代表者 健康・運動学系 小川 宏

## 1. 調査研究の目的

3.11に発生した東日本大震災によって多くの地域が被災し、従来行われてきたスポーツ大会は変更を余儀なくされた。そこで本研究では、岩手、宮城、福島、茨城各県のスポーツ協会・団体に対し、各協会が震災後のスポーツ大会にどのような対応策を講じたのかについて、アンケート調査を実施した。また、岩手県および宮城県の沿岸地域に出向き、震災後のスポーツ活動状況について、インタビューによる調査を行った。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

健康・運動学系 小川 宏

<研究分担者>

健康・運動学系 杉浦 弘一

## 3. 調査研究計画・方法

### 1) アンケート調査

対象：岩手、宮城、福島、茨城各県の各スポーツ種目協会・連盟（バレーボール、バスケットボール、サッカー、テニス、野球、陸上競技）

調査内容：

- ・インターハイ県大会への対応（会場変更、被災地域への配慮、運営方法変更、放射線被曝による対応等）
- ・高校選抜大会県大会への対応
- ・高校県総体への対応
- ・中学生総体県予選大会への対応
- ・小学生全国大会県予選大会への対応
- ・一般の大会への対応
- ・震災により中止になった大会数、震災のために新たに開催した大会数

調査方法：アンケート用紙を郵送し記入後返送

（20団体に送付し9団体から回答あり。回収率45%）

### 2) 現地聞き取り調査

対象：岩手県大船渡市、宮城県石巻市、牡鹿郡女川町、宮城郡松島町のスポーツチーム指導者、小学校教員、スポーツクラブ管理者

調査内容：

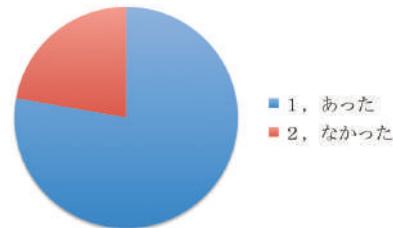
- ・震災後、スポーツ活動を再開するまでの経過
- ・現在の活動状況
- ・震災前と震災後で変化したこと、等

調査方法：インタビュー

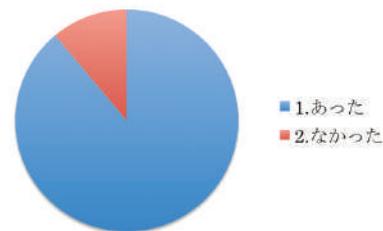
## 4. 経過や結果

### 1) アンケート調査

①高校総体県大会の会場変更があったか？



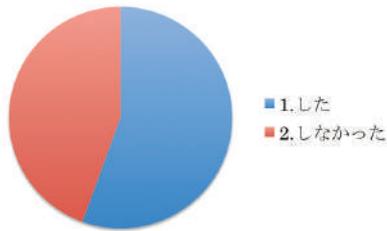
②高校総体県大会で被災地域に配慮はあったか？



③高校総体県大会でどんな配慮をしたか？

- ・ユニフォームなど用具の特別措置（5件）
- ・宿泊の配慮、交通手段の配慮（1件）
- ・参加料の免除、連合チームの編成、サテライト協力校での参加可（1件）

④高校総体県予選で運営方法の変更をしたか？



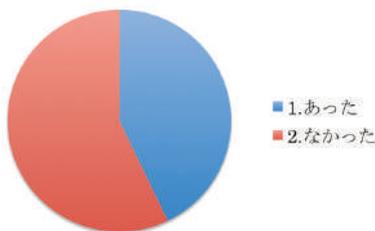
⑤高校総体県予選でどんな変更をしたか？

- ・地区によっては予選を中止した（1件）
- ・予選を中止し、県大会出場チーム数を増やした（1件）

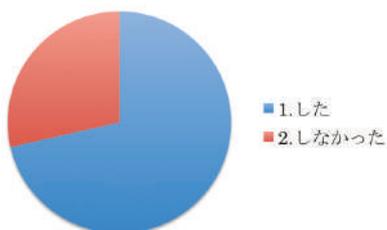
⑥放射線被曝低減のためにどんな変更をしましたか？

- ・競技時間の変更（1件）
- ・大会の中止（1件）
- ・会場を被曝の少ない地域に変更（1件）

⑦中学総体県予選で会場変更はありましたか？



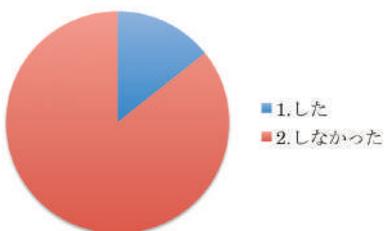
⑧中学総体県予選で被災地へ配慮をしましたか？



⑨中学総体県予選ではどんな配慮をしましたか？

- ・用具に関する特別措置（5件）

⑩小学全国大会県予選で会場変更をしましたか？

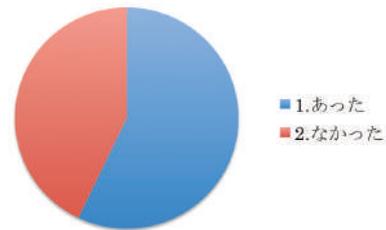


⑪小学全国大会県予選で被災地にどんな配慮をしましたか？

- ・地区予選免除など（2件）

・用具に関する特別措置（3件）

⑫一般の大会で会場変更はありましたか？



⑬一般の大会会場変更理由は何ですか？

- ・会場が被災地域だったから（4件）
- ・会場が避難場所になっていたから（2件）

⑭震災のため中止になった大会はどのくらいありましたか？

	高校	中学	小学	一般
全国レベルの大会		1	1	
ブロックレベルの大会	7	1	1	2
県レベルの大会	3	1	2	5
地区レベルの大会	6			
ローカル大会		2	1	

⑮震災後の大会開催について、考慮したことや苦労したことを教えてください。

- ・放射線の問題が大きかった。開催するために専門家を呼んで研修会を実施した。
- ・雨天時の対応など今後とも課題が多い。
- ・サテライト校は県内各地に部員が分散しているため、日常の活動が困難である。また、生徒数減少による生徒会費の減収のため、今後の活動が極めて厳しい状況にある。生徒の活動を支援する対応が必要である。
- ・被災地では、野球場が被災し使用できない、校庭などは仮設住宅用地となっているなどで練習会場がない、用具がない、チームの運営ができない。
- ・ナイター設備が使用できなかった。
- ・4月は県大会を自粛した。

## 2) 現地聞き取り調査

<末崎野球スポ少 保護者 高淵さん>

3月末から練習開始。まだ早いんじゃないかという声もあったが、家が流された子どもの親が、是非野球をやらせてほしいということで始まった。何もしていないと気が滅入ってしまうらしい。昨年全国大会に出場し、今年も県大会で優勝しているので、全国につながる大会が近づいており、その大会に合わせて練習しようということで始まった。

仮設住宅が野球場に建ち、練習場所が無くなってしまった。交流のあるチームが遠征先に、お風呂まで用意してくれて誘ってくれた。活動始めた最初は、電気が使えなかったので、練習着を汚してしまうと全ての家庭で洗濯機が使えず、手で洗うことになって保護者の負担が大変だった。



グラウンドが使えず簡易練習場で練習するスポ少野球チーム

#### <米崎中テニス部 コーチ>

小学校が被災して使えなくなったため、中学校が場所を提供している。テニスコートは仮設住宅が出来て使えなくなったため、平日は駐車場にラインを引いて、簡易のネットを張って練習している。週末はバスや保護者の車で遠征して練習している。コーチ自身も家を流され、明日から仮設住宅に入る。子どもたちはテニスをやりたがっているので、きついが活動を続けている。沿岸地域の中学校の中には強豪校があったが、満身に練習出来ていないため、今回の大会では勝ち上がれなかった。ときどき、バス送迎の支援があるので利用している。



テニスコートが使えず駐車場にラインを引き、簡易ネットを張って練習するテニス部

#### <石巻ライノスラグビークラブ監督 石母田さん>

大会はなくなっていないが、会場が変わった。また時期もずらして行った。

部員の減少はみられない。5月の連休明けくらいから練習は始めた。私自身が避難所から通ってきていたので大変だった。クラブの小学5年生一人が亡くなった。女川のラグビークラブには避難所から通っていた子どもは結構いたらしい。バスケのスポ少は6月まで全く活動していなかった。体育館は避難所になり活動場所がなかった。石巻地区で大会をする場所もなく、全国大会自体なくなったので、活動しようとはならなかった。ラグビーのような外の種目はここ石巻専修大でも他でも出来るので比較的活動しやすい。逆に他で出来なくてここで練習するクラブが増えている。

#### <石巻ライノスラグビークラブコーチ 伊藤さん>

震災後、全く来なくなってしまった家族は二家族だけ。前より来る回数が減った子どもは4,5人いる。被災して家がなくなったりして親が送り迎えする状況にない。

遠征に誘われているが、親の送迎が必要なときは、50人の参加家族が半分くらいになる。バスが出せばいいが…。そのため、なるべくこっちに来てもらうようにしている。

6月までは被災者やボランティアがたくさんで活動する場所が無かった。

トップリークの選手が来てくれたりした。みんな何らかの被災をしていて金銭的にも大変なので、月謝は安くしている。協会の登録費は今年度免除されている。



避難民やボランティアが移動し、やっと使えるようになったグラウンド

<女川第二小学校 教頭 阿部先生>

高台にあるので、小学校自体は津波被害から免れた。現在3つの小学校が一緒になっている。グラウンドとプールを一般に開放し、多くのスポーツ団体が時間を区切って使っている。体育館は現在役場になっていて使用できない。

4月中は自衛隊がグラウンドに詰めていたので、スポーツ活動ができなかったが、自衛隊がいなくなって5月中旬頃から活動し始めた。活動をするにあたって、必ず親が車で連れてきていた（子ども一人では出たくなかった）ので、それが大変だったようだ。

ここのグラウンドのような高台の平らな土地は次々に仮設住宅が建っているのので、ここも今後仮設が建つ可能性があるが、子供たちの運動する場所がないので、できるだけ残したい。



仮設住宅が建てられ、使えなくなった野球場

## 5. まとめと今後の展望

本調査の結果、被災した地区の小さな大会は中止したところもあったが、大きな大会はほとんど開催されていた。ただ、震災によって会場が破損したり、避難場所になって会場が使えないなどの影響があり、会場変更を余儀なくされた大会が多かったことが明らかになった。そしてその影響は春先に大きな大会の予選が開催される高校生の大会が最も大きな影響を受けたことが分かった。しかし大会に向けて、練習場が使えないなどの厳しい状況、環境の中でも、選手達は早い時期から練習を再開し、工夫して積極的に練習をしていたことが明らかになった。震災発生当初は、被災者の厳しい状況や心情を考えてスポーツ大会、スポーツ活動を自粛すべきという世論もあったが、むしろ被災した当事者がスポーツ活動・大会の開催を望んでいた実態が明らかになった。

しかしその一方で、被災者の生活支援を最優先する方針により、学校や公共のグラウンドが次々に仮設住宅で埋められ、体育館は行政機関や支援物資保管場所となって、子どもたちがスポーツ活動をする場所がなくなっていることが分かった。スポーツや運動ができなくなれば、それまでスポーツ活動を楽しみにしていた子どもたちは心のよりどころを失い、ストレスをため、エネルギーをもてあまして、健康や生活上の様々な問題を引き起こしかねない。このような事態が起こったときこそ、運動、スポーツ活動の重要性、必要性をしっかりと認識して、行政が運動・スポーツ活動場所の計画的確保に努めることが大切である。

## 東日本大震災後のスポーツ大会実施状況と被災地のスポーツ活動状況に関する調査



小川 宏、杉浦弘一（健康・運動学系）

### ・研究の目的

3.11に発生した東日本大震災によって多くの地域が被災し、従来行われてきたスポーツ大会は変更を余儀なくされた。そこで本研究では、岩手、宮城、福島、茨城各県のスポーツ協会・団体に対し、各協会が震災後のスポーツ大会にどのような対応策を講じたのかについて、アンケート調査を実施した。また、岩手県および宮城県の沿岸地域に出向き、震災後のスポーツ活動状況について、インタビューによる調査を行った。

### ・調査結果

#### (1) アンケート調査

- ・インターハイや中学総体予選では多くの試合会場が被災のため変更になっていた。会場施設が被災していても、支援物資の保管場所になっていたり、仮設住宅が建てられていたり、また放射線量の問題で変更となったところもあった。
- ・被災地での地区予選を中止し、参加チーム数を増やして県大会を行うなどの対応も見られた。
- ・被災地域のチームには、ユニフォームなど用具に関して特別措置を施していた。
- ・高校は春に開催される大会が多いため、中止となった大会も多く、影響が大きかった。

#### (2) 被災地インタビュー調査

##### <末崎野球スポ少 保護者 高瀬さん>

3月末から練習開始。まだ早いんじゃないかという声もあったが、家が流された子どもの親が、是非野球をやらせてほしいということで始まった。何もしてないと気が滅入ってしまうらしい。昨年全国大会に出場し、今年も県大会で優勝しているので、全国につながる大会が近づいており、その大会に合わせて練習しようということで始まった。

仮設住宅が野球場に建ち、練習場所が無くなってしまった。、交流のあるチームが遠征先にお風呂まで用意してくれて誘ってくれた。活動始めた最初は、電気が使えなかったので、練習着を汚してしまうと全ての家庭で洗濯機が使えず、手で洗うことになって保護者の負担が大変だった。



グラウンドが使えず簡易練習場で練習するスポ少野球チーム

##### <米崎中テニス部 コーチ>

小学校が被災して使えなくなったため、中学校が場所を提供している。テニスコートは仮設住宅が出来て使えなくなったため、平日は駐車場にラインを引いて、簡易のネットを張って練習している。週末はバスや保護者の車で遠征して練習している。コーチ自身も家を流され、明日から仮設住宅に入る。子どもたちはテニスをやりたいがあるので、きついが活動を続けている。沿岸地域の中学校の中には強豪校があったが、満足に練習出来ていないため、今回の大会では勝ち上がれなかった。ときどき、バス送迎の支援があるので利用している。



テニスコートが使えず駐車場にラインを引き、簡易ネットを張って練習するテニス部

##### <女川第二小学校 教頭 阿部先生>

高台にあるので、小学校自体は津波被害から免れた。現在3つの小学校が一緒になっている。グラウンドとプールを一般に開放し、多くのスポーツ団体が時間を区切って使っている。体育館は現在役場になっていて使用できない。

4月中は自衛隊がグラウンドに詰めていたので、スポーツ活動ができなかったが、自衛隊がいなくなって5月中旬頃から活動し始めた。活動をするにあたって、必ず親が車で連れてきていた(子ども一人では出してくれなかった)ので、それが大変だったようだ。

このグラウンドのような高台の平らな土地は次々に仮設住宅が建っているので、ここも今後仮設が建つ可能性があるが、子供たちの運動する場所がないので、できるだけ残したい。



仮設住宅が建てられ、使えなくなった野球場

### ・まとめと今後の展望

本調査の結果、被災した地区の小さな大会は中止したところもあったが、大きな大会はほとんど開催されていた。またその大会に向けて、厳しい状況、環境の中でも積極的に練習を再開していたことが明らかになった。震災発生当初は、被災者の厳しい状況や心情を考えてスポーツ大会、スポーツ活動を自粛すべきという世論もあったが、被災した当事者がスポーツ活動・大会を望んでいる実態が明らかになった。

しかしその一方で、被災者の生活支援を最優先する方針により、学校や公共のグラウンドが次々に仮設住宅で埋められ、体育館は行政機関や支援物資保管場所となって、子どもたちがスポーツ活動をする場所が無くなっていることが分かった。スポーツや運動ができなくなれば、それまでスポーツ活動を楽しみにしていた子どもたちは心のよりどころを失い、ストレスをため、エネルギーをためて、健康や生活上の様々な問題を引き起こしかねない。このような事態が起こったときこそ、運動、スポーツ活動の重要性、必要性をしっかりと認識して、行政が運動・スポーツ活動場所の計画的確保に努めることが大切である。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 原発災害に伴う行政機能移転に関する調査研究

研究代表者 法律・政治学系 今井 照

## 1. 調査研究の目的

原発災害に伴う避難にあわせて、双葉郡8町村の役所のすべて（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）が、それぞれの域外に事実上の事務所（対策本部、出張所）を設置している。同様の対応は、かつて2000年の三宅島噴火によって全島避難をした三宅村役場が行ったことがあるが、今回はその規模、内容において、歴史上初めて経験する事態ともいえる。

当然ながら法制度においても、あるいは各種の行財政制度においてもこのような事態は前提とされていないため、今後、避難の長期化に従い、実態的、制度的側面で、種々の支障が生じることが予想される。

本調査研究では、あくまでも双葉郡8町村とその住民の立場に立ちながら、課題を析出しつつ、制度改革や運用改革の政策提案を提起することを目的としている。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

法律・政治学系 今井 照

<研究分担者>

法律・政治学系 垣見 隆禎  
(福島県庁) 立岩 信明

## 3. 調査研究計画・方法

### 【計 画】

- 1 行政機能の移転に関する基盤的情報の収集  
今回の行政機能移転について、どのように実施されたのかという基盤的情報を収集し、検証する。  
過去の類似事例との比較検討をする。
- 2 制度論的研究  
現在の法制度や行財政制度において、このような行政機能移転がどのように扱われているかを検討する。  
参照すべき判例等が存在するか調査する。
- 3 実務的支障事例と課題析出  
今回の行政機能移転に伴う実務的な支障事例を収集

し、課題を析出する。

行政機能移転を受け入れた自治体における支障事例を収集し、課題を析出する。

### 4 制度改革や運用改革の提案

調査研究から明らかになったことについて、国、県、市町村に対して制度改革や運用改革の提案をする。

### 【方 法】

#### 1 聞き取り調査

行政機能移転自治体とそれを受け入れている自治体に対する聞き取り調査。

関係する市民や経済界などに対する聞き取り調査。

#### 2 事例研究等

類似事例についての情報収集と分析。

法律、行政、財政等の専門家に対する聞き取り調査。

#### 3 文献調査

関連データの収集と分析（不足データの作成）。

歴史的文献の収集と分析

## 4. 経過や結果

### 【経 過】

#### 1 聞き取り調査

浪江町、楡葉町、富岡町、川内村等で聞き取り調査を実施。

朝日新聞と共同で原発災害避難者調査を実施。

#### 2 事例研究

三宅村避難に関する資料の収集。

各学会、フォーラム等における専門家の報告の聴取などを実施。

#### 3 文献調査

明治期の市制町村制創始期における資料収集と分析を実施。

### 【結 果】

#### 1 「人の集合体」としての自治体

福島県内には、原発災害によって役所ごと避難している町村が、双葉郡の8町村と飯館村の合計9町村も

ある。そもそも土地を持たない自治体がありうるのか、どこかのタイミングで解体再編するしかないのではないかと語る識者たちもいる。

震災後1か月の頃から、この先には、土地を持たないバーチャルな自治体、具体的には二重の住民登録という制度が必要ではないのか、それこそが新しい自治体観の提起につながるのではないのか、すなわち明治以降の国家統治観念に基づいた「自治＝行政」という虚構による自治体観を打破する契機になるのではないかという点を訴えてきた（今井照「自治体再生のために―新しい自治体観の提起に向けて」『地方自治職員研修』2011年6月号）。

このとき、論拠としたのは、そもそも自治体とは土地の固まりではなく、人の集合体であるという点である。人の集合体といっても地縁性が基本になるので、外見的にはそれほど大きな違いはないようにみえるかもしれない。確かにそのとおりである。しかし人の集合体が自治体とすれば、どこの自治体にも属さない土地がありうる。現に、アメリカの市町村制度は基本的には市民が創設するものであるから、アメリカではどの市町村にも属さない土地のほうがむしろ広い。

日本でも江戸時代の幕藩後期には村の飛び地が一般化している。たとえばある村の人が、少し離れた土地を新田開発すると、そこは村の飛び地になる。つまり、土地の支配ではなく人の支配だったのである。村が人の集合体であるからこそ、このような現象が起きる。

これを土地の支配に変えたのは明治政府であり、その契機は廃藩置県後の第一次府県統廃合の際の飛び地整理である（荒木田岳「明治初年における地域支配の変容―旧藩の「飛び地」整理と「領域的な統治」の導入」『ヘスティアとクリオ』5号）。さらに明治5年（1872年）の改正戸籍法は、それまで屋敷に振られていた住所を、地所、すなわち地面に振り始めた。こうして、明治政府は自治体を土地に括り始めた。なぜなら富国強兵をめざす国家統治を進めるためには、国民統合に有用な範囲内で地方自治を生かしつつ、一方で市町村（当時の制度としては郡区町村）を国家行政機関の一端に連ねる必要があったからである。こうして全国の土地（領土）が市町村に割り振られることになった。逆にいうと、全国の土地でどこの市町村にも属さない土地はなくなった。

こうして「自治＝行政」の虚構が生み出される。土地利用は経済環境や政治環境で変化するので、土地利用の変化に応じて市町村を再編するということがイデ

オロギー的に可能になった。「明治の大合併」から「平成の大合併」に至るまで、「基礎的」自治体としては異様なまでの市町村再編が可能になったのは、自治体が「人の集合体」から「土地の固まり」に転換させられたことから始まる。

既に二重の住民登録という提案については、多くの人が言及している。福島県飯舘村の菅野典雄村長は6月22日に村民に向けて発表した「まていな希望プラン」のなかで「避難先でも充実した同じサービスを受けられるよう“2つの住民票”的なことを国に提案しています」と書いている。また行政法学者の鈴木庸夫も「二重国籍ではないが二重住民登録として、住民の方たちはやがては東北に戻るが、一定期間はバーチャルな自治体にとどまる。別荘地の住民は、住民に準ずる地位があるという最高裁の判決があるが、そのような地位を持つ仕掛けが避難住民にも必要ではないか」と発言している（『ガバナンス』2011年7月号）。

菅野村長の提案を受けて、総務省は原発災害事務処理特例法を提出し、8月5日に可決成立させ、12日に公布している。ただし、この法律は自治体を単なる行政サービス機関とみなすところから立案されているため、避難住民の市民権を保障するどころか、むしろ行政サービスを縮小し、被災自治体の存立を足元から削り取る側面をもっている（今井照「原発災害事務処理特例法の制定について」『自治総研』2011年9月号）。

## 2 「数市町村ノ住民タルコトヲ得ヘシ」

明治初期におけるこのような自治体観の転換は、もちろん一朝一夕には進まなかった。住民や地域の反発は大きく、揺り戻しと試行錯誤を経ながら展開することになる。

1889年（明治22年）の市制町村制施行時には、市町村住民の概念として「住所」と「住居」のふたつの考え方があった。これを解説する美濃部達吉は、住居とは「永続の意思を以て特定の地に一身を定着するを謂う」（美濃部達吉『行政法』（第1冊）』中央大学、1909年。原文は旧漢字とカタカナ交じり文、以下同じ）といい、民法の住所とは「生活の本拠を謂う」「故に永続の意思を要することなく現に生活の本拠たる事実により其住所を定むるものなり」とする。

つまり、美濃部は市制町村制に定められた市町村住民の根拠たる「住居」と、民法上の「住所」を別の概念として整理する。すなわち、市町村の住民という要件は、そこに住み続けるという意味が元になる「住居」という概念であり、一方、生活の本拠としての

「住所」はそうした意思とは関係なく、現実そこに住んでいるという状態のこととする。

前述のように明治政府は市町村に全国の土地を分割することで、市町村を国家行政機構の一部に行政組織として繰り込むことを企図した。したがって、国土はいずれかの市町村に属することになった。同時に住民はいずれかひとつの市町村に属さなければならないことにもなった。どこの市町村にも属していない住民はあり得ないし、逆にいくつもの市町村に属することもあり得ないとされたのである。

市制町村制の施行時、住民の要件は「住居」だった。国家統治の強化を狙う明治政府が設計した地方自治制度では、住居はそれぞれの住民にひとつでなければならなかった。だが、江戸後期から新田開発や商品経済が興るに連れて、実態として住民は流動化しつつあった。前述のように江戸時代後期はそれを「人の支配」として追いかけた。しかし、明治期の経済発展はさらに住民の流動化を促す。生まれ育った地域と仕事をする地域が異なるのはあたりまえになり、住民が生活の根拠を数か所もつことは自然の成り行きとなる。

そこで美濃部は、市制町村制の住民要件である「住居」と、実態としての民法上の「住所」とを別の概念として説明しなければならなくなった。「住居」には永続の意味をもつものという意味を付与し、したがって「住居」は住民にとってひとつしかないが、一方、「住所」は単なる生活の本拠であるから、ひとりの住民が数か所の「住所」をもってもおかしくないとしたのではない。この結果「住所は一人にして同時に数か所を有することを妨げず」「従て一人にして同時に数市町村の住民たることを得へし」と美濃部は解説した。こうして法制間とさらに現実との間のそれぞれの整合性を図ったとみてよいだろう。

「住居」と「住所」の意味の二重化は、現実の問題として課税権や選挙権に波及する。このため、各地で紛争が起り、行政裁判所に持ち込まれている。市制町村制における住民の要件が「住居」から「住所」に変わるの、明治後期の改正によってである。

ただしよく考えてみれば、固定資産税などは現在でも住民基本台帳上の住所と関わりなく経済活動場所で課税されている。確かに住民基本台帳法では「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない」(第4条)とあるが、経済活動場所などを広義の住所とすれば、話はそう簡単ではない。いくら法令解釈でそのように理解しろ、とい

われても、現実の生活実態がそうではないのであるから、法制のあちらこちらに広義の住所が登場するのはあたりまえである。

現在の市民社会においては、よほどの事情がない限り、就業場所や就学場所など生活の本拠が複数あるという方が普通である。たとえば、全国には単身赴任者が多数存在する。1年のうち、数か月間は別荘で過ごすという人がいるかもしれない。生活の根拠が複数あれば、それぞれの地域への関わりも複数存在することになる。たとえ狭義の住所地ではなくても、就業場所のまちづくりや行政には無関心ではいられないはずであり、かつ関与する市民権が存在し、保障される。

### 3 重層的な市民権の保障を

このことをさらに政治学的に説明する概念がシティズンシップ(市民権・市民性)の重層性である。

「シティズンシップは、元来領域性と密接な関係を有していたが、その領域とはどのようなものなのかは、定かではない」「人々は、もはや隣接し限定された地域にのみまともして生活を営んでいるのではない。とするならば、シティズンシップの概念は、領域性の概念という呪縛から、徐々に解き放たれつつあるといえる」「地域レベル・国家レベルでもさまざまなシティズンシップが存在しうが、それらが重なり合い、近接し、また地理的空間的には距離があろうとも『家族的類似性』ともいえる共通性により、結びつきを獲得する場合もあろう。このような複数の次元で存在し結びつきうるシティズンシップの総体は、重層的で複合的なシティズンシップといえるかもしれない」(佐藤高尚「シティズンシップとナショナリティ」藤原孝・山田竜作編『シティズンシップの射程』日本経済評論社、2010年)。

原発災害によって地域外に避難している自治体がどうして自治体の要件を満たしていないといえるだろうか。いままでどおりに住み続けたいというシティズンシップ(市民権・市民性)は行使されるべき、また保障されるべき権利である。と同時に、避難先で育まれる生活においても、また別のシティズンシップが行使され、保障されなければならない。理不尽な生活を強いられている人々にとって、生きている間にこの権利を行使できるように、二重の住民登録を制度化すべきではないか。

## 5. まとめと今後の展望

今回の震災緊急プロジェクト研究を通じて、私たちは、原発災害によって域外に避難せざるを得なかった自治体行政の課題を調査し、現在の法制度との乖離を認識することができた。しかし、現状の制度に甘んじている限り、これらの避難者の生活再建や地域への思いは報われない。

この間、私たちは機会をとらえて、調査から得られた成果を公表してきたが、原発災害事務処理特例法のように、その意図とは乖離した法制度が立ち上がるなど、現実はますます避難自治体に知って厳しくなるばかりである。

今後とも、このテーマについては研究を進めていきたい。

# 原発災害に伴う 行政機能移転に関する調査研究



今井 照、垣見隆禎(法律・政治学系)、立岩信明(学外研究員)

## ★東日本大震災による市町村役場の被災状況

### ○地震による庁舎損壊(郡山市役所、須賀川市役所、国見町役場、川俣町役場。一部損壊はその他多数)



<国見町役場1階フロア>7月6日撮影



<国見町議会議場>7月6日撮影



<国見町仮役場(親月台文化センターホール)>

### ○原発災害に伴う役場機能の移転(双葉郡8町村+飯館村)

広野町役場→小野町(3/17)→いわき市(4/15)  
楢葉町役場→いわき市(3/12)→会津美里町(3/26)  
富岡町役場→郡山市(4/14)  
川内村役場→郡山市(4/12)  
大熊町役場→田村市(3/14)→会津若松市(4/5)  
双葉町役場→川俣町(3/14)→さいたま市(3/19)→加須市(4/1)  
浪江町役場→津島支所(3/12)→二本松市(東和支所3/15→共生センター5/23)  
葛尾村役場→会津坂下町(3/15)(→三春町)  
飯館村役場→福島市(6/22)



<会津美里町本郷支所で執務する楢葉町仮役場>

## 教訓と課題

<二本松市にある男女共生センターで執務する浪江町仮役場>



- 1 自治体間ネットワークが重要  
・たとえば楢葉町と会津美里町は姉妹都市で、日頃から市民レベルでの交流があり、いち早く避難を決定することができた
- 2 コミュニティコアとしての学校  
・たとえば大熊町では避難先の会津若松市に町立幼稚園、小中学校を開校したので、多くの町民が集まって避難している
- 3 全国に拡散した市民  
・たとえば富岡町では半数以上が県外に避難しているため、町民が元に戻ってくるか不安がある
- 4 パーチャル自治体の可能性  
・住民基本台帳の二重登録など、長引く避難生活に対応した新しい自治制度を構想する必要がある

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 東日本大震災復興プロセスにおける権利擁護ニーズとそれを支える法制度に係る総合的研究

研究代表者 法律・政治学系 新村 繁文

## 1. 調査研究の目的

今回の東日本大震災の被災に伴い、生命権・健康権、財産権、生活権・生存権、就労・雇用・賃金保障、責任・補償等々の法的ないし権利擁護上の諸問題が多様な形で発生することは、容易に想像がつく。実際にも、避難所にいる避難住民などからそうした諸課題を突きつけられている。また、防災という観点からは、行政のあり方、原子力を含む行政法上の多様な法制のあり方が問われることになる。とくに、福島県の被災状況は、原発事故抜きに語ることはできないが、地震・津波・原発事故の複合災害に対する権利擁護ニーズの調査研究や、それを支える、法的対応のあり方の調査研究は、いまだに例をみない。

そこで、本調査研究においては、震災に伴って具体的にいかなる問題・課題が発生しているのかを、各地の避難所、自治体、住民組織、社会福祉協議会、権利擁護ネットワーク等々を対象にきめ細かく聞き取り調査することにより顕在化・集積し、それらの諸課題を法学・権利擁護に関わる多様な観点から分析・体系化する。

また、原発事故に関わる、企業・国・自治体・諸機関・住民等々の対応の実態を聞き取りや資料収集等により明確化したうえで、国民・住民の権利擁護の観点から分析し、問題点を析出する。

こうした調査研究を通じて、①法的側面ないし権利擁護の側面で、東日本大震災復興に向けての具体的な方向性および力点と、防災体制のあり方・自治体等の立脚点等を、被災現場ないし被災住民・支援者の観点から提示することが可能になる。

②地震・津波・原発災害といった、権利擁護の観点からみても、法学・行政学・政治学および環境関連自然科学等の諸分野の連携が必要なきわめて学際的な総合的研究分野を開拓することになり、震災を科学するといった文理融合的な新たな学問分野の創設にもつながる可能性を含んでいる。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

法律・政治学系 新村 繁文

<研究分担者>

法律・政治学系 塩谷 弘康

法律・政治学系 金井 光生

法律・政治学系 垣見 隆禎

法律・政治学系 中井 勝己

法律・政治学系 足立公志朗

法律・政治学系 山崎 暁彦

法律・政治学系 今野 順夫

法律・政治学系 長谷川珠子

法律・政治学系 清水 晶紀

## 3. 調査研究計画・方法

①地震・津波・原子力災害等に関わる災害法制についての先行研究をフォローし、研究成果を整理する。

…阿部康隆『大震災の法と政策』（日本評論社・1995）をはじめ、阪神・淡路大震災、雲仙普賢岳噴火、中越地震、宮城内陸地震などの経験を踏まえた先行研究が存在する。まずは、先行研究を整理し、本震災発生前時点における災害法制の枠組みを分析したうえで、本震災で生じうる権利擁護ニーズに対する理論的対応可能性とその限界を整理する。

②今回の東日本大震災の被災各地にインタビュー調査に赴くとともにアンケート調査を実施し、震災対応の実態と権利擁護ニーズ、それを支えるための法的諸課題を明らかにする。

…福島県内の被災地の自治体、社会福祉協議会、避難所、NPO等を対象にインタビュー調査・アンケート調査を実施する（浜通り、中通り、会津地方につき、それぞれ複数の自治体に赴く予定である）。

…また、福島県の災害の特徴を顕在化させるために、宮城県内の被災地にも赴き、両県の比較検討を行う予定である（女川町、気仙沼市、大崎市、

栗原市など)。

…その他、福島、宮城、岩手各県の県庁や、国の関係機関にも必要に応じてインタビュー、アンケート調査を実施する。

③過去の地震・津波・原子力被災地にインタビュー調査に赴き、当時の震災対応の実態・長所・短所を把握するとともに、今回の東日本大震災に対する法的対応のあり方に示唆を得る。

…兵庫県神戸市(地震)、北海道奥尻町(地震・津波)、茨城県東海村(原子力事故)などへの調査を実施する。

…また、長期的な避難生活を余儀なくされた事例として、東京都三宅村(雄山)のような火山噴火災害地への調査も予定している。

④上記①～③の調査を踏まえ、今回の東日本大震災に対する権利擁護のあり方を総合的に検討する。

…今回の東日本大震災で生じている権利擁護ニーズを支えるための法的対応のあり方を検討し、理論と実務の架橋となるような制度的枠組みを提示する。

…それとともに、福島県内の弁護士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会、税理士会、社会福祉士会等の各団体や、県内自治体と連携し、権利擁護ニーズに対する組織間の協働と役割分担のあり方を検証・検討する。

⑤研究成果の取りまとめと公表

…本研究で得られた知見について、調査報告書として取りまとめ、公表する。その他、調査結果や研究成果については、随時、学会発表、学術雑誌投稿、著書出版などの形で、積極的に公表していく予定である。

#### 4. 経過や結果

はじめに

本研究で「権利擁護」とは、憲法上の基本権であれ、法律や契約等に基づく権利であれ、その権利を享受すべき者の「権利」を主張し、その回復、確保、維持、強化、およびそのために必要な社会的基盤の整備に努めること等を通じて、それを実現していくことを意味している。したがって、「権利擁護」は、権利

侵害からの救済、権利侵害の予防、権利の主張、権利実現への支援、包括的な生活支援(社会保障・社会福祉サービスの利用支援、財産管理、所得保障、住居確保、就労支援、社会参加支援等)、(本人および家族等の)エンパワーメント、社会ないし公的機関等への働きかけなどの方法で実践されることになろう。

こうした意味において、大震災復興プロセスにおける「権利擁護ニーズ」とそれを支える法制度に係る本研究の研究計画は、かなり広範かつ多様な調査先・調査項目を含むことになる。加えて、現実には、震災直後ないし初期段階では、「権利」主張や「法的関係」についての意識的な主張よりは、より生活や身の安全に直結したニーズに、被災住民の関心が集中することが容易に想定される。

こうしたことから、より長期のスパンで構想された本研究の研究計画のもともとの性格上、震災直後ないし初期段階から半年も経ていない現段階にあっては、本研究は、その研究計画によりやく着手したという段階にとどまるといわざるを得ない。そこで、以下においては、これまでに本研究の一環として実施された(ないし、そのように位置づけられ得る)調査等の活動の経緯と、その結果得られた知見とを提示することとする。

##### ①南相馬・相馬現地調査(4月9日)

- ・震災後比較的早い段階で、南相馬の避難所に救援物資を届けようとする活動に同行。その際、南相馬市役所に立ち寄り、本学類卒業生の職員に話を聞いた。その際、以下の点を確認した。
- ・南相馬市は、避難指示の出た原発から20キロ圏内の区域(小高区)、屋内退避指示が出た20～30キロ圏内の区域(原町区)、30キロ以遠の区域(鹿島区)に区分され、それぞれの住民の生活に著しい差異が生じている。
- ・小高区では、住民が避難しており、そこでの生活はもはや失われた。市役所が所在し、市の中心的区域である原町区では、住民が屋外での日常生活を著しく制限され、郵便局などの公共的サービス機関も閉鎖の方向にあり、コンビニや商店も閉店していることから、無気力かつ行政への依存的な傾向が出ている。たとえば、新聞配達も来ないことから、行政で新聞配達をするようにという要求が出されたりしている。
- ・これに対して、屋内退避指示の対象区域に含まれない鹿島区では、商店も普通に開いて営業してお

り、街に活気もある。こうしたギャップが、住民相互の心情にも深刻なギャップを発生させており、南相馬市としての一体感といった観点から、きわめて深刻な事態になりつつある。

- ・行政当局者としても、家族が被災したり、市庁舎も含めて水も出ない状態が続いているため、過重な労働を強いられており、メンタル的にもきつい。

## ②会津若松市内二次避難所（原瀧）調査（4月24日）

- ・大熊町からの避難住民を受け入れている。

### <権利擁護ネットワークスタッフの話>

- ・避難住民のなかに認知症独り暮らしの高齢者を発見したので、地域包括支援センターに連絡し対応。

### <二次避難所支援スタッフの話>

- ・二次避難所の所在地、東山温泉は市の中心部から距離があり、クルマのない高齢者などは交通弱者となっている。
- ・二次避難所内に、学童前の子どものための遊び場がない。
- ・仮設住宅にはいれるのか、いつになったら帰れるのかと、将来への不安を抱える人が多い。
- ・職場を失い、会社から連絡がないという不安を訴える人がいる。自己都合退職を迫られる人もいる。

### <PSWの話>

- ・県外の「心のケアチーム」が引き上げたあとの対応を考えておく必要がある。

### <避難住民自治会長の話>

- ・この避難所に町の職員は1人もいない。町会長・民生委員として、自分がやるしかないと思い、自治会会長を引き受けた。4月12日の段階で、自治会を立ち上げた。フロア毎に担当者（まとめ役）がいて住民のニーズ等を吸い上げる。
- ・小学生の通学の問題は、バスの巡回で解決。ただし、巡回バスは15:00が最終で不便。
- ・世帯毎にローテーションを組んでいる洗濯の回数の問題が、いまの悩みの種だ。
- ・5月1日からサテライト高校に通学することになる高校生だが、バス便が悪いので、朝食抜きになるなど不便。行かないという高校生もいる。
- ・町当局となかなか連絡が取れない。寝るところと食事は用意したから、あとは自分でやれという姿

勢だ。

- ・旅館内の大部屋に「勉強部屋」を開設し、子どもたちの便宜を図っている。

### <受け入れ側旅館担当者の話>

- ・大熊町民を160人受け入れている。1人1泊5,000円の助成が県から出るが、規模の大きな旅館にとっては経営的には減収。「原瀧」の場合は、契約社員を系列の福祉施設等で雇用したり、一時帰休制度を活用したりして、解雇しないようにしている。
- ・住民の自治組織化を働きかけ、自治会を作ってもらった。自治会長や各フロア担当者名簿、洗濯機使用のローテーション、支援のための訪問チームの来訪予定表等を作成し、エレベーター脇の掲示板に貼りだし、連絡・調整に用いている。こうした方法は、観光でのノウハウを生かしたものであり、住民にも便利だし、自分たちも仕事がしやすい。自治会は、伝達事項等の周知にも役立つ。マンションの管理組合的な小さな行政組織といった感覚だ。
- ・スクールバスの運行表についても意見を述べ、生活支援バスもコインランドリーに回ってもらうようにした。
- ・洗濯機を備え付けてローテーションで使ってもらうようにした。
- ・現時点での不安は、いつまでこの状態が続くのかということ、さらに、このあと一般客が戻る見通しはどうかということだ。

## ③会津若松市内一時避難所支援者インタビュー

（4月24日）

- ・一時避難所の自治会は、順次作られていった。会津学鳳高校避難所が最初だった。自分が関わった会津工業高校避難所では、校長名で自治会作りを呼びかけた。
- ・会津工業高校避難所では、体育館を15区画に区割りし、各家族（各区画）から1名ずつ出してもらい、そのなかから自治会会長を互選してもらった（実質的には、避難所担当の教員が指名する形になった）。その後は、自主的に選任された。こうしたやり方は、避難所によりまちまち。
- ・避難所の高校生は、朝食抜き、昼食は自分で買っている。こうしたことが大変なので、高校近くに下宿を考えている人もいる。
- ・ホテルや旅館ではコミュニケーションがとれな

い。

- ・鬱っぽい人は畑仕事に連れ出したが、気分が変わり心配事を話してくれるようになる。  
元気な高齢者が、やる事がなくて認知症化しているケースもある。
- ・就労問題が一番の課題だ。農作業の手伝いをしてもらえれば労賃が出せる。しかし、こうした情報はほとんどネットやテレビに出るだけで、避難所には来ない。情報伝達手段をビラにして各戸に配布すべきで、それ自体就労になる。
- ・会津の人たちの避難住民に対する思いは、複雑だ。「原発で高給をもらっていた」「会津は風評被害ばかりだ」といったことを言う人もいる。また、ハローワークで、避難住民が優先されているとして地元の失業者との間でトラブルになったりしている。仮設住宅ができて、地元住民には恐怖感がある。こうした一連のことは、相互にコミュニケーションがないからだ。

#### ④飯舘村支援活動（4月以降継続）を通じて

- ・計画的避難地域に指定される以前から、本学類は飯舘村の原発事故対応や避難後のコミュニティ再建・復興に連携・協力体制をとっているが、そうした活動に同行した折に、行政当局者や住民のニーズを聞いた。以下は、その際に聞き取った内容の一端である。
- ・原発から遠く離れ、まったく関わりを持っていないと考えていたところに突然降ってきた災難であり、驚愕、疑問、怒り、不安、失望、喪失感等のない交ぜになった茫然自失状態である。
- ・計画的避難地域に指定され、所定の期日のうちに避難しなければならないが、避難先が決まらない。職場、家族、子どもの学校等多面的なニーズを満足させようような避難先を確保できるのか不安。
- ・これまでやっていた農業・牧畜業などを断念せざるを得ないことから来る圧倒的な喪失感で、無気力になる。
- ・今後の就労支援、生活支援等の総合的で十分な支援が行われるのかに大きな不安がある。
- ・(行政も住民も共に) これまで築き上げられてきたコミュニティを維持・確保したい。しかし、その方法については、決め手がない。その間に事態が進展していく。
- ・住民相互間のコミュニケーションの維持の方法に

ついても、たとえばEメールなどという手段・方法も提案されたが、村民の多くにそうした経験・実態がなく、現実的ではない。むしろ、ミニコミ誌のような手段のほうが可能性がある。

- ・除染等を含め、いつ、どのような状態で戻れるようになるのか、それを、国は責任を持ってやるのか、最大の関心事である。

#### ⑤陸前高田市現地調査（6月19日－20日）

##### <市役所職員の話>

- ・津波被害で市街地全体が壊滅状態にあり、市民の一部は奥州市などの内陸部に避難しているが、まとまった情報伝達が困難になっている。
- ・市内の交通は依然として麻痺状態にあり、病院に行くにもバスがないという状態が続いている（ガソリンも依然として不足気味）。
- ・災害救助法の期限が迫っており、自衛隊による入浴支援や支援物資輸送等のコミュニティ支援がどうなるのか、市職員側にも不安がある。
- ・他自治体からの長期派遣職員や、全国ネットワークを通じて派遣された保健・医療チーム、長期ボランティアが活躍してくれているが、人手はいくらあっても足りない（1日当たり300人が不足している状況）。
- ・独居高齢者対応や仮設住宅コミュニティ作りのために、学生等の長期ボランティアの協力がほしい（見守りシステムの構築、被災者のニーズ把握）。
- ・市民との協働によって市の復興を考えたいが、町内会等の地域コミュニティが壊滅している地区もある。  
→どのような対応が可能なのか、有識者の「アイデア」がほしい。  
→モデル地区をいくつか作って、他の地区を引っ張ってもらおうということも考えている。

##### <自治会役員の話>

- ・地区内で住民主導で仮設住宅をつくったが、その発想は、何よりも「コミュニティの維持」という考え方に基づいている。
- ・市側は、なによりも「公平性」を重視しており、コミュニティを維持するという発想に欠けていたが、メディアの後押しもあり、地区の要望に沿った仮設住宅の建設にこぎつけることができた。
- ・仮設住宅用地は民有地だったが、地権者自身も仮設住宅に入らざるを得ない状況であり、地権者には比較的スムーズに納得してもらうことができ

た。

- ・小規模仮設住宅には集会所を作らないというマニュアルに反し、仮設コミュニティのハブとして集会所を設置することになっている。ここを基点にコミュニティの維持を図っていきたいと考えている。
- ・今後は、「仮設」から「本設」へということで、将来的にどのように長期的な生活基盤を整備していくかを検討している。高台に用地を確保できないか、各住民の経済力の差にどのように対応していくか、仮設住宅を県などが買い取って公営住宅化することはできないか…いずれにせよ、「コミュニティを守る」という基本を大事に、三陸復興のモデルケースになるという意気込みで活動している。

#### ⑥南相馬市での権利擁護関連市民団体の相談会 (7月18日)

- ・生活保護受給・就労・雇用問題支援等を中心的なテーマとする市民団体である反貧困ネットワークによる南相馬市での相談会に同行し、以下のような相談があった。
- ・避難区域内に会社があり、会社が解散したため失業した。現在失業保険受給中だが、退職金も支払われず、連絡も取れなくなった。補償してもらいたいがどうすればよいか。
- ・生活保護を受給中だが、義援金をもらった。生活保護はどうなるのか、不安だ。
- ・派遣労働者だが、派遣先の会社が被災し、整理解雇された。どのように対抗すべきだろうか。
- ・出向中に被災したが、その際車両が流され、大破した。会社に補償を求めることができるのだろうか。
- ・緊急時避難準備区域に指定され一時避難したが、早く元の生活を回復したかったので、孫も一緒にいち早く戻った。ところが、遅く戻ってきた近所と比べ補償金に格差があるうえ、遅くまで避難していた近所から孫を連れていち早く戻ってきたことについて誹謗中傷される。

#### ⑦震災3県権利擁護関連団体アンケート結果 (7月下旬～8月)

- ・福島、宮城、岩手の被災3県の権利擁護に関わる専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、社会福祉協議会）に、大震災な

いし原発事故関連の権利擁護に関わる相談および支援について、その概要、特徴、窓口開設の状況、相談体制、課題、今後の見通しなどをアンケート調査した。まだ、回収の途中だが、概略以下のような結果を得た。

- ・大震災に関連して、とくに権利擁護についての相談窓口を開設したとする団体は、福島県弁護士会、同司法書士会および仙台弁護士会だった。それ以外の団体のほとんどは、大震災以前から相談窓口を開設しており、大震災に関連してとくに新たに開設してはいないようである。ただ、開設していない団体においても、権利擁護に関連した相談窓口の開設の必要性は認めている。その理由としては、権利擁護に関する相談件数の増加、被災者・原発避難者の生活不安・困難への対応、震災による生活弱者のいっそうの脆弱化、仮設住宅避難住民への長期支援などがあげられている。
- ・他の専門職団体と連携協力して相談活動に当たっている団体が多い。その場合、司法関係専門職団体は、福祉系の団体・機関と、福祉系の専門職団体は、逆に司法系の団体と共同することが多い。こうすることで、複雑多様な相談内容に、よりの確に対応することが可能になる。こうしたことも反映して、相談には複数人で対応する団体が多い。もっとも、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の相談は、専門員がひとりに対応することが一般的である。
- ・各団体が受けた相談件数は、設問がやや不明確であったこともあってか、大震災・原発事故に関連した相談件数にかならずしも限定されたものではないが、大震災以降の相談件数であると解されるものに限っても、福島県弁護士会が1,000件以上、同司法書士会が数百件、同福祉士会が20～30件、同県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業相談窓口が285件等と、きわめて多数にのぼっている。
- ・相談内容で比較的多いものは、専門職団体の性格・特徴により偏りがみられる。具体的には、不動産ローンに関する相談、失業・雇用・就労関係の相談、家族関係に関する相談、補償問題に関する相談は、弁護士会や司法書士会に多く、福祉サービス利用に関する相談は、当然のことながら社会福祉士会や社会福祉協議会で目立っている。また、生活保護を含む困窮・生活相談は、弁護士会や社会福祉士会、社会福祉協議会で上位を占めて

いる。

また、福島県の各専門職団体では、原発被害と補償問題に関する相談が特徴的である。

- ・成年後見人が被災して後見業務が遂行できなくなっているケースは、いずれも福島県の団体から回答があり、同県司法書士会で7件、社会福祉士会で3件あった（岩手県弁護士会では0件との回答があったが、岩手、宮城両県においても、集計が進めば相当程度の件数が出てくるものと思われる）。逆に、被後見人等が被災して後見業務が遂行できなくなった件数については、福島県司法書士会が1件、同社会福祉士会が3件の回答を寄せた。

また、後見人の家屋が津波で全壊し、重要書類が流失したケースや、被後見人が介護施設から避難したが行方知れずになったケースがあったという。

- ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付について、生活困窮者からの相談が増加したこと、借受人で自己破産や債務整理をする人が増加したこと、地震による住宅補修希望の相談が増えたこと等の指摘があった。

また、日常生活自立支援事業については、仮設住宅や借り上げ住宅への入居による世帯状況・生活状況の変化によって、高齢者や精神障がい者等の判断能力が低下するだろうこと、その結果として利用者が増加するだろうとの予測が示された。

- ・大震災後の権利擁護に関する課題としては、原発被害の早期の補償、仮設住宅や借り上げ住宅入居の高齢者・精神障がい者の判断能力の低下・孤独死の問題、避難移動中または避難所での死亡・重度化ケースの個別の検証、未成年後見（震災孤児の問題）等の指摘があった。
- ・そのほか、震災後の家庭裁判所の対応が、休庁等の理由できわめて不十分であり、4月になってようやく書記官から状況確認の電話があったように遅すぎるとの指摘があった。

また、県、市町村、東京電力、国のそれぞれの方向性が定まっていない状況下の相談活動で、中途半端な方向づけしかできないという指摘、高齢者・障がい者にとって、本人自身や支援者が被災したことで、本人を支えていたネットワークが寸断されたことも無視できない被害だとの指摘も重要である。さらに、土地家屋等の資産の処分、大規模な修繕、義援金・保険金の受け取り、相続手続等、生涯にたびたびあるわけではない出来事に一度に遭遇する高齢者・障がい者にとって、成年後見ニーズ、第三者後見ニーズはいっそう高まっているとの指摘もあった。

## 5. まとめと今後の展望

- ・以上のように、大震災後の社会的弱者の権利擁護とその支援方法をめぐる状況は、ようやく補償問題等の課題が出始めたところであり、いまだ、そのデータの収集も、関係諸機関・団体において途中の段階にあるといった感が強い。
- ・したがって、①事例・データの収集、それらの集計・分析は、依然として課題として残されている。
- ・それを受けて、②大震災直後の行政の対応と法制度全般との対照・評価、③災害法制のあり方の検討、④避難や避難住民の権利擁護のあり方の検証、⑤大震災・原発事故に起因する雇用・失業・就労や困窮問題と生活保障のあり方の検証・検討、⑥原発事故をめぐる東京電力、国、自治体等の法的責任の所在の検討、⑦補償をめぐる法的問題の検討等を、この研究の課題として行かなくてはならない。

# 福島県における被災歴史資料の救出と 自然災害史の再構築に関する調査研究

研究代表者 社会・歴史学系 阿部 浩一

## 1. 調査研究の目的

本研究は、福島県内で被災した歴史資料の救出のため、関係機関と協力して収集した情報にもとづいて救出事業を支援・推進し、地域の育んできた文化遺産の保全と再建に向けて、大学として積極的に貢献をはたすことを課題とする。あわせて、県内の災害関係資料の調査・収集と研究を推進することで、福島県の自然災害史を総合的に再構築し、その成果を今後の防災体制や文化行政・街づくりのための一助とすることを将来的な課題とする。

歴史資料の救出事業については、阪神・淡路大震災後に神戸大学、中越地震後に新潟大学、宮城県内陸地震後に東北大学が中心となり、被災した歴史資料の救出、修復、目録作成、返却などの事業に取り組んだ先駆的事例がある。それらの取り組みは、歴史資料ネットワーク、新潟歴史資料救済ネットワーク、宮城歴史資料保全ネットワークとして結実し、今日に至っている。いずれも地域の大学が中心となって活動を展開していることに共通性がみられる。

一方、福島県においては、2010年11月27日に(財)福島県文化振興事業団、福島県立博物館、福島県史学会、および本学が呼びかけ人となって「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」が発足した。これは、県内の歴史関係の研究機関・団体・学会を呼びかけ人としながらも、市民参加型のボランティア組織をめざしたことに特徴がある。しかし、組織づくりの不十分なまま、今回の東日本大震災を被る結果となった。

「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」は、被災直後の取り組みとして、福島県教育庁文化財課にはたらかかけ、各市町村に歴史資料を破棄せず保全することを呼びかけてもらう措置を講じた。しかし、自治体が震災ならびに原発災害の対応に追われ、文化財行政に関しては何もできていないのが実情である。また、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の旗振り役である(財)福島県文化振興事業団も、運営に携わっている福島県文化センターと福島県歴史資料館の建物の一部が損壊するなど、復旧困難な情勢となっている(注：歴史資料館は8月20日に展示室が再オープンしている)。

このような情勢のもとで、本学がはたすべき役割は、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の一員として、県内外の専門家や関連ネットワークの協力も得ながら、歴史資料の救出事業を強力に推進することである。地域の文化遺産でもある歴史資料の救出という社会貢献に積極的に取り組むことが、地域に根ざした大学を標榜する本学に課せられた使命であると考えられる。

また、歴史資料の救済だけでなく、その成果を学術的に追究していくためには、福島県における自然災害史料の収集と災害史研究の再構築も重要な課題である。

20世紀末の相次ぐ震災の経験および地球規模の環境問題への関心から、歴史学界でも自然の脅威を軽視してきたことへの反省が生まれ、自然災害史・環境史研究がようやく注目を集めるようになってきている。今回の大地震で平安時代の貞観地震が俄かに衆目を集めたのも、その一例である。また、自然災害史・環境史研究の中心を担っているのが、新潟大学や東北大学のような震災を経験した地域の大学教員であることは、とりもなおさず、本学の歴史系教員の使命が何であるかを明示している。すなわち、福島県における自然災害史研究の再構築を推進することで、幾度となく自然災害を克服し地域社会を再建してきた歴史的経験と英知の蓄積に謙虚に学ぶべきである。それによって、復興過程の中に歴史・文化事業の役割を明確に位置づけ、支援のための方策を提言することにもつながるであろう。

なお、この事業ならびに研究は長期に亘ることが予想されるため、今回はその予備的調査とし、さらに次年度以降の科研費申請に結び付けていくことを目指していく。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

社会・歴史学系 阿部 浩一

<研究分担者>

社会・歴史学系 菊地 芳朗

### 3. 調査研究計画・方法

#### 1 歴史資料の救出事業

##### ①救出対象となる歴史資料の情報収集ならびに広報活動

「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」と連携し、現状で把握している歴史資料の被災状況と救済の必要性について情報を整理する。また、県内各地で歴史資料の所在に詳しい研究者・博物館関係者、および県教育庁文化財課や各市町村文化財課と連携し、現地において被災資料の保全を呼びかける広報活動を推進する。

##### ②歴史資料の救出作業

情報収集を行った上で、緊急性を要するもので実現可能なものから順次救出作業に取り掛かる。救出資料は所蔵者の許可のもとに一時預かる責任を負うことになるため、博物館や自治体に協力を依頼して一時保管場所の提供を求める。可能であれば大学施設も一時保管場所として活用したい。実際の作業には本学教職員と資料ネットワーク会員を中心に、博物館学芸員や各自治体の文化財行政関係者のほか、県外の歴史資料救済ネットワーク、さらに実践的教育と人材育成の場として活用するためにも、本学学生ボランティアの協力を広く呼びかけることとする。

##### ③救出資料の現状記録と目録化

救出した資料のうち、修復の必要とされる歴史資料に関しては、文化庁の「文化財レスキュー」との連携によって修復専門家に依頼するが、それ以外の一時預かりした古文書・遺物などについては、保管および今後の研究活動に広く供する目的のもとに、現状記録（写真撮影）と目録化の作業を進める。その成果については、将来的に学術刊行物などによって公表をはかる。

##### ④救出資料の返却および啓蒙活動

救出資料を所蔵者に返却するにあたっては、歴史資料の価値を正しく説明した上で、保全と管理への積極的な取り組みを依頼する。将来的には救出資料に基づく研究や講演活動などによって、地域住民の歴史にとって貴重な文化遺産が存在することを認知してもらうための啓蒙活動を推進する。

#### 2 福島県における自然災害史の再構築

##### ①自然災害史研究に関する先行研究の集積

阿部は「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」

発足、および2010年12月に新潟大学で開催されたシンポジウム「被災地から救出した資料の保存方法を考える」にも出席し、救済事業および自然災害史研究に関する情報収集に以前から取りくんでいる。今後は神戸大学の歴史資料ネットワークなど県外組織に依頼して、研究に有益な情報や資料の提供を求めていくこととする。

##### ②福島県における災害関係史料の収集

現在、古代・中世においては全国規模での自然災害関連史料のデータベース化が進んでいるが、それはあくまでも自然災害の発生そのものを伝える記事である。自然災害発生前後の社会全体の動静を把握するための史料収集を、福島県単位で改めて行っていく必要がある。また、近世以降の史料については各自治体によって一定度収集されているが、これらをベースに県レベルでの災害史料のデータ集積も新たに着手する必要がある。

##### ③地域社会における災害史の再構築

研究の最終目的は、自然災害の経験から過去の人々は何を学び、それを新たな防災体制の構築や地域の再生事業にどう生かしていったのかを、現代に生きる私たちの課題として歴史に問いかけ、追究していくことにある。阿部は以前、中世の明応地震と永正津波による浜名湖周辺地域の地形変動と交通体系の変化について考えたことがあり、そうした自らの成果も生かしながら研究を推進していく。

### 4. 経過や結果

#### 1 活動の経緯

##### ①4・5月：資料救出活動の開始

震災後しばらくは、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の活動拠点である福島県文化センター・福島県歴史資料館で建造物・書庫などに大きな被害が生じ、大学教員も自宅や研究室の復旧などにあたらざるを得なかったため、歴史資料の消滅に対する危機意識を持ちながらも、活動停止を余儀なくされる状況が続いた。

3月31日、文化庁による文化財レスキュー事業の実施が大々的に報道された。その構想に基づけば、文化財レスキューの直接の受け皿となるのは県教育庁文化財課であると考えられたことから、4月5日に福島県文化振興事業団職員と阿部・菊地が文化財課に赴いて積極的な対応を求めた。し

かし、県教育庁は避難所対応と放射線測定業務に追われ、本来業務に専念できない状況であった。

その間にも地元の教育委員会を通じて、崩壊のために取り壊されることになった土蔵や、土石流に襲われた収蔵庫などから、歴史資料の緊急救出を求める声もたらされていた。いずれも時間との勝負であったが、幸いにも地元自治体の協力により一時保管施設が用意できるという条件が備わったことから、県教育庁の了解のもと、歴史資料の緊急搬出に着手することを決めた。それに先立ち、4月15日に「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の代表を菊地とし、事務局を阿部研究室に置くこととした。4月21日に県南、28日に県北で「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」による歴史資料の緊急救出活動が行われた。



5月7日には、会津若松市の福島県立博物館において、いわき市内の土蔵から緊急搬出された古文書類のクリーニングが行われ、阿部もこのボランティアに参加した（なお、その模様は5月16日昼のフジテレビ系全国ニュースでも取り上げられたほか、『福島民報』5月9日号でも紹介されている）。

あわせて「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の活動はマスコミにも注目されるようになり、『福島民報』5月16日号では、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の取り組みが大きく紹介され、県市町村の協力を求める阿部のコメントも一部紹介されている



## 古文書、古美術、写真、手紙、本… 被災地で救出、散逸防止

ふくしま歴史資料保存ネットワーク

東日本大震災後の県内での歴史資料の救出活動事例

日	場所	内容
4月16日	いわき	被災した土蔵から古文書や歴史資料を救出
4月21日	いわき	被災した土蔵から古文書や歴史資料を救出
4月28日	いわき	被災した土蔵で古文書や歴史資料を救出
5月7日	いわき	古文書、古美術などの搬出、所有者との引き渡し
5月11日	いわき	被災した土蔵で資料調査・搬出

(13日現在、ふくしま歴史資料保存ネットワークまとめ)



「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」を中心に活動されている県内外のボランティアが協力し、被災地の大切な歴史資料を救出し、散逸防止を図っている。

東日本大震災発生後、被災地では歴史資料の救出活動が盛んに行われている。被災地の歴史資料は、古文書、古美術、写真、手紙、本など多岐にわたる。これらの資料は、被災地の歴史や文化を伝える重要な資料であり、被災後の復興活動にも大きく貢献している。

「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」は、被災地の歴史資料の救出活動をサポートしている。ネットワークは、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を収集し、関係機関やボランティアと連携して活動を行っている。また、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を発信し、社会の関心を喚起している。

ネットワークは、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を収集し、関係機関やボランティアと連携して活動を行っている。また、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を発信し、社会の関心を喚起している。

ネットワークは、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を収集し、関係機関やボランティアと連携して活動を行っている。また、被災地の歴史資料の救出活動に関する情報を発信し、社会の関心を喚起している。

### ②5・6月：学会での被災状況の報告

5月には全国規模の歴史系学会が開催され、被災地での歴史資料の保全活動への関心が高まりをみせた。阿部は5月22日の歴史学研究会大会緊急集会で、福島県の現状と取り組み・課題を報告した。この報告については、『読売新聞』6月15日

号に、阿部のコメントと合わせて掲載された（この報告に基づく現況報告は6月に執筆し、10月に『歴史学研究』第884号に掲載された）。

5月28・29日には、日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会で菊地が現状報告を行った。

こうした学会報告を通じて、原発事故もあって被災状況がよくわからないといわれていた福島県内の歴史資料の現況についての理解が深められた。福島県の抱えるさまざまな問題や課題が学会として共有されたことは大きな意義があったと思われる。



③7・8月：大学としてのボランティア活動への参加  
「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の活動において、喫緊の課題の一つとなっていたのが、救出資料の一時保管・整理の場所の問題である。これについては、本学の地域連携課の提案と協力により、本学の如春荘を整理場所として利用できることとなり、7月5日に資材搬入を行った。

7月上旬には、4月に国見町で緊急搬出した資料の整理を、地元のボランティアと共に実施した。国見町で取りまとめ役となっているのは、本学大学院を修了し、4月より国見町に就職し生涯学習課に配属された大栗行貴氏である。3日には学類生2名と大学院生1名がボランティアでクリーニングなどの作業に従事した。学生も、こうした活動が地域貢献の一環となることを知るなど、貴重な体験となったことを感想に寄せている（行政政策学類有志ブログ 行政の「結」7月6日付記事 <http://311gyosei.blog39.fc2.com/blog-date-20110706.html>）。なお、この整理作業は1週間に及んだことから、8日には阿部ゼミの授業の一環として、同様の整理作業にボランティア参加した。



国見町での整理作業の過程で、救出した個人宅の資料群の中に行政文書が含まれることが判明した。これは戦後の一時期に食糧事務所としての役割を担っていたことによるものである。この行政文書の所管については関係諸機関で協議中であるが、将来的な移管の前に、さらなる整理作業が必要となった。そこで8月31日、関係資料を国見町から如春荘に運びこみ、データカードづくりに着手した。このときには阿部ゼミ生1名と、先の行政ブログを見てボランティア参加を志望した2年生1名が作業に従事した。この整理作業は9月以降も継続されている。



## 5. まとめと今後の展望

以上がこれまでの本研究に関わる活動報告である。活動の要点は、①「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」の代表・事務局としての社会的役割と地域への貢献、②歴史資料救出活動への積極的参加、③学会報告などによる本研究の成果の公開、④資料整理作業へのボランティア参加を通じた学生への実践的教育の推進、の諸点にまとめることができる。

今後の展望として、自然史資料の保全活動との提携による総合的な資料保全活動というあらたなかたちでの取り組みが検討されている。博物館における自然史資料の保全については、共生システム理工学類の黒沢高秀准教授が既に取り組みされており、7月19日に「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」への黒沢氏の参加と協力関係の構築が確認された。

従来のネットワークでは専ら歴史資料の救出と保全がテーマとなっており、自然史をも視野に入れた取り組みは皆無といってよい。文理融合を掲げる本学の特徴を最大限に生かすことで、新しいモデルづくりとなることが期待される。また、現在は行政政策学類の歴史系教員2名が専らこの活動に従事しているが、10月より地域史担当となった徳竹剛教員、また人間発達文化学類の歴史系教員の参加を得ることで、全学的な取り組みとなることをめざしている。

一方、残された課題はあまりにも多く、これは一朝一夕になしうるものではない。特に、今回の研究課題の一つである自然災害史の再構築については、ほとんど着手できなかったのが実状であり、反省点である。そうした中で、早急に取り組むべきなのは、県内の研究者・諸機関と協力して、県内の歴史資料の悉皆調査を進めることであろう。現在、浜通りで避難区域となっていない地域での調査計画が具体化しつつあるが、福島大学としては科研費の獲得をめざすことでさらなる推進をはかりたいと考えている。「うつくしまふくしま未来支援センター」に歴史資料救済活動が一部門として採用されたことも足掛りとしながら、長期間にわたる歴史資料保全活動を通じて、文化面での地域貢献に引き続き邁進する所存である。

## 福島県における被災歴史資料の救出事業と 自然災害史の再構築に関する調査研究



阿部浩一、菊地芳朗(社会・歴史学系)

### 研究目的

2010年11月に(財)福島県文化振興事業団、福島県立博物館、福島県史学会とともに、本学も呼びかけ人として発足に関わった「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」(略称:ふくしま史料ネット)と協力しながら、3・11の大震災後に被災した歴史資料の救出と保全活動を推進する。これにより、地域社会の大切な文化的基盤、心のよりどころでもある歴史資料の保全に積極的に貢献するばかりでなく、今後は自然災害史資料の収集と研究を含めた、長期間にわたる全県的な歴史資料の現況調査についても、関係諸機関・自治体との協力のもとに推進していくつもりである。

### 県内での主な活動実績



県内各地で被災資料の救出、クリーニング、整理などの作業にボランティアで参加しました。行政政策学類の学生・院生や、卒業生・修了生で自治体や文化財関係諸機関に勤める人たちもボランティアに加わってくれました。

### 学会報告・報道など



『福島民報』5月16日



『読売新聞』6月15日

阿部教員は5月22日に歴史学研究会大会緊急集会にて、菊地教員は5月27日に日本考古学協会総会にて、それぞれ現状報告を行いました。また、地元紙や全国紙を通じて、歴史資料の保全活動の重要性を訴えるなどの社会的活動もしています。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL: 024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 被災地、避難所における多国籍住民の生活状況 実態把握緊急調査、支援策策定研究

研究代表者 社会・歴史学系 坂本 恵

## 1. 調査研究の目的

福島県は、地震、津波被害と同時に福島第一原発事故による放射能の深刻な汚染に長期にわたってさらされるという状況の中、復興に向けた取り組みが極めて困難な状況となっている。とりわけ、震災以来、県内の多国籍住民は、情報不足、地震と放射能汚染に関する知識が十分に伝達されないなど、極めて困難な状況に直面した。福島大学の研究グループでは、多国籍住民の支援に関して以下の取り組みをすすめてきた。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

社会・歴史学系 坂本 恵

<研究分担者>

経済学系 佐野 孝治

社会・歴史学系 村上 雄一

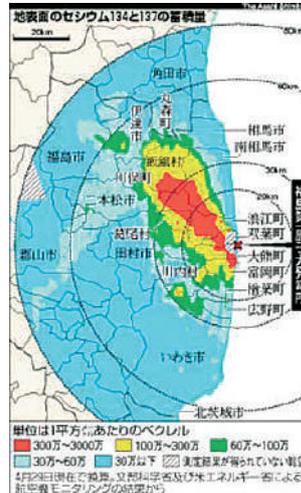
## 3. 調査研究計画・方法

- ①震災以降の一次避難所、二次避難所への多国籍市民の避難状況、生活環境の把握。
- ②帰国した多国籍住民の状況把握。
- ③県内留学生の状況把握と支援策の検討。
- ④県内に在住する2500名に上る「外国人研修・技能実習生」との連絡、状況把握と、既存の各国交流団体との連携による支援。
- ⑤郡山市内の朝鮮初等中等学校への避難状況と、除染作業にかかわる支援。

## 4. 経過や結果

### I 研究・調査の背景

震災後8カ月が過ぎ、宮城、岩手では困難な中、復興に向けた取り組みが進んでいる。他方、福島県においては放射能汚染の深刻さが日々明らかとなり、原発立地の「浜通り地方」のみならず、福島第一原発から50km以上離れた郡山市、二本松市、福島市といった「中通り」での汚染の深刻さが明らかになっている。



このような中で、総務省把握で1万5千に上る小中高校生をふくむ7万5千人が県外避難を余儀なくされ、その中に多国籍住民がどれほど含まれているのかは、住民票制度が「日本人」、「外国人」が別立てのため、実数の把握さえ困難な状況が現在も続いている。

住み慣れない土地で、子供と二人きりで生活することを余儀なくされている多国籍住民も、長期に孤立した状況にさらされている。また、郡山市の朝鮮初等中等学校では、震災後日本人を含む避難民を収容するなどしたが、公的支援がほとんど行われず、物資確保、その後の除染作業への支援はほぼ皆無であり、保護者による手作業での除染作業が続き、児童生徒らは新潟県への疎開を行っている。学校自体、再開のめどがたたず、現在来春からの閉校の危機に直面するという極めて深刻な事態にある。

福島県内の津波被災地域である、いわき市、南相馬市など沿岸部は、縫製加工などに携わる外国人研修・技能実習生が集住する地域である。また、福島県全体で13000人に上る多国籍住民のうち、いわゆる避難指示・退避計画地域にすむ多国籍住民は2000~3000人にのぼる。

他方、海外出身者は、日本語が不自由な場合、「津波」、「地震」に関する報道情報が、理解しにくく、さらに今回の原子力災害に関する放射能拡大に関しては、極めて理解が難しく、原発事故以来一時、パニック状態も生じた。また、白河市のフィリピン母子が、新潟への避難の際に、宿泊を拒否される、ないし、外国人実習生が、避難を希望しても事業主が就業の継続を強要するなどの事案も発生している。他方、国際結婚によって福島に住む海外出身者にとっては、妊娠、出産、子育てに関する不安が強まっている。また、震災、原発事故の中で、情報弱者であった多国籍住民が

いる一方で、他方では早々と母国に避難した外国人に対する潜在的な反感の中で、ともすれば日本人だけで頑張る、地元だけで頑張るという排他的な雰囲気が醸成される危険性も出てきている。しかしグローバル社会の中で多文化共生による地域再生＝「多国籍住民の協働による復興」は不可欠であるとともに、安心して外国人観光客や留学生が訪れてくれる環境を整える意味でも重要であると考えられる。

Ex) 「被災地で性犯罪や外国人による略奪行為が多発」、「〇〇人が支援物資を盗んだ」などのデマの深刻さ「河北新報」2011年3月22日朝刊  
地震、津波、放射能汚染にくわえ、海外出身者が感じざるをえない、もう一つの恐怖。

## II 震災後の外国人に関する実態調査

### 1. 震災後における留学生の実態調査（佐野孝治）

#### (1)各大学へのヒアリング

県内16大学・短大、高専から回答を得た。(一部抜粋)

- ①震災前後の留学生数の変化について
- ②新入生の動向について
- ③震災による被災状況について
- ④震災後の留学生の経済状況について
- ⑤震災後の留学生に対する支援（経済的ケア・メンタルケア）
- ⑥原発・放射線に対する留学生の意識
  - a. 福島大学
    - ①学類 正規生92名、研究生5名、大学院58名 計155名  
国籍：中国119名、韓国13名、ベトナム9名（昨年は学類 正規生103名、研究生21名、大学院46名 計172名）  
→福島大学に在学130名、滋賀大学1名、休学者13名（うち新入生4名）  
中国6名、韓国6名  
母国（中国）3名  
不明8名（うち新入生5名）、中国7名
    - ②新入生：入学手続きはしたものの、連絡が取れない学生、除籍で構わないという学生が数名いる。  
居住地を県外に移す例が数件あった。
    - ③震災による被災状況、家具、家電製品の損壊、アパートのとりこわし（2室）
    - ④震災後、家具等の損壊や一時帰国等で多くのお金がかかり、経済的に困窮したという声。
    - ⑤留学生向けの奨学金制度・メンタルケア  
国費留学生（緊急援助採用30名推薦）、日本学生

支援機構。学習奨励費27名推薦  
放射線に関する相談が多い。

### 2. 震災後における日本語教室に通う外国人の実態調査（佐野孝治）

福島県内の日本語教室は34か所。現在10か所の担当者にインタビューした。生徒は結婚して日本に住んでいる人、またその子弟が中心であり、震災後、多くの外国人が帰国もしくは県外に避難している。現在帰国しつつあるとはいえ、激減し、開講の延期、規模の縮小を行っている。具体的事例は整理中。

### 3. 外国人に対する面談調査（佐野孝治）

中国人、韓国人など10名程度、放射線量の測定とともにヒアリングを行った。

- ①震災後の行動
- ②情報の入手経路
- ③地域コミュニティとのかかわり
- ④地震、原発に対する意識
- ⑤今後の計画（現在、整理中）

### 4. 震災後の外国大使館等による緊急避難リスクマネジメントに関する調査（佐野孝治）

- (1)ベトナム大使館（坂本恵）
- (2)中国総領事館（新潟）
- (3)国際移住機関（IOM）による人道的帰国支援について（回答待ち）

### 5. 会津若松二次避難所に関する聞き取り調査（丹波、新村、坂本、西崎）4月24日

修学旅行生を中心とした観光業が中心産業であるが、震災、原発事故以降ほぼ90%がキャンセルとなり、従業員の一時帰休などが相次いだ。また、二次避難は東山温泉だけで大熊町を中心に2000名に上るが、県からの受け入れ要請などが、ファックス1枚で届き、現場で多くの混乱があった。同時に、東山温泉は旅館「原瀧」などを中心に受け入れ委員会を結成し、各旅館で共同した受け入れ体制や、市内循環バスを独自に導入するとともに、住民の間でも旅館・ホテル内に自治組織を作る動きが進んでいる。

もともとは避難者へのおにぎり提供で始まった、会津の専門家・学生で組織され、二次避難者の孤立化を防ぐために、会津を起点に山形・新潟をつなぐことを試みる「会津元気玉プロジェクト」の今後の動向が期待される。

## 6. 在日韓国人・朝鮮人の実態調査（金柄学）

郡山・朝鮮人学校に50名ほどの朝鮮籍の方が一次避難していたが、各種学校扱いで、支援の空白地帯であった。現在も土壌除去費用や対策が取られず。子供が30名ほど、新潟の朝鮮人学校に疎開している。福島大学スタッフで放射線測定。

## 7. 6月1日 国際トラウマティック・ストレス学会

バンデア・コーク元会長講演

関西学院大学災害復興制度研究所主催、  
福島大学協賛

11月11日 辛淑玉氏講演会「震災から見てきたこと  
～多国籍市民の協働による復興」

## 5. まとめと今後の展望

求められる施策は何か ～福島県の場合、原発事故被害が現在進行形である

1) 県内外避難者15万人への支援と、東電・政府による全面賠償の実施。

復興計画の目に見える早期の実施と支援の開始。

“「帰りたい」を萎えさせない”。

2) 外国人登録制度と住民票が別立てとなっていること。参政権の制限。

→復興に向けた支援策が届かない実態。また、復興に向けた意思表示を行う権利が奪われている実態。これら災害時の多国籍住民への差別は、平常時に解決できていない差別の実態の縮図。

日常的な権利の制限・差別に加え、災害による避難時に行政支援の埒外に置かれる実態。

国籍や出自によるいっそうの人権侵害を放置するのか。改善にむけて取り組むのか。

支援情報・各種見舞金等給付、復興にかかわる諸制度・措置を多国籍住民に知らせる行政責任。

Ex) 総務省「全国避難者情報システム」は役に立つのか？

多言語表示はあるのか。県からの情報発信の問題。支援情報の積み上げ、長期的個人支援システムになっていない構造的欠陥。兵庫県立大学等の「災害時要援護者支援システム」の普及の必要性。「福島原発事故被爆者手帳」（仮称）創設の必要性。

3) とりわけ県内外に避難する多国籍住民の状況把握と多言語支援情報の発信。

# 東日本大震災における自治体広報の役割と その問題点に関する研究

研究代表者 社会・歴史学系 佐々木康文

## 1. 調査研究の目的

本研究の目的は、東日本大震災および原発事故発生後における福島県内の関係自治体の「情報伝達の実態」を明らかにし、その「問題点」を探ることである。しかしながら、震災と原発事故発生後における自治体の情報伝達と言っても、被災した自治体のおかれた状態や抱えた問題などによって様々であり、幅が広く、その全体像を短期間で明らかにするのは困難である。それ故、本研究は、主に福島第一原発事故発生後の関係自治体の情報伝達の実態とその問題点に焦点を絞り、原発事故の状況や避難に関する情報などが、国や県からどのようにして関係自治体に伝達され、住民に知らされていったのかについて検討を行った。

今回の福島第一原発事故とその後の避難をめぐることは、国や県などから関係自治体への状況説明および情報伝達が不十分であったという指摘がある。そのことによって、関係する自治体と住民による適切な状況認識や判断が困難となり、情報不足による戸惑いや不安、無用な被曝などが生じたのではないかという声も上がっている。また、原発事故の発生に備えて策定されていた「地域防災計画」において、事故発生時に機能することになっていた様々な情報伝達手段が、実際には機能しなかったケースもあった。災害時に役立つはずの防災行政無線などが不通になった場合や長時間の停電に対する備えが十分でなかったという問題もあったと思われる。

本研究は、福島原発事故発生後に関係する自治体において生じた情報伝達をめぐる諸問題を分析し、今後行われると思われる防災計画の見直しなどに生かすことを目的としている。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

社会・歴史学系 佐々木康文

## 3. 調査研究計画・方法

新聞や雑誌などの報道分析、関係する自治体や被災者などに対する調査票調査および聞き取り調査などによって、原発事故発生後における関係自治体の情報伝達の実態と問題点を明らかにする。

## 4. 経過や結果

「調査研究計画・方法」においても述べたように、本研究では、新聞や雑誌などの報道分析に加え、調査票調査および必要に応じて聞き取り調査を行うことで問題を明らかにする手法をとった。しかしながら、原発事故によって避難を余儀なくされている自治体の防災担当者は、震災と原発事故から半年が経過しようとしている現在でも非常に多忙な状況にあり、調査票調査への協力の内諾がえられている場合でも返送が遅れているケースもある。また、調査票調査によって得られた回答が、別の調査や報道されている事実と一部食い違っている部分もあり、これらの確認にもさらに時間がかかる見通しである。以上のような限界はあるが、本研究が行った調査を通じて明らかになったのは次のようなことである。

[1] 原発事故発生後の通信手段とその状況について  
福島第一原発事故の発生後に起きた問題としてしばしば取り上げられるのは、国や県などから関係自治体に対して行われるべき状況説明および情報伝達が不十分であったことである。しかしながら、国や県などが関係自治体に対して何らかの説明や情報伝達を行うには、それらを可能にする通信手段が機能していなければならない。東日本大震災と原発事故が発生した直後の関係自治体においては、外部との連絡に利用できた通信手段がごく一部に限られていたり、ほとんどがつかないというケースが多かった。しかし、自治体によっては、避難や屋内退避指示が出るまでの間に、他の自治体よりも素早く回復した通信手段もあれば、震災後に他の自治体が全く利用不可であった通信手段が奇跡的に利用できたケースもあり、自治体ごとに状況は様々であった。

## (1)一般固定電話

電話回線が破損してしまったなどの理由で、一般固定電話が避難や屋内退避指示が出るまでの間に全く利用できなかったという自治体が複数あった。他の自治体の一般固定電話に関しては、震災直後には通じなかったが、震災当日や翌日以降に回復したというケースもあった。しかしこれらのケースにおいても、混信などが起こり十分には機能しなかったようである。この他には、混信などの問題があったが、その後回復し、外部との連絡手段として十分機能したという自治体もあった。

公衆電話に関しては、一部の避難所などで利用できたという話があるが、まだ十分に調査しきれていない。

## (2)携帯電話

携帯電話に関しては、震災直後は利用できなかったが、その後回復し、外部との連絡に大変役立ったという自治体がある一方で、不具合があり外部との連絡手段としては十分に機能しなかったという自治体もあった。なお、震災直後に大熊町の総合スポーツセンターに避難していた方の話によれば、携帯電話は震災直後にはつながったが、そのうちつながりにくくなり、何回もかけているとたまにつながるといった状態が続いていたようである。しかし、停電のため充電することもできず、外部との安定的な通信手段とはならなかったようである。

## (3)福島県総合情報通信ネットワーク

## (県の防災行政無線)

このネットワークは、地上系と衛星系による通信の多ルート化をはかった上で、災害発生時などに福島県庁からの一斉指令を県内の市町村が受信するほか、電話、FAX、データ通信、画像の受信などができるシステムであった。本来であれば、災害発生時に力を発揮するはずであったが、複数の自治体が、全く機能しなかったと回答している。他方で、地上系はつながらなかったが、衛星系のルートは無事に機能し、このルートを通じた県庁からの一斉送信、電話、FAXが利用可能であったという自治体も複数あった。なお、これらの自治体は、震災後の外部との連絡手段として、このネットワークが大変役立ったと回答している。

## (4)インターネット

インターネットは停電などの影響で使用できなかったという自治体が多かったようである。震災後すぐに復旧した場合でも、震災と原発事故の併発という切迫した状況下では、外部との連絡手段としてはあまり役立たなかったようである。また、そもそもインターネットを災害などの非常時に外部と連絡を取る手段とはみなしていなかった自治体もあった。

## (5)衛星携帯電話

今回の大震災においては、停電やその他の理由で、多くの一般固定電話や携帯電話の通話ができなくなった。また、災害時に備えてルートが二重化されていた福島県の防災行政無線も、全く機能しないケースが生じた。地上の設備を利用した通信手段が使用不能になった場合に備えて、自治体によっては衛星携帯電話を所有している。しかしながら今回の調査を行った自治体の多くは、ごく一部を除いて、衛星携帯電話を所有していなかった。衛星携帯電話は、電源の問題はあるが、一般の固定電話や携帯電話が使用不能な場合でも利用できる可能性が高く、しかも避難のために移動している状態でも外部との連絡がとれるというメリットがある。

## [2] 国、県などからの関係自治体に対する状況説明や情報伝達について

[1] で確認したように、原発事故によって避難や屋内退避を余儀なくされた自治体が外部と連絡をとる手段は、震災発生直後ほとんどが機能しないか、利用できたとしても限られていた。しかしながら、そのような状態であったとはいえ、通信手段が生きている自治体に対しては、国、県などから原発事故の状況説明や避難および屋内退避に関わる情報などが伝達される必要があったはずである。また、情報を伝達するルートが生きていたとしても、それを活用して必要な情報を伝達しようという人間の行為が存在しなければ、今回のような原発事故が起こった場合には、関係する自治体が状況を認識したり、適切な行動をとることができないであろう。すでにマスコミなどにおいて報道されていることとも重なるが、本研究による調査で、以下のようなことが明らかになった。

## (1)オフサイトセンターについて

オフサイトセンターは、原発事故などの緊急事態

が発生した際に、国、県、関係市町村、原子力事業所等の関係機関、専門家などが一堂に会して、情報を共有したり、連携しながら対策を講じていくための拠点施設である。様々な報道によれば、今回の原発事故の場合、オフサイトセンターは原発から約5キロ離れた場所に置かれており、震災後に「現地対策本部」がおかれ、国や県などの関係者が集まった。しかし、一般電話回線は不通、国、県、市町村などが情報を共有する手段になるはずだったテレビ会議システムも動かなかった。オフサイトセンターにおかれた現地の対策本部は、原発の情報を、国や県をはじめ、原発立地町でありオフサイトセンターがおかれている大熊町にさえ十分に伝達できなかったようである。高い放射線量が計測されたこともあって、当初予定されていた役割を果たすことができないまま、オフサイトセンターにおかれた現地対策本部は、大熊町から60キロ離れた福島市に撤退することになった。なお今回の調査では、オフサイトセンターでテレビ会議システムなどを使って行われたかつての大規模な訓練が、残念ながら全く役に立たなかったという回答があった。今回の事故の際にオフサイトセンターが機能しなかった原因を探るのみならず、大規模な避難が必要となるような深刻な事故が発生した場合に、しかも通信手段や電源が限られた状況において、オフサイトセンターがどのような機能を果たすことができるのかについて再検討する必要があると思われる。

## (2) 原発事故の状況説明

国や県などからの原発事故に関する状況説明については、外部との通信手段が絶たれていた自治体はもちろんのこと、利用可能な通信手段があった自治体に対してはほとんどなかった。東電からの状況説明に関しては、原発事故の状況がFAXで60枚近く送られてきたという自治体があった。また、震災後も生きていた東電とのホットラインによって、原災法第10条および第15条に基づく通知はなされたが、住民の安全確保のために必要な情報提供などはなかったと答えている自治体もある。住民の安全確保に必要な情報提供が不十分だったということに関しては、SPEEDIによって計算されていた放射能影響予測の結果が関係する自治体や住民に知らされなかったという問題が大きく取り上げられたことから分かるように、国や県についても言えることであろう。

なお、今回の原発事故の状況を把握する情報源として、ほとんどの自治体が役に立ったと答えたのは、テレビやラジオである。他に情報を得る手段が何もない中で、分かりやすい説明と専門家のコメントなどをまじえながら広範囲に素早く情報を提供するテレビやラジオの情報がなければ、原発事故の周辺自治体はおかれている状況を把握することができなかっただろう。しかしながら、このような形で伝えられる情報は、国や県が責任をもって伝えるものとは違うものであり、すでに古くなったもの、推測、不十分さ、不正確さなどが含まれる可能性も否定できない。本来であれば国や県などから十分な説明と情報提供を直接受けるべき事柄を、離れた場所から届く電波によって間接的にしか知ることができなかったというのは、異常なことだと言わなければならない。今後検討されなければならないのは、今回のように外部との通信手段を失った関係自治体があった場合にはどうすべきか、また、通信手段を失っていない自治体があったにも関わらず、何故それらの自治体に事故の状況説明や情報伝達が十分に行われなかったのかということであろう。想定しきれない様々な不運が重なったとはいえ、これらの原因を探り、今後に生かさなければならぬ。

## (3) 避難および屋内退避指示の伝達について

国や県から出された避難および屋内退避の指示に関しては、福島県総合情報通信ネットワーク（県の防災無線）が機能していた自治体は、県からの連絡があったと答えている（これらの自治体はテレビから得られた情報も役立ったと答えている）。また、原発立地町である大熊町に関しては、避難指示が3キロ圏内に出される見通しであることについて東電関係者が直接連絡してきたことや、避難指示が10キロ圏内に拡大されることについて官邸から電話がかかってきたことが報道されている（ただし原発事故の詳しい説明はなかったようだ）。しかし、多くの自治体は、テレビやラジオによって指示が出たことを知ったと答えている。また、テレビで隣の町が避難したことを知ったことが、避難の決断につながったという自治体もあった。テレビやラジオがなかったら、このような指示が伝わるのが遅れたり、決断が遅くなった可能性もある。

なお、住民に避難を呼びかける際に、具体的な避難場所や方向を示したと答えた自治体があったが、SPEEDIによる予測結果が伝達されなかったため、

高濃度の放射性物質が放出された方向や場所などに避難してしまったケースもあった。

避難や屋内退避指示が、災害時のために用意していた手段ではなく、テレビを通じて伝わったことや、国や県が持っていたはずの放射線に関する情報が関係する自治体に対して適切に伝えられなかったケースがあったことは、原子力災害時の住民の安全確保と被ばく量の低減ということから考えても大きな問題であったと言えるだろう。

### [3] 関係自治体による住民への情報伝達について

ここまでは、国や県などから関係する自治体に対して、原発事故の状況説明、避難や屋内退避の指示がどのように行われたのか、非常時に利用されるはずだった通信手段がどのような状態であったのかについて述べてきた。ここでは、何らかの形で関係自治体に伝わった情報が、その自治体の住民にどのようにして伝達されたかについて述べてみたい。

#### (1) 原発事故の状況説明

すでに確認してきたように、国、県、東電などからは、関連する自治体に対して、原発事故の状況が十分に説明されるということにはなかった。避難や屋内退避指示が出た自治体が、原発事故の状況を把握する手段となったのはテレビやラジオである（特にテレビ）。このようなことから考えると、仮に関係する自治体が住民から事故の説明を求められても、テレビやラジオで得た情報以上のことは説明できなかった可能性が高い。なお、これらの自治体の住民が、停電が続く自治体が多かった中で、テレビなどから情報を得ることが可能だったかについてはまだ十分に調査しきれていない。ただし、原発立地町である大熊町の総合スポーツセンター（避難所になっていた）に避難していた方の話によると、この避難所は12日の朝に避難が開始されるまでずっと停電したままであり、テレビが見えるような状態ではなかった。カーナビや携帯電話のワンセグを見たり、携帯型のラジオによって、地震や津波の情報を得ることは可能であったが、電源やガソリンに対する不安があり、長時間利用し続けることはできなかった。また、震災発生後から3月11日深夜にかけては、原発事故よりは、地震と津波に関する報道が多く、原発事故がこれほど深刻であったことを知ったのは避難して大熊町を離れた後のことであった（原発事故が起こって放射能が漏れているらしいという

情報は、避難所において知ったが、詳しいことは分からなかった）。同じようなことが、他の場所でも起こっていたとすると、関係する自治体から住民に対して伝えられた原発事故に関する情報はごく基本的なものだけで、テレビやラジオを利用できなかった住民は、自分たちが置かれている状況をほとんど知らないまま避難した可能性もある。

#### (2) 避難および屋内退避指示

多くの自治体がテレビなどを介して知ることになった避難および屋内退避指示は、災害時に備えて設置されていた装置や伝達方法によって住民に伝達された。多くの自治体を利用したのは、防災行政無線（屋外拡声装置、個別受信機）、広報車、地区や町内会の役員による伝達、消防関係者を通じた伝達である。住民に対する避難や屋内退避の指示がうまくいったかどうかについては、概ねうまくいったあるいはかなりうまくいったという回答が多かったが、一部に伝わらなかった可能性があるという回答（地元紙の報道で、避難を知らずに取り残されてしまった住民がいたことが明らかになっている）や、地震と津波で使用不能になった防災行政無線の屋外子局があったこと、家の中では防災行政無線や広報車の声が聞こえづらいという住民がいたとの回答もあった。この他には、災害時の情報伝達に備えて、緊急情報メールサービスの利用を考えていた自治体もあったが、実際には機能しなかったようである。

また、要援護者に対する指示の伝達についても、うまくいったと答えている自治体もあるが、一部の対象者に伝達されなかった可能性がある、要援護者に関する詳細な情報が不足していたなどの回答があった。実際、ある自治体では、全盲の独居老人が避難を知らずに取り残されたという報道もなされている。また、要援護者に関しては、その名前や住所を把握するだけでは不十分であり、様々な条件や環境が整わなければ簡単には避難ができないという指摘がなされている。そのようなことも含めた詳細な情報を調査し、サポートする態勢を整えておく必要がある。

なお、今回の原発事故においては、福島県外など、役所の移転先からは離れた場所に避難した住民も数多く存在した。このため、これらの住民の居場所を把握し、広報や情報伝達を行う必要性が生じた。多くの自治体が、コールセンターを設置したり、広報紙などを郵送したり、HPで情報を発信し

たりしているが、かなりのコストがかかっているようである。

#### [4] その他

ここまで述べてきたことに加えて、重要であると思われるのは、以下のようなことである。

##### (1)非常用電源確保の重要性

最後に、本研究の調査によって明らかになってきたのは、非常用電源確保の重要性である。今回の原発事故が深刻なものになった大きな原因は、地震と津波によって電源が失われたことだと言われている。電源がなくなることは、原子力発電所だけでなく、原発事故によって避難や屋内退避を余儀なくされた自治体に対しても大きな問題をもたらす。すなわち、すでに述べたように、多くの自治体が原発事故の状況を把握したり、避難および屋内退避指示が出されたことを知ったのはテレビというメディアを通じてのことであった。ほとんどのメディアが機能しない中で、テレビから伝わってくる情報がなかったら、情報不足によって、避難が遅れたり様々な混乱が生じた可能性もある。また、避難や屋内退避指示を住民に伝達する際には、防災行政無線を利用した自治体が多かった。これらのものはすべて電源を必要とする。非常時には、様々な情報を入手したうえで、判断を行い、それらを住民に速やかに伝達することが自治体の大きな役割の一つであるが、機器を動かすための電源が確保できなければ、その役割を果たすことはできなくなってしまう。原発事故によって避難や屋内退避が必要となった場合、住民の安全確保と被ばく量の低減をはかるために、自治体は住民に対して速やかに情報や指示を伝達する必要がある。万が一原発事故が生じた場合に影響を受ける可能性がある自治体には、原子力発電所が電源を喪失しているような中でも、非常用電源がしっかり確保できるような備えが求められる。

## 5. まとめと今後の展望

震災後しばらくして、原発事故による避難や屋内退避を余儀なくされた自治体に対して、国や県などから原発事故の状況説明や避難指示などの伝達が十分に行われなかったという問題が新聞やテレビなどで報道された。

ごく一部をのぞき、原発周辺にある自治体の多くは、国や県などからの連絡ではなく、テレビなどを介して自分たちの置かれている状況を知り、避難と屋内退避指示が出されたことを知った。千年に一度の大震災がもたらした様々な不運が重なったとはいえ、原発事故の際には、住民の安全確保と被ばく量の低減をはかる必要があり、そのためには自治体や住民が自ら判断し行動するために必要な情報の提供や状況説明が行われる必要があった。もちろん、情報を伝達する手段が限られ、事故現場が混乱する中で、国や県なども十分な情報を把握していなかった可能性も高い。しかしながら、利用できる情報伝達手段があったにも関わらず十分に利用されなかったり、本来なら伝えられるべき情報があったにも関わらず、伝達されなかったケースがあったかもしれない。また、災害時に利用する予定になっていた通信手段の使用不能や停電など、様々な想定外の状況に備えて、さらに多様な情報伝達手段を用意しておくべきだったのかもしれない。本来あってはならないことが、どうして起こってしまったのか。本研究は、震災直後における原発周辺自治体の情報伝達の状況とその問題点を明らかにするために、報道分析、調査票調査、聞き取り調査を行ってきた。しかしながら、本研究が明らかにしたことは、把握すべき全体像のごく一部にとどまっている。今回の研究によって得られた事実などを出発点にして、まだ十分に明らかにできていない部分を中心に今後も調査と研究を継続していく予定である。

今回の事故をきっかけにして、国民の厳しい見方が強まっているとはいえ、現在も日本では数多くの原子力発電所が稼働している。また、今回の原発事故によって多くの人間が学んだように、原子力発電所は、仮に運転を停止したとしても廃炉にするまでには長い時間が必要である。地震などの災害の多い日本では、今回のような事故がおこるリスクと長期間にわたって付き合っていく必要がある。そして、仮に同じような事故が発生した際の被害を少しでも減少させるために、原発を抱える自治体およびその周辺地域では、今回の事故を踏まえて、従来の防災計画を見直す必要性に迫られている。本研究の成果が、原発を抱える自治体とその周辺地域にある自治体の防災計画の見直しに貢献ができる部分があれば幸いである。

# ジェンダー視点からの災害・復興に関する総合的調査研究

研究代表者 社会・歴史学系 千葉 悦子

## 1. 調査研究の目的

「災害とジェンダー」の問題は、国の行動計画の中でも取り上げられているが、具体的な取り組みがほとんど進まないまま、今回の震災を迎えるに到った。未曾有の大災害となった東日本大震災への具体的な対応を通して、課題の整理を行う。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

社会・歴史学系 千葉 悦子

<研究分担者>

社会・歴史学系 加藤 眞義

社会・歴史学系 坂本 恵

社会・歴史学系 高橋 準

社会・歴史学系 丹波 史紀

社会・歴史学系 橋本 摂子

健康・運動学系 鈴木裕美子

<客員研究者>

桜の聖母短期大学 二瓶由美子

首都大学東京・院 小澤かおる

## 3. 調査研究計画・方法

確固たる研究方法はこの領域では確立しておらず、事実上模索しながらの進行であった。情報収集を続けながら、既存の研究をフォローし、問題を整理するという方法を一方で取るとともに、避難の現場における実践を通して考えるという形を併用した。

本稿では、問題構成の全体像を検討する総論部分（高橋）と、研究期間内において重要な課題であった、避難所におけるジェンダー問題に関わる具体的事例の検討（小澤）の2つについて報告する。

## 4. 経過や結果

I 「災害とジェンダー／セクシュアリティ」の問題構成——今後の取り組みへ向けて（高橋）

1 「震災とジェンダー／セクシュアリティ」をめぐる各種の取り組みについて

(1) 行政の災害対策への「ジェンダー／セクシュアリティ」問題の組み入れ

ジェンダー／セクシュアリティにかかわる政策は、1995年に開催された第四回世界女性会議（北京会議）に大きな影響を受けているが、「災害とジェンダー」（およびセクシュアリティ）という問題設定は、行動綱領の中にも登場してこない。そのためか、2000年に策定された日本の男女共同参画基本計画にも、「災害」の文字は存在しない。

災害（復興計画を含む）の問題が国の男女共同参画計画の中で取り上げられるのは、第二次男女共同参画基本計画（2005年）においてである。この計画では、「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」の中に、「12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」という章があり、科学技術、防災（災害復興を含む）、まちづくり、環境の4つが内容として記載されている。これを受けて、国の防災基本計画（2008年）にも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性が書き込まれた。ただし、具体的な施策としては触れられていない。

男女共同参画基本計画に災害に関する記述が現れたのは、2004年10月に起こった中越地震の影響もあると思われるが、国連特別総会「女性2000年会議」（2000年6月5日～10日）で採択された、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」における記述の影響も大きいと思われる。

この中では以下のように述べられている。「46. 自然災害による犠牲者や損害の増大により、こうした緊急事態に対応する既存のアプローチや介入方法の非効率性や不十分さが認識されるようになった。かかる事態においては、男性に比べ、女性の方が、家族の日常生活の当面のニーズに対応する責任を負う場合が多い。このような状況に伴い、防災・災害緩和・災害復興戦略を策定・実施する際には必ずジェンダーの視点

を組み入れなければならないとの認識がますます高まってきている。」(政府仮訳より抜粋)<sup>1</sup>

この記述が、第二次基本計画の記述の中にも、ほぼそのまま組み込まれていることに注目したい。

第三次男女共同参画基本計画(2010年)の中では、「災害とジェンダー」の問題は、地域との関連でとりあげられている。第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の「4. 防災における男女共同参画の推進」がそれである。ここでは、防災分野への女性の参画推進、防災現場での女性の視点の導入、国際的な防災協力での男女共同参画などが内容としてあげられている。先にあげた文面も、ほぼそのまま記載されている。

この第三次基本計画の策定は2010年12月であり、国の計画が地方自治体の男女共同参画プランや防災計画等に反映される時間がほとんどなく、2011年3月の東日本大震災を迎えることとなった。その2年前、2008年に実施された全国知事会の「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査」でも、自治体の対応の遅れが見て取れる結果となっている。福島県および県内の市町村も例外ではない。

もっとも、震災後3月16日より、男女共同参画局は、インターネットサイト内に「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」のページ<sup>2</sup>を作成し、ここからの情報発信をおこなっている。提言されている取り組みの内容としては、避難所での女性専用スペースの設置、相談窓口の周知、雇用や起業の支援、などがあがっており、広い範囲をカバーするものとなっている。

このほか、全国女性会館協議会と関連団体が立ち上げた「災害と女性センター」サイト<sup>3</sup>には、各地の男女共同参画関連施設の取り組みが寄せられ、情報共有の場となっている。

こうした動きにも見られるように、日本国内の防災計画の中でも、女性のみならず、高齢者、外国人、障がい者などには、ある程度言及がなされるようになってきている。ただし、セクシュアル・マイノリティ(通常レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等を指すが、今回はここに性分化疾患もある程度含めて考える)の問題が抜け落ちていることは見逃せない。

## (2)学術研究の領域での取り組み

一方、学術研究の領域での取り組みはどうだろうか。「災害とジェンダー」の問題は、国内ではあまり研究が多くない分野である。数少ない中で、もっとも充実した日本国内の研究グループは、COE「ジェンダーと災害復興——制度設計と生活再建をめぐる課題に関する国際比較研究」<sup>4</sup>であると思われる。阪神・淡路大震災後に、復興過程でジェンダーの視点が欠如していたことを反省し、恒常的なジェンダー課題と災害復興における課題の抽出・解決へ向けた政策の立案を目的とした研究プロジェクトである。COEのスタートは2010年であるが、日本国内および世界各国の被災地の調査も行っている。(長岡、台湾、ニューオーリンズ、等)

なお、同研究プロジェクトの中心メンバーである山地久美子は、関西学院大学災害復興制度研究所にも所属しており、こちらでも研究グループ(ジェンダーと災害復興研究会)の活動があることを付記しておく。

また、震災後の4月15日に日本学術会議東日本大震災対策委員会は、「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」と題する緊急提言を行った。ここには学術におけるエスタブリッシュメントの立場からの、「災害とジェンダー」に関する視点が要約されていると考えてよいだろう。内容は、1. 救済・支援・復興等の意思決定をおこなう機関(対策本部等)及び機会(避難所の運営、町内会での対応等)における男女共同参画の徹底、2. 女性や子どもに対する暴力(性的暴力を含む)への対応(相談窓口の周知、人員の配置等)、3. ジェンダー・センシティブな視点による実態調査や、復興過程における男女共同参画の実現に資する調査研究の振興、などである。

このほか、日本学術会議は2011年6月11日にシンポジウム「災害・復興と男女共同参画」を開催しており、シンポジウムの場では、問題提起に始まり、現地からの報告やさまざまな取り組みの紹介、多角的な視点からのディスカッション等がなされた。

ジェンダーまたは男女共同参画に関しては、これらいくつかの動きがあるが、他方セクシュアル・マイノリティに関しては、管見の限りでは、学術研究の領域でも言及はきわめて少ないことを申し添える。

## (3)民間の取り組み

日本における「災害とジェンダー」の問題への取り

1 <http://www.gender.go.jp/sekai-kaigi/initiative.html>

2 <http://www.gender.go.jp/saigai.html>

3 <http://j-kaikan.jp/help/>

4 <http://genderdisaster.net/>

5 <http://www.scj.go.jp/ja/info/jishin/pdf/t-110415.pdf>

組みは、上で述べたように、阪神・淡路の際の反省を踏まえて出発しているところがある。そのような反省の中から生まれてきたのが、「ウィメンズネット・こうべ」の「災害と女性」情報ネットワークである。同ネットワークのサイト<sup>6</sup>では、避難所・仮設住宅で必要な対応、女性に対する暴力への対策、労働、高齢者や障害者、外国人女性など、幅広い問題を扱っている。また、「マイノリティ」の項目で「性的マイノリティへの偏見をなくす」という課題があげられていることにも注目したい。

追加して、今回の震災後の取り組みをいくつか紹介する。もっとも早くからあった動きとしては、マサキチトセ (cMasak) 氏の呼びかけによる、「被災地のLGBTが望むこと」サイト<sup>7</sup>の構築があげられる。マサキ氏はTwitterで3月11日から震災後のセクシュアル・マイノリティに関する呼びかけを始めており、この情報集約サイトも同日中に作成されたものである。震災直後は、ほとんど東北在住のセクシュアル・マイノリティの参加はなかったようであるが、3月後半に入ってから当事者団体からの書き込みなども出てきはじめているのがわかる。また、マサキ氏のまとめをふまえて、「共生社会をつくる」セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク<sup>8</sup>が要望書を作成し、3月17日に内閣官房長官宛てに提出している。

このほか、日本助産師会岩手県支部が3月19日に出した、被災地の女性および避難所運営者へ向けて出された「お願い」の文書<sup>9</sup>がある。この文書では、災害直後の過酷な状況の中でいかに女性の安全や尊厳を守るかについて、必要な配慮と対応が列挙されている。

## 2 「災害とジェンダー／セクシュアリティ」の問題構成

「災害とジェンダー／セクシュアリティ」の問題構成は、大まかには以下のように整理できる。

- (1) 防災計画におけるジェンダー／セクシュアリティに関する視点の組み込み
- (2) 災害発生からその後にいたる過程での対応の整備 (直接的被害の軽減、避難所生活の適正化、等)
- (3) 復興過程および復興計画への参画
- (4) 原子力災害をめぐる対応 (短期的リスクの検証、避難・災害地域での生活課題、等)
- (5) メディア報道の適正化
- (6) その他

順を追って簡単に検討していく。なお、(6)については雑多なものの寄せ集めになるので、ここでは割愛する。

### (1) 防災計画におけるジェンダー／セクシュアリティに関する視点の組み込み

避難所生活をする上で女性が必要な設備や備品に不足があるのは、もちろん平常時に備えがされていないためである。緊急時に女性の避難所運営リーダーがいないのは、常日頃から女性がリーダーシップを取る機会が与えられておらず、また必要な訓練を受けていないためでもある。

平常時の不平等や視点の欠如が、災害等の緊急時には拡大される傾向がある。後に述べるような、性別分業の拡大・強化や性暴力の増加、復興過程・計画立案からの女性の排除、などである。さまざまな不利益が生じることを防ぐためには、国や各自自治体での災害対応にジェンダー／セクシュアリティの視点を取り入れることが、絶対に必要である。自治体の対応としては、緊急時に必要な物資の検討や設備の確保、防災対応部局への女性職員の配置、およびそれとともなう訓練機会の提供、等が考えられる。(前提として、女性正規職員の一定割合以上の採用も当然ながら必要である。)

### (2) 災害発生からその後にいたる過程での対応の整備

災害後の短期的な問題として、たとえば阪神・淡路大震災の死者は多くが圧死であったが、その中に高齢女性が多数含まれていることが報告されている。これは主に住居の問題 (年金生活者が多く、収入が低いため、家賃が安い、老朽化した住宅に居住していた) とされている。

今回の震災でも、たとえばもりおか女性センターの調べでは、岩手県の男女別・年齢別の死者は、60代以上で女性の被害が多い。特に80代以上での被害が目立つ。ただし、今回は水死 (津波被害) が多いため、阪神・淡路とは原因が異なる<sup>9</sup>。この問題については、まだ詳細が判明しておらず、今後も調査・研究が必要と思われる。

災害直後の被害の性差のほか、短期的・中期的には避難所生活や緊急時の医療・物資の確保の問題がある。「着替えのためのスペースがない」「授乳スペース

6 <http://homepage2.nifty.com/bousai/index.html>

7 [http://w.livedoor.jp/saigai\\_lgbt/](http://w.livedoor.jp/saigai_lgbt/)

8 [http://www.midwife.or.jp/pdf/saigai/hisaichi\\_josei.pdf](http://www.midwife.or.jp/pdf/saigai/hisaichi_josei.pdf)

9 パネルディスカッション「2011.3.11に向けて～災害復興における男女共同参画センターの取り組み」(於・福島県男女共生センター、2012年2月8日)における同センター館長田端八重子の報告から。

がない」「女性向けの物資（生理用品、下着等）がない」といった声は、大規模災害の度に耳にする。要望を出そうにも、避難所運営者が男性で、希望を言い出しにくい、ということも指摘されている。

性暴力・性被害が被災直後より拡大することも指摘される。それまで住んでいた家を失った場合にそれは顕著である。避難所の間仕切りのなさや男女別トイレ、更衣室の不備なども、レイプやのぞきなどのさまざまなレベルの被害原因となっていると思われる。

避難生活が続く中で、医療の中断も大きな問題となった。ゲイ男性にはHIV感染者もいるが、発症を抑制する薬の手持ちがなくなることも見られたという。カミングアウトしていない場合は、薬をもらいに医者に行くことがアウトティング（自らの意思に反して性的指向を他者に知られてしまうこと）にもつながる。また性同一性障害者でホルモン投与を受けている場合、医師の多忙化で治療が途絶える危険が出ていたという報告がある<sup>10</sup>。（性分化疾患で同種の治療を受けている場合も同様である。）

なお、今回は研究時期の関係から、長期化に伴う問題を十分検討できなかった。今後の課題としたい。

ここで取りあげた問題群に対しては、(1)で述べたような平常時の計画や準備が重要であることに加え、これまでの経験の蓄積を元にした、適切な時機における介入が必要である。

### (3)復興過程および復興計画への参画

災害時には性別分業が強化される傾向がある。復興の過程では、女性の役割が家族のケアへ向けられるのに対して、男性の労働力は有償労働へ向けられることが多い。土砂災害や地震、津波、洪水などのあとには、一定程度土木・建築事業での労働力需要があるが、その際に労働力として用いられるのは主に男性である。既婚・未婚を問わず女性の就労率が高い地域でも、広域の災害後、女性がつける仕事が公共事業として作り出されることは多くない。結果として、女性の経済力は相対的に低下してしまう。このため、特にシングルマザーの経済的状況は悪化しがちである。

復興計画の策定のジェンダー・バランスの悪さも、このことに拍車をかけていると思われる。実際、福島県復興ビジョン検討委員会の構成を見ても、女性の委員は1名であり、復興過程への女性の参画も十分ではない。

### (4)原子力災害をめぐる諸問題

今回の震災の特徴は、規模の大きさ、被害地域の範囲の広さに加えて、原子力災害というわたしたちが未経験の出来事が現実のものとなったことにある。国の不適切な対応や、自治体、住民の放射線に対する知識の欠如などから、高リスク層（年少の子ども、妊婦等）の被曝が拡大したことは、今回の最大の被害の一つとして数えられるだろう。

放射性物質の拡散は、広域避難とその長期化を招いたが、ここで浮上したのが「母子避難」の問題である。低線量でもリスクを考えて子どもを避難させたい場合、成人がつきそう必要が出てくる。現実には多くの場合、女性（母親）が子どもと共に避難している。この場合、女性が職やキャリア、社会関係を中断・放棄することにつながる。男性は福島県内にとどまり、有償労働に従事する。居住は分離するが、結果的に「男性は労働、女性は家事・育児」という伝統的性別分業の強化になってしまう。

またこうした傾向が、反原発／脱原発運動の中の母性志向と結びつくことも、頻繁に見られる。「子どもの命のために」というスローガンのもと、母＝女性が自らを犠牲にするのが当然であるという言説は、姿をさまざまに変えながら、戦後の反核運動から今日まで、常に力を持ち続けているのである。

### (5)メディア報道の適正化

メディア報道は、ここまで述べてきたことを、しばしば拡大し再生産する。上で述べた「子どもの命のために」というフレーズは、メディア報道のフレームに乗りやすいものであるため、あたかもその視点に何の批判もないかのように報道の中で繰り返され、人びとの間に浸透していく。報道の中で女性を「被害者」としてのみ取り扱う傾向も、しばしば指摘される。

被災地の取材に当たる報道関係者に男性が多く、女性が抱えている問題をうまく取材できないこともあり得る。ジェンダー／セクシュアリティについては、現実を見つめる側に問題を発見しようという視点がないと見えてこないものも多い。結果的に、ここまで述べてきたようなさまざまな問題点を、「些細なこと」「周辺のなこと」などとして、報道から切り捨ててしまう傾向もある。

10 小澤かおるのヒアリング報告による。  
<http://rainbowaid.jp/hearing.pdf>

## II 福島県内大規模避難所女性専用スペース支援参加報告 (小澤)<sup>11</sup>

### 1 避難所「ビッグパレット」の女性専用スペースへの支援

ビッグパレットふくしま<sup>12</sup>には、2011年3月16日から富岡町、川内村の人々の原発避難のための福島県設置の避難所となり、当初は3000人近い人々がここで暮らした。福島県内の避難所としては最大規模のものである。

筆者が支援に入った4月末から5月初頭には、富岡町1200人ほど、川内村その他400人ほどとなっていた。このころに借り上げアパートへの入居が始まり、7月頭には一部の仮設住宅も竣工し、両町村合わせて600人ほどとなった。

人々が当初居住したのは、展示施設の廊下部分で、ここに世帯ごとに場所を与えられ、各世帯がダンボールで仕切りを作って居場所を確保した。奥まった壁際、コンセントのあるところなどが「有利な場所」となり、入所時には競争状態になったようである。

広い屋内展示スペースはA、B、Cの3スペースに分けられており、Bスペースには4月下旬に紙管と布を用いた「モデル仕切り」が導入され、廊下部分から希望者が移動した。Aスペースは支援物資倉庫とキッズスペース、Cスペースは県庁、ボランティアセンター（5月1日発足）、各種公的施設の出張所や相談所などが設けられた。

Bスペースの隅には楽屋などに用いられる小部屋があった。全く窓のない2部屋続きの空間で2Kのマンション程度の広さがあり、流し台と電気コンロが設置されていた。ここが4月中旬に「女性専用スペース」のために確保されて福島県男女共生センターの職員が日常業務の傍ら担当することとなった。県庁チームのヒアリングの結果、女性利用者から「着替えの場所」その他がないことが判明し、福島県下の超党派の議員と各種社会活動団体による申し入れに県が応えたものである。5月上旬からは、男女共生センターの呼びかけに応えた郡山市婦人団体協議会、女性の自立を支援する会、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島の3団体が交替でこのスペースに詰めることとなった。

筆者ともうひとりの女子大学院生は、要請に応じて、ゴールデンウィーク中に女性専用スペースに詰める人員ということで、4月29日から5月8日の日程で支援に入った。間に2日の休みがあり、のべ6日間の

支援であった。一部の日程で上記3団体の支援者と重なり、お話しする機会を得た。

支援内容は、広範なジェンダー・センシティブな感覚を要する「お留守番」とでもいうようなものであった。婦人団体協議会の方々が詰めるようになって、このスペースは「明るい雰囲気を作り出す場」から「実際に明るい場」に変容した実感がある。シビアな相談がある人にとってはそれは必ずしもよい雰囲気ではなかったが、いくつかの組織が日替わりで関わることによって、はっきりと「明るい場」である時間帯とそうでない時間帯が作り出され、利用者はニーズによって訪れる曜日や時刻を変えていたという話も聞いた。

具体的な業務としては、基本的には、利用者女性との会話、茶菓の提供、ドライヤーや更衣室使用の対応などが主なもので、このほかに臨機応変な細かい作業が加わった。不足の物資、何か問題があるケースなどに遭遇した場合は、日報に記載したうえで県男女共生センターや県庁の判断を仰いでいた。

### 2 女性専用スペースを支えた3団体

女性専用スペースを運営するにあたっては、郡山市の活動団体のうち、その業務につくことを申し出た団体、県や県男女共生センターから打診のあった団体などから、最終的に3団体が交替でその任に当たることとなった。

郡山市婦人団体協議会は、郡山市の婦人会の会長たちが組織している会である。日常的にはそれぞれの居住地域で公民館を足場として、地域に密着した活動を行なっている。活動そのものは、高齢化も進み、女性の就労が増えて人手が少ないなどの問題を抱えている。婦人会の活動家は、かつては子どもがある程度手の離れた専業主婦であった期間も長かったが、昨今は就業中は休日の活動のみに加わり、退職したのちに平日の活動に加わる女性もいるなど、参加形態も多様になっている。

今回の女性専用スペースの活動は、郡山市での彼女たちの日常活動をそのまま実践したものであった<sup>13</sup>。スペースのテーブルの上には様々な手芸・工作の成果が並び、「このままでは包丁の持ち方を忘れてしまう」という利用者の声をすばやく拾い上げて、「料理会」を企画、実践した。この料理会は、第1回は女性限定であったものの、退職した男性たちの羨望の視線

11 小澤の報告書は、紙幅の関係で圧縮したものを収録する。

12 <http://www.big-palette.jp/>

13 小林清美「福島県ビッグパレットにおける女性専用スペースの運営に関わって」2011年 (PDF) <http://www.scj.go.jp/ja/event/houkoku/pdf/230611-houkoku5.pdf> pp. 1-3

に遭い、第2回は男性も参加可能となった。作りたいメニューを参加予定者から募集し、その中から当日のメニューを決定、婦人会で材料は用意するが「口や手は出さない」こととした。

婦人会の人々の目指しているのは、つまりは「よりよい日常」であった。婦人会の人たちは、郡山の成人女性たちにとっては合規範的な、理想に近いようなありかたを具現している。そしてそれは富岡町や川内村でも通用する女性の理想的なあり方であるようだ。浜通りと中通りという地域の違いや、なにより被災者と支援者という立場の違いがありながらも、利用者から親しみをもってもらえているようであった。こうした状況は、他の2団体とはあきらかに異なるものであった。

女性の自立を支援する会は、DVなど暴力の被害を被った女性を支援する組織で、女性への暴力に関する学習会の受講者が中心となって立ち上げられた。相談の受付や離婚裁判支援、普及啓発のための支援者養成講座の企画運営などを行っている。郡山市でのDVなどの被害相談ではカバーできない部分を、この会が積極的に埋めている。

災害のあと、避難所などでも女性への暴力が起こることは認識しており、支援についてはその相談や対処を行なうものと覚悟してのものだった。「明るく楽しい女性専用スペース」は、その点ではこの会の当初の目論見とは異なっていた。しかし彼女たちは避難所での支援を行なう中で、利用者の女性たちの「居場所」が必要であることを痛感し、「ほっとカフェ」という女性のお茶会を行なうようになった。仮設住宅や借上げ住宅に利用者が入居して分散するようになってからは特にそれが重要とみなし、県男女共生センターの支援事業に採択されて、仮設住宅の集会所などで定期的にお茶会を開いている。このお茶会には男性の参加者（一人暮らしの年配の男性たち）もいた。

本来の相談業務であるが、避難所利用者からの直接の相談や事件の処理などはなかったものの、そこに常駐していたことから郡山近辺での相談が持ち込まれたり、サバイバーの会員が支援に入って活動することでエンパワメントになったり、暴力まではいかないネガティブな問題についても話す利用者が数人できるなど、成果は上がっている。のちには県内を対象とする電話相談も、開設する運びとなった。

3つ目のしんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島は、子どもが小さいメンバーも積極的に活動に加わっており、年齢幅が広い印象を持った。またメンバーには必

ず子どもがいるため、利用者が育児や子どもの進学の話などをしやすいとも言われていた。ただし、多くの場合子どもがまだ幼く家族規模も小さいため、決まった曜日に必ず入ることも難しく、それにより、複数の団体が一緒に勤務についている状態も生まれ、期せずしてこのスペースの雰囲気が多様なものにする効果もあった。避難所は長く続くところではないので、一定の雰囲気を保つことにはあまり意味がなく、むしろその場の利用者のニーズに合わせた臨機応変の対応が必要となる。そして利用者のニーズは一様ではないのである。

### 3 問題と対応

主に5月初頭に筆者らが問題視していた点と、対応について記す。

#### (1)利用者の少なさと固定化——「周知する」とは

1000人以上の人が暮らし、その半数ほどは女性であるとするれば、スペースを利用できる人は500人を超えるだろう。しかし実際はそうはいかなかった。利用者の暮らしている仕切りを回って声をかけるのが順当なのだろうが、人数が少なくそれができなかった（のちに婦人団体協議会では手芸の成果物を配りながらの周知を行なったと聞く）。

「女性専用スペース」の存在自体が知られていないのではということで、ポスターをすべての女性トイレに貼った。同時に、県の女性相談やパープルダイヤルなどのカード型の情宣材料も、トイレの個室内に設置した。利用者は漸進的には増加したものの、大きな増加は見られなかった。

利用者の少なさは周知の問題だけではなく、スペースそれ自体が、利用者の多くの動線から外れたところにあることも関係していると思われた。脚に自信のない高齢者の利用も少なく、動線から外れたところにあるため、何かの帰りにちょっと寄るといふ言い訳が立たない。一部の人にとって、女性専用スペースに行くことは、「家族の手前難しい」ものでもあったようである。

また、キッズスペースとの競合も考えられた。前述のAスペースの奥に、小さな子どもが遊べる場所と中高生の勉強スペースが設置されていたが、小さな子どもは必ず保護者が付き添う決まりになっており、従って小さい子どものある若い母親たちは女性専用スペースにはなかなか現れなかった。

利用者が多いことがよいことなのか、リピーターが

増えるのがよいことなのか。利用者の一部とスタッフの間でラポールが形成されると、利用者の中での一種の差別化が起り、集团的な力関係が生ずるようであった。あるグループの人がやってくると別のグループの人が来ない、というようなことが起こるのである。「くつろげる場」であれば、誰であれいつ来てもよく、追い出されることがなく満足するまでいられる、というのは要件かもしれないが、どの人にとってもそれが保証される状況にはならないのである。運営側も、スペースが周知されるということと、イコール来訪者の人数の増加と捉えすぎていたきらいがある。

#### (2) 流し台があるということ——性別役割分業

女性専用スペースが発足するまでのしばらくの間は、室内の流し台は男女ともに利用していた。スペースが発足し、茶菓の提供を業務の一部としたが、流し台がそこにある、ということでその名目が保たれた面もある。なぜなら、茶菓の提供は、避難所に住んでいる利用者による喫茶部「さくら」「つつじ」と競合していたからである。

喫茶部の人々は、荷物を女性専用スペース内に置き、スペースが無人になるときにそれとなく気づかせてくださり、湯を沸かしたり食器を洗うためにスペースを利用していた。むろん女性だけが来ていた。また、女性しか入れなくなったために流し台を使えなくなった男性利用者の食器洗いなどを、喫茶部を含む女性利用者やスタッフが引き受けることもあった。まったく偶然から発したとはいえ、これは性別役割分業の固定化そのものであった。公的な場所としては決して好ましいことではない。他の避難所では、男性は有給の瓦礫処理、女性は無給の食事作り、といった分業が固定化されたところがあり、これも問題とされている<sup>14</sup>。実際、男性は力仕事、女性は食器を持って行き来をする、という風景も見られた。

#### (3) 運動団体のパワーポリティクス

ボランティアセンター（おだがいさまセンター）の立ち上げ時にも、女性専用スペースでの輪番制決定の前後にも、いくつかの団体が競ったりかけひきを行なう状況が垣間見られた。複数の団体が対等に業務を割り振るといふより、どこかの団体が統括したり業務を一手に引き受けることを好む動きがあるように見えた。

ひとつには、状況が流動的な中での「乗り遅れ」を恐れる状況があっただろう。このような現象はすでに宮地が「支援競争と共感競争」という言い方で阪神淡路大震災の際に見られたことを指摘している<sup>15</sup>。また、商都と呼ばれこそすれ、地方都市である郡山という土地の人間関係の規模の小ささも、こうしたポリティクスには関わってくると思われる<sup>16</sup>。

#### (4) 「女性」団体の性格の違い

おおざっぱに言えば、上記3団体のうち、婦人団体協議会と後者2団体とは「テイスト」が異なっていた。後者2団体はジェンダーセンシティブな問題に素早く気づき、対応も的確であった。女性に対する暴力や、災害にともなう社会経済的困難を、利用者も多かれ少なかれ知っており、現在進行形でそれを体験している人々もあった。しかしスペースでは常時問題が発生するわけではない。利用者が喜んで通うのは前者であった。前者が提供するような娯楽は多くの利用者が日常的に望み、後者2団体のような視点は「いざという時」のために常にあらねばならないが、日常的には「見えない／見たくない」問題なのである。

しかしおそらくそれだけではない。従来の地域社会とともに歩んできたコンサヴァティヴな婦人会と対比して、フェミニズムとともにある自立の会やしんぐるまざあず・ふぉーらむは、おそらく多くの利用者からラディカルに見えたと思われる。

世間に脱原発や反原発などの意見表明があることや、郡山市内でもそうした動きがあることは、当時から報道されていた。スペース利用者とまれにそうした話になったとき、推進派を保守系、反／脱原発派を革新系という理解がしばしば見られた。政治的な保守／革新と、コンサヴァティヴ／ラディカル、原発推進／反・脱原発という二項対立が重なり合うのである。実証は困難だが、フェミニズムの匂いがある自立の会やシングルマザーズは、そうした図式的な理解によって距離を置かれていた可能性は大きいと考える。

15 宮地高子『震災トラウマと復興ストレス』岩波書店、2011年、pp. 28-29。

16 ビッグパレット支援における様々な運動体のパワーポリティクスについては、須永将史、「大規模避難所の役割——ビッグパレットふくしまにおける支援体制の構築」、開沼・山下編著、『「原発避難」論』、明石書店、2012年、で詳説されている。

14 田端八重子による報告、2011.09.11.、国際ジェンダー学会。

## 5. まとめと今後の展望

阪神淡路大震災のさまざまな経験から、災害時にジェンダーの問題が浮上することや、女性に対する暴力が増加したりすることは、行政や運動、学術レベルですでに明らかにされてきている。阪神淡路のときはほとんどなかったメディア報道も、その後の経過の中で見られるようになり、その点では状況は徐々に改善されつつあるといえる。

今回も震災直後から、女性に対する暴力や女性が被害を被りやすいことなどがネットなどで注意喚起された。しかし同時に、これが「ネットのデマ」のひとつとして攻撃されることもあった<sup>17</sup>。

避難所における女性（および子どもや性的少数者）の問題が不可視化される状況は、行政レベルでも見られた。

ネガティブな問題の不可視化は、メディアのみならず、避難所の日常にも見られる。女性専用コーナーには女性への暴力などに関するフライヤーが並べられているが、これを見る利用者はまれである。

支配、暴力、抑圧の問題も含め、避難所で起こる、あるいは起こると想定される問題の多くは、災害によって初めてもたらされるのではなく、平時にすでにみられ、解決されぬままにあったことの顕在化である。災害をめぐるジェンダー／セクシュアリティの問題は現在、各地で開催されているシンポジウム等<sup>18</sup>で現場からの報告が多数出てきており、今後さらなる経験の共有と対策のためのネットワーキングが進むものと期待される。

17 ネット上のデマについては、荻上チキ『検証 東日本大震災の流言・デマ』、光文社、2011年、pp. 67-70。

18 たとえば、レインボー・アクション主催、「被災とジェンダー／セクシュアリティ～緊急時、見落とされがちな視点を今後活かすために」、2011年9月24日、など。

## ジェンダー視点からの災害・復興に関する総合的調査研究



千葉悦子、加藤眞義、坂本 恵、高橋 準、丹波史紀、橋本摂子(社会・歴史学系)  
鈴木裕美子(健康・運動学系)、二瓶由美子(桜の聖母短期大学)

### 【研究の概要】

「災害とジェンダー」の問題は、国の行動計画の中でも取り上げられているが、具体的な取り組みがほとんど進まないまま、今回の震災を迎えるに到った。未曾有の大災害となった東日本大震災への対応を通して、課題を整理し、情報収集および可能な限りでの対策を試みた。

### 【課題の整理】

「災害とジェンダー」の問題は、以下のように整理できる。

- (1) 防災計画におけるジェンダー・セクシュアリティに関する視点の組み込み
- (2) 災害発生からその後にいる過程での対応の整備(直接的被害の軽減、避難所生活の適正化、等)
- (3) 復興計画への参画
- (4) 原子力災害をめぐる対応(短期的リスクの検証、避難・災害地域の生活課題、等)
- (5) その他

### 【研究成果】

研究領域が多岐にわたるため、郡山市ビッグパレット避難所における女性専用スペース(写真)の設置にしぼって紹介する。同避難所は県内最大規模の一次避難所の一つであり、ピーク時は1600人程度を収容した。

ここに設けられた女性専用スペースは、5月上旬以降、相談・物品の貸与・憩いのスペース



提供など、多岐にわたる対応を、主に県内3団体のボランティアが中心になって行ってきた。本研究プロジェクトでは、避難所視察、県男女共生センタースタッフからのヒアリング、運営ボランティアの報告会開催を行った。(ほか、要請に応じて物資提供も。)以下に、研究プロジェクトで得た知見を列挙する。

①同スペースは、避難所全体の運営に女性が不在という状況下で、限定的にはあるが、女性固有のニーズを把握し、問題へ対応する機能を担った。②専用スペースでのスタッフの対応は、広範な問題群に対するジェンダー・センシティブな感覚(および知識)が必要とされる。③対応する団体の性格によって、来室者や来室目的が変化する。④他の 이슈、特に今回はキッズスペースとの競合が見られた(幼い子どもを持つ母親が来室できない)。場合によっては複合的な対応をするスペース、ないしは企画が必要になる。※なお本研究にあたっては、運営ボランティアをつとめた小澤かおる氏(首都大学東京大学院博士課程)の多大なるご協力を得た。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 放射能汚染が及ぼす「生活リスク」に関する研究 ～小中学校および保護者の意識・行動調査を中心に～

研究代表者 社会・歴史学系 西崎 伸子

## 1. 調査研究の問題設定と目的および方法

### 【問題設定】

福島第一原子力発電所の水素爆発および、その後の放射性物質の外部流出が、今後長期的な環境汚染を及ぼすことは明らかであり、また、それにとともなう健康被害が生じる危険性も高まっている。しかし、2011年3月12日に最初の水素爆発が生じて以降、放射性物質による短・中・長期的な影響について、福島県民が解釈可能な内容で与えられる情報は極端に少なく、県民の多くは不安な生活をおくらざるを得ない状況におかれている。

また、国・県・自治体が決定する、さまざまな基準、規制および解除、あるいは放置が、地域社会に暮らす人々の十分な理解と合意形成がないまま進められ、個人や地域社会に多くの混乱を引き起こしてきた。

本研究の目的は、福島第一原発事故による放射能汚染が及ぼす生活リスクへの対応について、地域社会に及ぼす影響の実態を、聞き取り調査および参与観察によって明らかにし、記録したうえで、今後想定される社会変容を理解するための基礎資料を得ることである。

## 2. 調査研究組織

### <研究代表者>

社会・歴史学系 西崎 伸子

### <研究分担者>

法律・政治学系 中川 伸二

外国語・外国文化学系 照沼かほる

社会・歴史学系 菊地 芳朗

社会・歴史学系 丹波 史紀

## 3. 経過や結果

### 経過①小中学校および園の対応の経緯のまとめと分析

福島市内の小中学校数校および保育園の放射能関連対応に関する事項を時系列的に整理した。

さらに、福島市内の小中学校を事例にして、学校、PTA、保護者などアクター別の行動について記録し

た。

### 経過②福島市内の保育園および小学校と連携した調査および実践の実施

上記の調査をおこなうなかで、園および学校などの現場があらゆる判断を委ねられている状況にあり、前例のない事態に多くの組織が、判断を保留したり、手探りで意思決定をしなければならない状況におかれていることが明らかになった。

そこで、本プロジェクトでは、福島市内の小中学校および保育園と連携して、校庭の土壌検査を実施し、今後の対策について判断するための材料提供をおこなった。また、福島市内の保育園1か所については、除染活動に参加しながら、保育園としての対策や保護者からの要望について意見交換をおこなった。

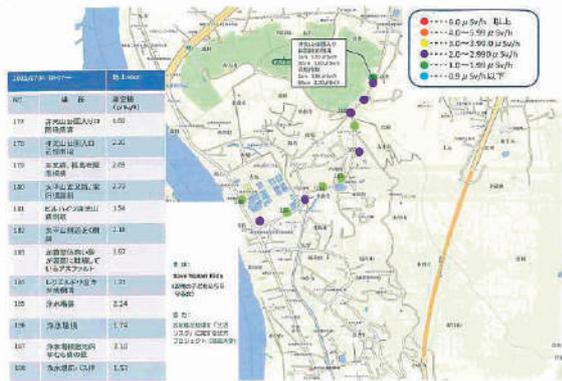
### 経過③市民団体と連携した活動

市民団体の活動に参加し、放射線量マップ作成に携わった。福島市内でも線量の高い渡利地域で設立された市民団体「Save Watari Kids」は、小・中学校の保護者有志が集まったグループで、今年度5月に結成され、福島市への要望に関する話し合い、子どもたちの通学路の線量測定などの活動をおこなっている。また、線量測定の結果を広く住民に知らせるために、放射線量マップを作成した。作成した地図は、保護者等に配布し、自治体への要望書と一緒に提出された。本プロジェクトでは、線量マップの印刷の協力をおこなった（資料①）。

### 資料①表面



裏面



経過④保養旅行企画のニーズ調査と実施

市民団体が主催するイベントにおいて、保養企画のニーズ調査をおこなった。ニーズをとりまとめ、市民団体のメーリングリストに還元するとともに、受け入れ先のひとつ「千葉県鴨川市大山支援村」と連携して、ニーズに対応した保養企画を試行的に実施した。

千葉県鴨川市大山支援村は、鴨川市旧大山小学校の校舎（廃校）を利用して、東北地方太平洋沖地震の被災者を受け入れようと、震災直後の3月17日から地元の方々が協働して運営している。

今回は、福島大学災害復興研究所と千葉県鴨川市大山支援村が連携しながら、放射線の影響を危惧する保護者および子どもたちの保養旅行企画「鴨川ほっこりツアー in 千葉」を計画し、6月18日-19日に実施した。参加者は、福島市内から保護者と子どもをあわせて35名であった（写真②）。この企画については、報告書を作成しており、今後の協力の継続を検討している（11月初旬に第二弾を実施した）。また、保養プロジェクトを軌道に乗せる方策を福島県生活協同組合連合会と協議し、12月から本格的な実施をおこなっている。



写真② 旧大山小学校、3.11以降は鴨川市大山支援村として利用された。

結果⑤外部者への情報発信

調査および実践できらかになったことを、研究会やシンポジウムにおいて発表をした。以下は、メンバーによる情報発信の一部である。

2011年5月7日 「東日本大震災からの創造的な復興に向けて：研究者は何ができるか」研究会発表 於：東京大学 駒場キャンパス

2011年6月13日 「放射能汚染と子どもたちの生活—福島からの報告」於：関西学院大学東京丸の内キャンパス

2011年7月13日 福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト緊急報告会・基調講演「福島県における子どもたちの状況報告と対策—地域社会と不安のあいだで」於：宇都宮大学峰キャンパス

2011年7月24日 明治学院大学国際平和研究所研究会「なぜ子どもを避難させないのか：福島第一原発事故にともなう「外」からの声、「内」からの声」於：明治学院大学白金キャンパス

2011年7月25日 明治学院大学「平和学」授業 「福島第一原発事故以降の子どもたちの生活環境」於：明治学院大学戸塚校舎

5. まとめと今後の展望

放射性物質の子どもの健康への影響については、専門家の間でも意見がわかれている。本来であれば、原子力に依存したエネルギー政策を推進してきた政府を筆頭に、県や自治体などの行政が、住民の意見を聞きながら、緊急事態に応じた対応策を講じるべきであった。しかし、正常性バイアスがはたらき、権限のある組織が、判断や決定を遅らしたために、放射能に関して素人である一般市民に、判断を委ねられる事態になった。

健康リスクが高いといわれる乳幼児や子どもを対象とした今回の研究報告は、分析途中のものだが、園・小学校で、震災以降から今夏にかけて混乱を招いたおもな原因として、1)放射能の影響について、詳細なモニタリングおよび、政府の見解が示されない段階で、県や自治体が、通常通りの教育活動を始めたこ

と、2)放射線対策に関して、政府、県の判断が遅く、結果として自治体ごとに対応の差やばらつきがでたこと、3)保護者に対して、解釈可能な情報提供が十分になされなかったこと、4)放射能の影響に関する考え方は、保護者においても個人差が大きく、屋外活動の是非、窓の開閉の是非、プール授業の是非などあらゆる保育・教育活動に関して、園・学校と保護者間での合意形成が難しい状況が生じていたことなどが考えられる。

現在(10月上旬)も、放射能汚染をめぐって園・学校の状況は刻々と変化している。今回、結果で示した、①については、調査結果をまとめると同時に継続調査を実施予定である。②④は秋以降に他大学と連携

を検討しながらプロジェクトを本格始動させる予定である。③についても継続予定である。④については、外部からの要望が多数あることから、今後も研究に関連した報告および情報交換を実施する予定である。今後は、これまでの調査研究の結果を分析するとともに、調査研究だけでなく、県内外の支援団体及び県内の各地域と連携しながら、実践活動及び研究を進めていきたい。

注) 調査結果の詳細な公表については、放射能汚染をめぐるセンシティブな社会状況があることから、慎重におこないたいと考えている。

# 放射能汚染が及ぼす「生活リスク」に関する研究 ～小中学校および保護者の意識・行動調査を中心に～



西崎伸子、菊地芳朗、丹波史紀（社会・歴史学系）  
照沼かほる（外国語・外国文化学系）、中川伸二（法律・政治学系）

## 【問題意識と概要】

福島第一原子力発電所の水素爆発および、その後の放射能物質の外部流出が、今後長期的な環境汚染を及ぼすことは明らかである。しかし、3月12日以降、放射能物質による短・中・長期的な影響について、福島県民が解釈可能な内容で与えられる情報は極端に少なく、県民の多くは不安な生活をおくらざるを得ない状況におかれている。また、国（県）が決定する、さまざまな基準、規制および解除、あるいは放置が、地域社会に暮らす人々の十分な理解と合意形成がないまま進められ、個人や地域社会に多くの混乱を引き起こしている。

## 【目的と方法】

福島第一原発事故による放射能汚染が及ぼす「生活リスク」への対応について、地域社会に及ぼす影響の実態を、フィールドワークによって明らかにし、記録したうえで、今後想定される社会変容を理解するための基礎資料を得ることである。

## 【結果と経過】

### 結果①子どものリスク回避が軽視される経緯のとりまとめ・分析

\* 福島市内の小中学校数校および保育園の放射能関連対応に関する参与観察結果を時系列的に整理した。  
(データ公表に関しては慎重さを要するために今後検討する。)

\* 市民イベントへの参加、協力  
2011年5月29日市民団体主催「さよなら放射能まつり」参加  
2011年7月17日市民団体主催「生活村」参加  
2011年7月25日福島乳幼児・妊産婦ニーズ対応プロジェクト主催のママ茶会への参加  
2011年7月下旬 地域と連携した放射能汚染マップの作成・配布

### 結果②「保育園・学校と連携した調査の実施」

\* 土壌調査の実施(福島市内小学校&保育園との連携)  
\* 除染の実施(福島市内保育園との連携)  
(データ公表に関しては慎重さを要するために今後検討する。)

### 結果③ 市民団体と連携した活動



### 結果④「保養企画のニーズ調査と実施」

千葉県鴨川市大山支援村との連携により、保養企画第一弾を実施し、今後のニーズについて、聞き取り調査をおこなった。  
(データ公表に関しては慎重さを要するために今後検討する。)

### 結果⑤外部者への情報発信

2011年5月7日「東日本大震災からの創造的な復興に向けて:研究者は何かできるか」研究会発表 於:東京大学駒場キャンパス  
2011年6月13日「放射能汚染と子どもたちの生活ー福島からの報告」於:関西学院大学 東京丸の内キャンパス  
2011年7月13日福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト緊急報告会・基調講演「福島県における子どもたちの状況報告と対策ー地域社会と不安のあいだで」於:宇都宮大学峰キャンパス  
2011年7月24日明治学院大学国際平和研究所研究会「なぜ子どもを避難させないのか:福島第一原発事故にともなう「外」からの声、「内」からの声」於:明治学院大学白金校舎  
2011年7月25日明治学院大学「平和学」授業  
「福島第一原発事故以降の子どもたちの生活環境」於:明治学院大学戸塚校舎

\* その他多数

## 【まとめと今後の展望】

- 放射能汚染をめぐる園・小中学校の状況は、刻々と変化している。
- 今後は、これまでの調査研究の結果を分析するとともに、調査研究だけでなく、地域と連携しながら、いかに実践活動を進めていくのかという課題にとりくみたい。
- 調査結果の公表については、センシティブな問題であり、慎重におこないたい。
- 結果で示した、①については継続調査を実施予定。②④は秋以降に他大学との連携を検討しながら、プロジェクトを本格始動させる。③についても継続予定。④については、外部からの要望が多数あることから、今後も研究に関連した報告および情報交換を実施する予定である。

## 【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 災害時における国境を越えた支援体制の構築と その効果に関する実証研究

～日独協会・独日協会の実践活動を中心にして～

研究代表者 経済学系 森 良次

## 1. 調査研究の目的

自然災害後の復興支援には様々な形態が考えられるが、復興支援が単なるインフラストラクチャーの再整備に留まらず、地域経済の再生や人々の生活再建、メンタルケア等多くのニーズが存在する上、そのすべてを政府の一元的な管理のもとで実施することが不可能な以上、社会の多様な団体や個人が、それぞれの立場や財政力、人的支援等を活用しながら、復興支援に関わることが求められている。復興支援は、担い手やその内容が多様であればある程、より早く、効果的である。

阪神淡路大震災以来、災害後の復興支援に関わる主体として、各地のボランティアセンターなど、多様な組織が生まれている。今回の震災・放射能汚染からの復興においても、こうした主体の重要性はさらに高まるであろう。また、これまで、復旧支援やボランティアをその本来的な目的としてこなかった組織が、組織の本来的な目的を超えて、復興支援に関わろうとする動きも生まれつつある。

本研究はそうした動きとして、福島日独協会とドイツ・シュレスヴィヒホルシュタイン州独日協会（在キール市・以下SH州独日協会と記す）との連携のもと、現在具体化が進みつつある、福島県内の復旧復興支援活動を実践的に組織化するとともに、その活動を長期的にわたって記録し、さらには、国際交流民間団体の復興支援活動のひとつのモデルとして一般化することを目的とする。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

経済学系 森 良次

<研究分担者>

法律・政治学系 大黒 太郎

日本大学工学部名誉教授 木崎 章光

## 3. 調査研究計画・方法

本研究は、「実践活動」と「調査研究」とを同時に行うことを、その特徴の1つとしている。

3月11日の震災直後、SH独日協会から福島日独協会に対し、キールでの募金活動やチャリティーコンサート等を通じて集めた義援金を活用してほしいとの申し入れがあった。

福島日独協会では、復興支援活動に携わる団体や地方公共団体と関係のある大学関係者を通じて、支援先の選定を進め、4月9日には、行政政策学類教員7名が飯館村・南相馬市・相馬市へのヒアリング調査を実施し、支援の必要性やニーズを探った。その直後に計画的避難地域に指定された飯館村は、その町づくりの基本理念である「までいライフ」の理念構築にあたって、20年前に行ったドイツ農村地域の視察事業「若妻の翼」の成果が生かされており、ドイツとの関わりが現在でも色濃く残っていることから、福島日独協会とSH独日協会では、飯館村を重点的な支援地域とすることに決めた。本研究の実践活動である。

他方、調査活動については、実践活動を踏まえて、東日本大震災で被災した他の地域における国境の壁を越えた（特にドイツからの）支援活動の実態、そして、（研究の蓄積があると思われる）阪神大震災時の事例などを調査検討を予定する。

## 4. 経過や結果

SH独日協会からは、①可能な限り早く、②支援を必要としている人に直接、③具体的なプロジェクトに支援を行いたい、というものであった。SH独日協会が、集めた義援金を赤十字や県といった機関を通さなかった理由がここにあり、福島日独協会が、被災地のニーズを的確かつ早急に把握し、義援金の利用目的を明確にすることが求められた。他方で、自治体としては、①住民間の公平性を維持しつつ、②施策の全体像のなかで義援金を位置づけたい、③村にとって長期的な効果を持つ使い方をしたい、との要望があり、福島日独協会には、SH独日協会に対して、被災地の現状

とニーズをより正確に伝えることが求められた。

福島日独協会では、村役場や住民団体等へのヒアリングを行い、その結果を16のプロジェクトとして提案した。短期間でのヒアリングであったが、津波や地震の被害とは違った原子力災害をもたらす独特な地域への影響、長期的な村づくりにとって必要な、「土と人の未来へ」という視点をドイツ側に提供することができたと自負している。

SH 日独協会はその後、福島日独協会がまとめた「プロジェクトリスト」から、3つのプロジェクトを選択し、集められた義援金総額15万ユーロ（約1,700万円）は、飯舘村に全額寄贈された。

## 5. まとめと今後の展望

被災地の現実と遠く離れた地の被災地認識には大きな差が生まれやすい。また、距離の問題に加えて、原子力災害という経験したことのない事態をもたらす災害の特殊性と、「までい」な村づくりをしてきた村の取り組みの歴史を、ドイツ側に伝えることは、思いのほか難しいものであった。

多くの場合、支援者は、現金の手渡しではなく「具体的なプロジェクトを目に見える形で」支援したいと希望しており、支援をする側と受ける側との間の調整、そしてその調整を担う組織が重要となる。支援者は自らの支援がどのように使われたのかを知る希望と権利を持っており、また、支援を受ける側は、せっかくの支援を有意義に活かしたいとの思いがある。ともに「正当な」思いを調整し、合意に作り上げるという課題は、「災害時における国境を越えた支援」を目指す団体・組織に共通したものと思われる。今後の調査活動では、この調整のプロセスとそこでの困難、それをどう乗り越えるか、といった論点が、他の地域での取り組みや阪神大震災の経験との比較のなかで明らかにされよう。

実践活動としては、具体的なプロジェクトの「成果」をどのようにSH 日独協会に伝えていくのか（学生による調査とドイツ現地報告）、また、より長期的な支援に向けて、どのような取り組みを始め、継続していくのか、具体的な模索が始まっている。

# 東日本大震災による水産業の被災状況の把握と 復興方向の検討に関する研究

研究代表者 経済学系 小島 彰

経済学系 初澤 敏生

経済学系 井上 健

## 1. 調査研究の目的

本調査研究の最終目的は、震災により多大な被害を受けた東北の水産地区についての復興の方向性を検討し、道筋を示すことにある。そのために、まず、各地の水産業の被害状況を把握していくことを目指す。各地の状況については国、自治体、他研究機関などでも調査され、結果が公表されて来ている為、それらの情報を収集・整理しつつ、独自調査の結果と併せて復興の道筋を考えるとという観点から見た被害状況を確認する。

復興の方向性についての検討では、水産業及びそれを取りまく地域経済の持続的発展を可能とするような方向性を検討していくことになるだろう。そのためには、単にハコモノや設備をもとに戻すだけではなく、構造改革を伴うものとなることが想定される。可能な方向性とその評価について検討し、具体的な選択の際の判断材料を提示したい。既に復興の方向性については、国、関連自治体などから示され始めているが、復興の具体的な道筋を描くには震災が水産業と関連地区にもたらした影響について正確に把握することが必要となる。それは、基幹漁業の違い、漁業地区の特性をも考慮したものでなければならぬと考える。影響としては、まずは、被害状況であるが、加えて、復興の過程でもたらされる変化についての考察も必要となるだろう。具体的な復興の方向性が震災前の状態の再現でないとするれば、当然、これまでの漁業構造や漁業慣習に少なからぬ影響が及ぶことになる。伝統的な漁業権にもとづく産業形態に大きな変容を迫るものとなることも考えられるだろう。これまでのシステムの持つ長所を活かしつつ、新たな構造への転換という評価視点で、具体的な復興方針の妥当性について検討したい。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

経済学系 小島 彰

<研究分担者>

経済学系 阿部 高樹

## 3. 調査研究計画・方法

本研究は以下の2段階に分けて進めていくことになる。

### (1)被害状況の把握

状況の把握の手段は、①報道を含む公表されている資料の活用、②現地調査、③自治体などの関連組織におけるヒヤリングの3つを考えている。①については既に開始しており、必要な情報が揃うまで継続していく。被害状況の全般的な把握のためには、航空地図や関連統計を活用する。また、被害金額の推計に関しては、各地の水産市場における統計を活用する。復興に必要な情報としては、そのみでは不十分であり、水産業の違い、地形の違いによって、異なる課題があることが予想される。そのために②および③を実施する。②については、5月中頃から速やかに実施していきたい。東北地方の被災地の中から、磯根漁業、養殖漁業、漁船漁業のそれぞれについて、適切な被災地区を数箇所選定し現地調査によって被害状況を把握する。現地調査では被害状況のみにとどまらず、復興に必要な情報は可能な限り収集することを心がけることになる。③については、都道府県の水産関連の部課、水産関連機関、漁業協同組合の持つ情報について把握するために、必要なヒヤリングを行う。ただし、これについては、時期を適切に選択する必要があるため、復旧の進行状況を見ながら進めていくこととする。おおむね6月以降になるのではないかと推測している。被害状況としては、人的被害、生活基盤の被害、船舶・港湾設備の被害、加工場等の関連施設の被害、漁業資源の被害、原子力災害に関する被害の把握を目指す。

### (2)水産業の復興方向に関する検討

各都道府県において示されている復興方針を踏まえつつ、前述したように関連地域を含めた水産業の持続的発展を可能とする復興方向の検討を行っていく、具体的には以下の点について検討を進めていく。

- a. 漁港の集約
- b. 漁村の再整備（地域づくりも含む）
- c. 市場の再編・整備
- d. 経営体の共同組織化
- e. 漁業協同組合の再編
- f. 資源管理のあり方の再検討

それぞれの点についての検討に際しては、(1)において実施した被害状況の調査で得られた情報を利用するとともに、過去に実施した調査の再検討、文献の精査などを行う。これらを通して被災地域の水産業の課題とその解決のための方向性を捉える。可能な方向性を挙げた後に、それぞれについて、変化の方向とその影響について検討を重ねていく。特に、これまでの漁業制度との関連について、具体的な影響について確認する。

#### 4. 経過や結果

##### (1)被害状況について

今回の震災、特に津波による沿岸域への影響は北海道から九州まで非常に広範囲に及んでいるが、本稿では、岩手県を中心に被害の概況と事例を報告する。以下、特に記載がない限り本稿執筆時点（2011年8月30日）における状況であるとする。

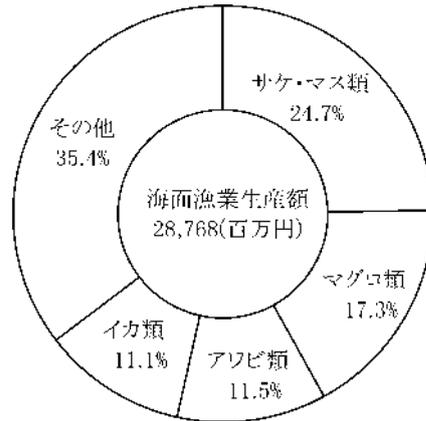
表1は岩手県がまとめた2011年7月25日現在の岩手県内の水産関連の被害額の調査結果を表している。水産施設等の内訳を見ていくと、漁協事務所が沿海地区24漁協中14漁協で事務所機能がほぼ損壊、アワビ・ウニ・ヒラメ・サケなどの種苗施設が損失・大破、荷捌き施設などの共同利用施設の流失となっている。漁船については9,673隻が流失または損壊となっているが、これは漁船保険加入隻数（登録漁船のうち、実際に稼動しているものを反映していると考えられる）10,522隻の約92%を占めている。防波堤の損壊など被災した漁港は108あるが、県内の全漁港数が111なので、ほぼ全てが被災したことが分かる。

<表1>岩手県の水産関連被害状況

区分	被害額（億円）
水産施設等	219
漁船	234
漁具	111
養殖施設	132
水産物	110
漁港関係	2,782
計	3,587

岩手県公表資料を元に作成

<図1>岩手県の漁種別生産額（2009年）



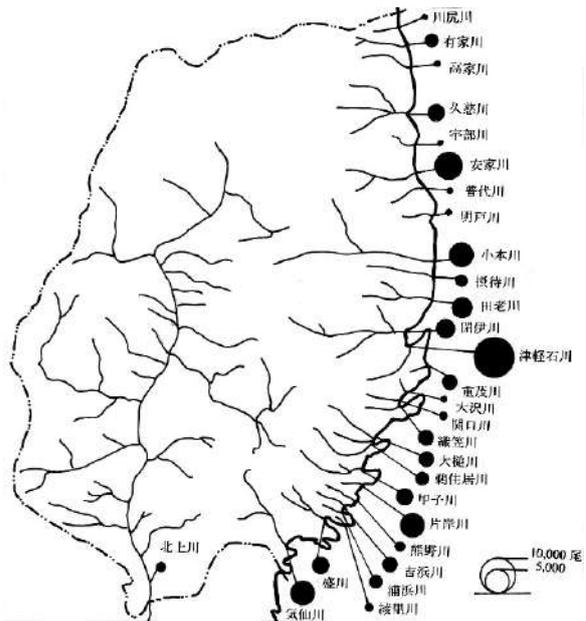
漁業・養殖業生産統計年報を元に作成

##### (2)津軽石孵化場

図1は岩手県内の主な魚種の漁獲金額を表している。サケ・マス類が全体の4分の1程度を占めていることが分かるが、そのほとんどはサケである。全国でも北海道に次ぐ日本第2位のサケ漁獲県であるが、中でも津軽石川は県内の約20%の捕獲量を誇る「南部鼻曲り」の産地として知られている（図2参照）。津軽石川で捕獲されるサケは宮古漁協津軽石孵化場で孵化・育成・放流されるが、今回の震災により、孵化場は甚大な被害を受けた。

津軽石孵化場は2010年秋に捕獲したサケの稚魚を育成中であったが、地震により甚大な被害を受けて育成不能となり、津波の危険もあったため、全稚魚を放流した。その後、津波によって施設は破壊され、使用不能の状態となっている。幸いなことに人的な被害はなかった。

<図2>岩手県の秋鮭河川捕獲量（2010年度）



岩手県農林水産部水産振興課の資料により作成

2011年7月に訪問した際、がれき等は撤去されていたが、配管の被害状況などは未調査で、復旧にはまだ時間がかかるものと考えられている。

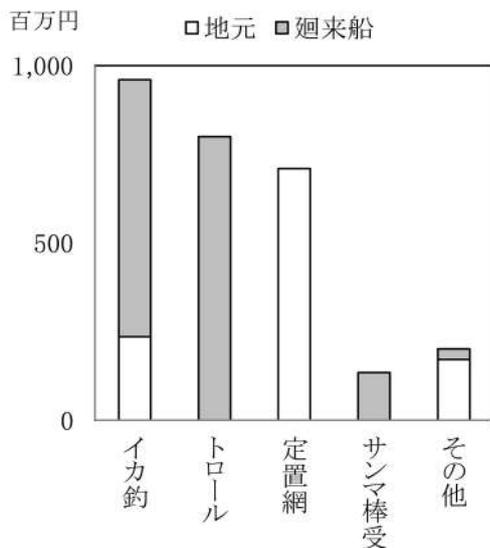
本孵化場は5,140万尾の孵化能力を持つ岩手県最大のサケ孵化場である。そのため、その復旧・復興は岩手県のサケ漁の復興に重大な意味を持つ。孵化場では100%の復旧を目指して整備を進めている。しかし、9月には早いサケが帰ってくるため、初期に必要な施設から順に復旧工事を進める予定である。

岩手県は復興計画の中で漁協等が連携したサケの効率的な生産体制を構築することを打ち出している。その具体的な内容はまだ明らかではないが、今後、生産体制の再編成がなされる可能性もある。それが地域漁業に与える影響は未知数であり、継続的に研究を進めたい。

### (3)久慈市漁業協同組合

久慈市漁業協同組合（久慈市漁協）は組合員数1040名（2009年）を抱える久慈市内唯一の沿海地区漁業協同組合である。図3は同漁協の2010年度の漁業種類別取扱額を地元及び廻来船（県外船など）別に示したものである。全体の金額ではイカ釣、トロール船の2つの漁業種類で全体の6割強を占めるが、8割以上は廻来船によって久慈漁港で水揚げされたものであり、地元漁家による生産額という意味では定置網漁業の割合が大きいのことになる。定置網、イカ釣以外の地元で営まれている主な漁業はかご、刺網、磯建などである。

<図3>久慈市漁協の漁業種類別取扱高（2010年度）



久慈市漁協提供資料より作成

<表2>久慈市漁協の水産関連被害状況

区分	被害額（百万円）
漁船	1,617
共同利用施設	703
網・漁具等	2,294
養殖施設	33
その他	65
計	4,712

久慈市漁協提供資料より作成

久慈市漁協では直営の加工場があり、シメサバ、シメサンマなどを生産している。

表2は久慈市漁協が実施した調査によってまとめられた同漁協関連の被害状況の概要である（2011年3月23日現在のもの）。網漁具の金額が大きい、中でも大きな割合を占めるのが定置網の流失または全損によるものである。流失または全損した漁船は全部で575隻あるが、そのうち433隻が1トン未満船となっている。

甚大な被害を受けたことは間違いのないが、一方で7月に訪問した際には、復興に向けてしっかりと進んでいる部分も多く見られた。もちろん、残された課題が多いのも事実であり、今後も残された問題点について調査研究を続けていく必要があると考えている。

### (4)復興方向に関する検討

震災直後から様々な研究機関、学会等が主体となり、水産業の復興に向けた研究会やシンポジウムが開催されてきている。本研究を進めて行く上で、他の研究者や研究分野による活動状況から情報を入手することも重要な活動であると位置づけている。以下では、これまでに参加した研究会、シンポジウム等について展開された議論の要約とともに列記する。

#### ①漁業経済学会緊急企画

「東日本大震災と漁業・漁村の明日」

開催日：2011年5月29日

開催場所：東京海洋大学

実際に被災している水産の現場からは、被害状況及び期待される支援についての報告があった。また、支援する公的機関からの、国としての復興計画についての現状報告が行われた。課題として認識されたこととしては、協業化のあり方、水産関連施設（流通・加工も含む）の支援についての議論が不足しているなどがあった。

## ②海洋アライアンス・日本財団シンポジウム

「大震災からの復興への道筋」

開催日：2011年7月8日

開催場所：日本財団ビル

前半の現状報告では、津波による被害状況について各専門家による現地調査による結果の報告とともに、現地からの状況報告とともに、それぞれの立場から今後の方向性についての私見が述べられた。後半の復興への筋道をテーマとして報告がなされ、津波の規模に合わせて2段階の防災体制を準備すべきであると言った提言などが行われた。

## 5. まとめと今後の展望

震災から5ヶ月以上が経過し、復興に向けた動きも活発になってきている。

本稿で報告した岩手県内の2つの漁業地区は、相対的に見れば復興が順調に進んでいる地区であるとも言えるかもしれない。様々な調査研究が進む中、各地の被害状況もほぼ明らかになっていると言えるかもしれないが、現実的な問題も含めると取り残されている地区があるのも事実であろう。今後も現地調査も含め問題点の検出に時間を割いていく必要があると認識している。

一方、復興方向に関する検討については、当初の計画に微修正を加えていく。今後も各所における議論に注意しながら、大局的な復興の方向性について検討していく。それに加えて、各地域に焦点を当てながら、その地域に合わせた復興の道筋についての検討をしていくこととしたい。

## 東日本大震災による水産業の被災状況の 把握と振興方向の検討に関する研究 ～ 岩手県宮古市津軽石川のサケ養殖業を事例として ～



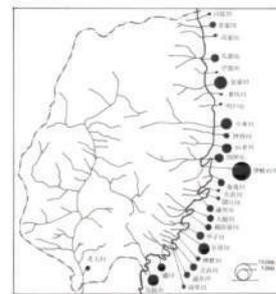
小島 彰・井上 健・阿部高樹・初澤敏生（経済学系）

### 研究目的及び研究対象地域

本研究は震災によって大きな被害を受けた沿岸部の水産業の被災状況を把握するとともに、その復興・振興方向を検討することを目的としている。現在、福島県から青森県にかけて調査を進めているが、今回は岩手県宮古市津軽石川のサケ養殖業を事例として報告する。

サケは川で生まれ、太平洋を回遊して再び産卵のために川をさかのぼる魚として知られている。現在の日本では、ほとんどが人工孵化によって繁殖が行われているが、震災は多くの孵化場を破壊し、使用不能とした。

岩手県は北海道に次ぐ日本第2位のサケ捕獲県であるが、中でも津軽石川は県内の約20%の捕獲量を誇る「南部鼻曲り」の産地として知られている(図参照)。津軽石川で捕獲されるサケは宮古漁協津軽石孵化場で孵化・育成・放流されるが、今回の震災により、孵化場は大きな被害を受けた。



岩手県内のサケの産地 (2010年度)  
岩手県産サケの産地別生産量(単位:トン)

### 被災状況

津軽石孵化場は2010年秋に捕獲したサケの稚魚を育成中であったが(例年であれば、3月～5月に放流)、地震により甚大な被害を受けて育成不能となり、津波の危険もあったため、全稚魚を緊急放流した。その後、津波によって施設は破壊され、使用不能の状態となっている。幸いなことに人的な被害はなかった。写真は2011年7月に撮影したもので、がれき等は撤去されているが、配管の被害状況などは未調査で、復旧にはまだ時間がかかるものと考えられている。



### 復興の方向

本孵化場は5,140万尾の孵化能力を持つ岩手県最大のサケ孵化場である。そのため、その復旧・復興は岩手県のサケ漁の復興に重大な意味を持つ。孵化場では100%の復旧を目指して整備を進めている。しかし、9月には早いサケが帰ってくるため、初期に必要な施設から順に復旧工事を進める予定である。

岩手県は復興計画の中で漁協等が連携したサケの効率的な生産体制を構築することを打ち出している。その具体的な内容はまだ明らかではないが、今後、生産体制の再編成がなされる可能性もある。それが地域漁業に与える影響は未知数であり、継続的に研究を進めたい。

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail: kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# 震災および原発事故に係る被害補償と生活再建に関する法的・経済的研究（概要）

研究代表者 経済学系 清水 修二

炉心の溶融にまで至った東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本州の東西500キロに及ぶ地域に放射能汚染の被害をもたらし、時間軸においても被害の長期化が避けられない。今、被災現地で最も大きな関心事といえば損害賠償・被害補償の問題である。広範かつ甚大な被害を「事故の原因者」にどれだけ賠償させることができるか。賠償の基準は妥当なものになっているか。賠償請求に係る手続きは被害者本位に定められているか。

本研究会は、実際に生起すると思われる種々の損害賠償のケースについて検討しながら、原子力損害賠償に関するいくつかの理論問題を考察した。研究会に参加したのは下記の15名である。論点を整理しながら、ポイントを紹介しよう。

## <研究会参加者>

荒木 貢 弁護士法人あぶくま法律事務所  
 安藤 裕規 弁護士法人けやき法律事務所  
 大峰 仁 同上  
 安藤ヨイ子 同上  
 齋藤 正俊 同上  
 和田 美香 同上  
 小野寺利孝 小野寺共同法律事務所（部分参加）  
 大槻 幸吉 生活協同組合コープふくしま  
 宍戸 義広 同上  
 野中 俊吉 福島県生活協同組合連合会  
 高野 金助 農業  
 根本 敬 福島県農民連  
 佐藤 光則 福島県中小企業団体中央会  
 清水 修二 福島大学  
 富田 哲 同上

## 1. 論点の提起

- (1) 損害賠償とか損失補償とかいうことと、生活再建や地域の再生ということはイコールではない。損害が賠償されればそれで住民がもとに戻れるわけではない。
- (2) 「賠償」と「補償」の区別。「損害賠償」と「損失補償」と普通使うようだが、これは法的にどう

いう区別になっているのか。

- (3) 誰が賠償あるいは補償をするかという問題。賠償の負担が国民に転嫁されるのではないか、あるいは電気料金に転嫁されるのではないか、電力会社が救済される加害者救済ということになるのではないか。
- (4) 空間軸について。どの範囲の人および被害まで賠償の対象になるのか。県は全県民対象の精神的な被害補償を求める要望を出している。自主避難した者に対しても、また間接被害に関しても補償すべきであるのか。
- (5) 時間軸について。避難指示が解除され、あるいは帰宅が実現した後でも、被害は長期にわたって続く。風評被害も同様にかなり長期にわたるだろう。これが補償あるいは賠償されるのかどうか。
- (6) 手続きに関して。被害者の側が举证責任を負わされている実態がある。交渉窓口や交渉主体のあり方の問題も持ち上がっている。
- (7) 損害額をどう計算するか。得べかりし利益の計算方法、精神的被害の算出は一律でいいのか、また風評被害をどう計算するか。
- (8) 最後に、地方自治体の損害をどう扱うか。税収がかなり減少することは間違いない。減少した分の75%は地方交付税で措置される仕組みにはなっているが、それでいいのか。

## 2. 「規範的損害論」などについて

20キロ、30キロ圏については、審査会の指針などについても出ており一定の指針のもとに損害賠償の枠組みをつくらうとしている。しかし30キロ圏外についてはどのような形で考えていったらいいのか。弁護士としては、むしろ数字に出てこないけれども被害として実態があるもの、それをどのようにして損害額なりとして評価していくのかということが一番の課題になる。30キロ圏外については、不法行為の原則である「どのような行為によって果たしてどのような損害を誰に与えたのか、損害の中身はどういうものなのか」ということが検討されなければいけない。

今回の場合には、東電の原子炉事故に伴って放射性

物質を飛散させたのが東電の不法行為である。そして放射性物質の拡散というのは、放射線の放出が非常に広範かつ継続的になる特性を持っている。それと併せて、放射能による影響は晩発性の影響もたくさんあるという形になるので、今の時点では目に見えないけれども、どのような形かわからないことと併せて、将来的な予測も非常に困難である。将来の不安、また将来発生する、もしくは発生した損害はどう賠償するのか。

今までのいわゆる損害賠償というのは「差額補償・差額賠償」が原則といわれている。しかし、本来、その事故がなければ変化する必要がなかった生活、事故が起こる前の状態に回復させるべきなのだという基本的な理念をもって、被害者が健康で文化的な最低限度の生活を送るに要する金額を支給させるべきだという、根本的な考えを損害賠償論の基本に据えるべきだという考えがあり、「規範的損害論」という。ただ、理念的にはわかるけれども、それを既存の法律概念なり法律理論でどのように説明できるか、説得できるか。加えて、損害の金額をどのように算出していくかとなると、やはり難しい。

規範的損害論は、判例という形ではまだ認められていない。判例は基本的に差額賠償論に立っている。ただ裁判所は、規範的賠償論はとらないけれども、金額としてはそういうものを実質的に含めて一括支払いという形で行われている例がある。

### 3. 南相馬市の現状から

元の土地に戻るとすれば、20キロ圏内の放射能汚染をきちんと除去しないといけない。ところが紛争審査会では、除染費用は住民が請求すればできるのだから、戻ってから自分のうちを除染して、そのお金を請求するという建前をとっている。戻れない場合に、その区域の20キロ圏内を東電とか国に買い上げてもらってほかの土地に新たに町をつくるという方法がある。しかしそうすれば住民が承認するかというと、みんな戻りたがっており、ここにジレンマがある。さらに、営業について補償はあるのか、またいつまで補償されるのか。紛争審査会の指針では補償は原発が収束するまでではないか。それ以後どうして食べていくのかという観点がない。補償がやはり限定的である。審査会が文科省の下にあるし、ADR もその下にあるので、加害者の下にあるようなものだ。日弁連も言っているが、内閣府の下に置くべきではないか。

被曝自体の慰謝料はICRPの年1ミリシーベルトで計算するとほとんど出ない。本当にそうなのかとの疑いはあるが、1,000ミリで5%、100人中5人。だから1ミリの場合には、計算上では10万人に5人ぐらいだ。それが、われわれは年間5ミリも浴びていない。5ミリあったとしても25人、ここは30万都市なので3倍しても75人。それが今後50年以内にかんとか遺伝的影響が出る数値になる。これで裁判をやれといわれても無理だ。

### 4. 漁業の被害と損害賠償

漁師だけでなく、関連する業種の人たちの仕事が完全になくなる。魚が揚がってこないということは、その地域が事実上壊滅するのに等しい状況を生み出す。

漁業においては「原因競合」の問題が出てくる。魚が揚がらないにしても、それは港が壊れた、あるいは津波で船が流されたからという問題であって、決して放射能の問題ではないというようなところに話を持っていかれる可能性がある。原因競合のことは今後の損害賠償請求などをする上では、よく考えなければならぬ問題の一つだろう。

また、食物連鎖の中で今後どういうふうに放射能の蓄積が進んでいくのかということもあり得る問題だ。大型魚が成魚になってある程度の大きさになって我々の口に入るまでには一定の時間が考えられるので、海に放射能が流れ出て、希釈されて薄まったから安全だというような単純な論法では片付かない。なおかつ、どこまでの時間で考えればいいのかよく分からないところがあって、その問題をどう考えていくのかは今後の損害賠償の話の中で重要な論点の一つになってくるだろう。

もともと国は私有財産については補償しない建前になっているので、漁港周辺の商店や加工業者などにまで損害は拡大しているにもかかわらず、そこは補償されない部分になるだろう。30キロ圏から外れる部分とか、漁協のような組合をもっていない内水面の人たちなどは、補償から外れていって、下手すると何ももらえないまま終わりそうだ。

### 5. 賠償請求の現場

一番の壁は、今までも議論になっているが、東電が審査会の指針の範囲でしか請求書も受け付けていないことである。しかも請求に必要な書類がどんどん増え

てくる。東電は「損害賠償請求の立証は被害者が行うというのが原則だ」と言う。だから、政府や何らかの公的主体が被害者への補償を引き受けて、その支払い分を東電の資産から回収するスキームができないといけない。基金をつくって指針に盛られていないところは県が判断していいということになると、われわれは県の担当者を責めなければいけなくなる。そのときに東電と国が高みの見物をしているのはとても許せない。

事故が収束していないから損害額がわからないというのは言い逃れでしかない。わかる範囲できちんと今の損害額を積算すべきだろう。また、「差額賠償」ではとても次の福島の復興はないだろう。「規範的な賠償」で、一律的に、全県民的に、損害賠償を闘うというのが、われわれ（農民）の立場だ。

## 6. 総合討論

- (1) 酪農家、畜産家の人たちは被害額が大きいから賠償請求をするが、野菜農家は5万とか10万とか金額が少額なので膨大な書類を書いて請求する気にならない。「この際やめる」という話は何回も聞く。もう面倒だから農業もやめるし作付もやらないところが多い。
- (2) 例えば誰も住んでいない土地があり、その放射能がどんどん上がったって何も損害はないではないかと、おそらく東電は言うだろう。損害というのは、汚染されたからではなくて、そこに人が住んでいて、ある額の損害が発生したからだ。今回の場合、そういう差額賠償だけでいったら、一つ一つ全部それをやらなければならないとなればものすごく大変なことだ。とすると、いわゆる個別の損害賠償の積み上げではなく、いわゆる名目的損害というのが英米法にあるが、損害額をいちいち計算していくのではなくて、一括してボンと出す。そういう発想を取り入れるとだいぶ違うと思うが、今の日本でそういうことを言って裁判所を説得できるかとなったら、なかなか厳しい。
- (3) 常磐炭鉱のじん肺訴訟などは1人一律3,000万なら3,000万という形でやる。それはいわゆる精神的・経済的損害のすべての総体だと原告側は主張するが、裁判所は、それは慰謝料を請求しているものだと理解した上で判断する。したがって一律請求というの、裁判になればあり得る。人間の命ということを考えてときに、慰謝料、精神的な苦痛も被っているし、また、そういうことによって行動の制約だとかいろいろな形で制約を被っていることを損害に評価して、例えば1人一律いくらというような請求の仕方はあり得るだろう。
- (4) 原賠審では、立証方法を軽減するために、統計的な数字も活用しながら、いわゆる定額化という計算方法もあり得ると言うようなことを言ってきている。それが本当の意味で「定まる金額」であればいいが、それを口実にして低い金額の「低額」になってしまうと困る。
- (5) 原賠審の指針は本当にコアの部分で、基本中の基本だけしか定めない。でも、それ以外の損害というものもある。あるいは、コアの部分を定めたとしても、コアの部分に合致するけれども金額が低からもうあきらめてしまう。こういうのを放置しておくで原発の発電コストを正確に計れない。
- (6) 指針でしか払わない仕組みを変えてほしい。原賠審の指針でしか払わないというのを突破できないと、全然もう議論にならない。この指針というのは決してここで認められた損害賠償の範囲を確定するものではない。そもそもこれは裁判を起したときに損害賠償の範囲を限定するものではないはずである。

## 震災および原発事故に係る被害補償と 生活再建に関する法的・経済的研究



清水修二（経済学系） 富田 哲・高瀬雅男（法律・政治学系）  
けやき法律事務所・あぶくま法律事務所

### ■研究の目的

【まずは原発に係る損害賠償に絞って検討】原発事故による放射能の放出は、多くの福島県民に避難という苦難を強い、避難しない住民にも耐えがたいほどの精神的ストレスを与えている。また農林漁業者は出荷停止などの被害をこうむり、中小企業者の多くも営業不能になっている。大学を含む教育機関も大きな被害を受けた。こうした被害を賠償する責任は第一義的に電力会社にあるが、法律的に言ってどこまでが賠償の範囲に含まれるか、金銭的な賠償を行えばそれで住民の生活権が保障されるのか。また、国策として原子力発電を推進してきた国の責任も免れないが、どこまで国民の税金や電気料金を使った被害補償が許されるのか、といった点も検討しなければならない。

現在、政府（文部科学省）に「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、賠償の指針を作成しているところである。本研究は、損害賠償をめぐる問題になっている具体的な事例を踏まえて、主として法理論的な検討を行う。



農業者の損害賠償学習会場

### ■研究の経過

研究者と弁護士、農業者、中小企業団体、生協関係者などで研究会を実施した。研究会ではいくつかのケーススタディを行いながら、そこから浮かび上がってくる法理論的な問題点を検討した。第1に、今までの損害賠償は、得べかりし利益を基準とした「差額補償・差額賠償」が原則とされてきたが、それとは異なる「規範的損害論」、すなわち事故が起こる前の状態に回復させるべきなのだという理念をもって、被害者が健康で文化的な最低限度の生活を送るに要する金額を支給させるべきだという根本的な考えを、損害賠償論の基本に据えるべきではないか。第2に、賠償の要件とされる「相当因果関係」の立証責任が請求者＝被害者側にあるとされることによって、賠償の範囲が不当に限定されてしまう事態を避けるため、慰謝料のような形で、まずは一律・全県民的に損害賠償を行うことが必要なのではないか。第3に、その上で、例えば完全無農薬だとか有機農業だとかで付加価値がついているような農業については、定額を超える部分について立証を要するという形にするのが妥当である、といったような論点が提起された。いずれにせよ、請求者側の挙証責任の壁を厚くすることにより損害額が不当に小さく見積もられる結果、原子力発電のコストの過小評価につながるようなことは望ましくないといえる。

### ■まとめと今後の課題

研究会の内容は冊子にまとめた。今後は、原子力損害賠償紛争審査会が8月上旬に発表する中間指針の詳細を検討し、他方では、個々に提起されている損害のケースに立ち入った検討をさらに続けていきたい。賠償を可能にするスキーム（法制化された損害賠償支援機構）の評価も課題である。（以上、文責清水）

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL : 024-548-8009 E-mail : kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

# アメリカ原子力産業の支配構造

研究代表者 経済学系 十河 利明

## 1. 調査研究の目的

福島原発事故を通じて、危険で技術的に未熟な原子力開発と原発の推進を強引に推し進めた「原子力ムラ」と呼ばれる原発利益集団の問題が指摘されている。これと似た事情は他の原発「先進国」に見られると思われる。そこで世界で最も多くの原発を抱えるアメリカを例に取り、同国の原発利益集団のあり方を解明し、今後の原子力政策のあり方を考える一助とした。

## 2. 調査研究組織

＜研究代表者＞

経済学系 十河 利明

＜研究分担者＞

経済学系 後藤 康夫

## 3. 調査研究計画・方法

さしあたってこれまで関連文献の収集と分析を行った。

## 4. 経過や結果

東京電力福島原発のチェルノブイリ原発事故に並ぶ史上最悪の事故を通じて、日本の原発事情は重大な転機にある。その嘘と欺瞞に満ちた原子力行政のもとで、電力会社と原発関連業界、御用学者たちは「原子力ムラ」と呼ばれる閉鎖的な原発利権集団を形成し、「原発安全神話」を振りまきながら「経済成長に原発は不可欠」という虚偽のイデオロギーを一般国民に植え付けながら、原発反対運動を強引に封じ込め、原発立地自治体に対しては原発関連予算を通じて買収し、同自治体はじめ国全体の原発依存を一段と深めるよう誘導してきた。こうした一見強固な原発利権を作り上げて原発を強力に推進してきた事情は、原発先進国のアメリカでも同じであり、本レポートでは、こうしたアメリカの原子力産業の利権と支配の構造を歴史的展開にも触れながら、明らかにしたい。

第一に原発を推進する原動力となるのは、将来起こるエネルギー危機の一つとして電力不足の到来を喧伝することである。電力業界は将来の電力需要予測を水増しして、自らの業界の拡大する将来を描き出した。ところが、原発の建設費用は膨大である。その費用を回収するために電力会社は度々電気料金を引き上げるけれども、建設コストの上昇を抑制する努力を怠った。このような事情から、エネルギー危機に備えてエネルギーの節約や効率化を図るのではなく、過大な電力需要予測に基づいて発電所を過大に建設し、建設コストが電気料金に転嫁されたことから、消費者の電力利用節約行動を一部誘発し、電力の過剰生産傾向が目立つようになった。すなわち、電力事業から利益が生まれにくいという傾向である。この傾向は、消費者の電気料金高騰に反対する運動が強まることにより一層拍車がかかった。

たとえば、第二次大戦中の原爆製造のためのマンハッタン計画の一環でプルトニウムの精製が行われたワシントン州ハンフォード・サイトに程近い町リッチランドを拠点にするワシントン・パブリック・パワー・サプライ・システム（WPPSS）は、1967年に石炭火力発電所を40基、原発を20基建設する計画を打ち出したが、そのうちのいくつかは建設途中で計画が挫折した。こうして建設が取りやめとなった発電所の建設費用は電気料金に転嫁されることになり、消費者の電気節約を強めて電力の過剰傾向が強まる一方で、送電されることのない電気のために将来の長期にわたって料金を請求され続けるという事情を知った人々の怒りを買うことになったのである。彼らはその支払いを拒否する運動を展開した。これに対して、発電所建設資金を融通してきたウォール街の金融機関は債権回収のために訴訟を起こしたり、発電所建設計画のあった地域の公共事業資金の融通を妨害するなどの対抗手段に打って出るという戦いが繰り広げられた。

第二に原発を推進する原動力になるのは、電力産業の支配構造にある。それは、ゼネラル・エレクトリック社（GE）をリーダーとする電機製造業者が最上層を占め、彼らが株式所有等を通じて電力会社を支配する。そこに大手の商業銀行や投資銀行が巨額の資金を

供給し、さらに石炭、石油、ウランを産出する電気燃料会社が参列する。これに国家のエネルギー政策が関与して電力王国が形成される。その支配力はかつての鉄道業や鉄鋼業も及ばないほど強力なものになり、経済的にばかりでなく政治的影響力を強める。今日、日本では「やらせ」のメール問題やシンポジウムの問題を通じて、政府と電力会社が一体となって虚偽に満ちた原発推進政策が推し進められてきたことが明らかになったが、このような一体化の構造はアメリカの電力事業においても基本的には全く同じである。電化が世界に先駆けて進んだアメリカでは、原子力が登場する以前の1920年代にはすでにこうした電力産業の支配構造ができあがっていた。当時すでに電力産業は1920年代の経済ブームとその後の大恐慌に至るアメリカ経済に大きな影響力を及ぼしていた。

電力産業の宣伝部隊の中心に位置するのが1930年代に設立されたエジソン電気協会であり、1979年に設立されたエネルギー啓発委員会（The Committee for Energy Awareness）が原発推進の宣伝活動を行うなど、組織は多様化するとともにロビー活動や資金集め、宣伝行動は強力な影響力を持ち、かつ原発推進に力を入れていった。これらの主な組織は現在、原子力エネルギー協会（Nuclear Energy Institute）に統合され、アメリカの原発推進を担う中枢の組織となっている。これらの電力利益集団は連邦レベルでも州レベルでも、電力産業に好意的な人物を原子力規制委員にするよう働きかけ、規制を最小限にとどめるよう圧力をかけてきた。この電力利益集団は原発や火力発電のような大規模かつ集中化された発電施設とその技術を独占することに利益を見出すので、太陽光発電など再生可能エネルギーのような分散型の電力事業の拡大を阻止してきた。ウォール街との関係など資金力でも圧倒的に不利な条件にある、再生可能エネルギーの可能性は広がらなかった。こうして、アメリカの電力産業は将来の過大な電力需要を見込んで、連邦政府エネルギー省とともに原発建設を推進したのであり、同省の1983年報告『アメリカにおける電力供給の将来』ではスリーマイル原発事故後にもかかわらず、2000年までに438基に上る新規の原発や火力発電の建設が必要であるとしていた。

このように一部の私的な利害が支配するところの強力な電力産業の利益集団が形成されるのは、電力が本来的に公共財的性格をもつ財貨であるにもかかわらず、一部の独占的生産者が支配して供給する商品に位置づけられ、彼らによって自由に販売できるからであ

り、そのために不断の市場拡大と意図的な需要の喚起を必要とされ、そうでなければ電力産業が私的利害の追求と拡大の場でなくなるという事情がある。こうして、電力産業の支配構造と原発を推進する原動力とが密接に結びつくのである。

ただし、アメリカの原発推進の背景には特殊な事情がある。原爆が広島と長崎に投下された後、アメリカの科学者と議会は原子力が平和的にも利用可能であることを示そうとした。このことは1951年12月、アイダホ州アルコの実験原子炉で、世界初の原子力発電が成功したことで証明されたとされ、人類の「豊かな未来」をもたらすと考えられたのである。問題は、この「希望に満ちた」原子力の開発を政府と民間会社のどちらが行うかということにあった。核管理という特殊な危険を伴う技術であるが故に、当時のトルーマン民主党政権は原子力開発とその設備の所有を全て連邦政府に委ねるべきであるとの立場を取ったが、これに対して自由企業体制の擁護に極めて熱心な政治的かつイデオロギー的な強い反発が生じた。これにはニューディール時代に TVA（テネシー溪谷開発公社）を通じて電力の政府関与が強まったことに対する民間電力会社の巻き返しの意味もあった。米ソ冷戦が厳しくなる最中、政府による原子力開発独占と電力事業関与の拡大を「社会主義」の蔓延といったようにアメリカ人の感情を逆撫でする宣伝も利用して、民間電力産業は原子力開発に積極的に関与することができるよう取り組んだ。アイゼンハワー共和党政権は、1954年、民間会社に原子力開発を開放する新原子力法を成立させ、民間電力産業の要求を実現させた。さらにその後、1955年原子力開発法が成立し、それまで禁止されていた金融機関による電力会社の持ち株支配が認められることになり、莫大な費用のかかる原発に対してウォール街が資金調達面で関与し、GE やウェスチングハウス、大石油会社が原子力市場を独占することができるようになった。このような特殊な経過を経てアメリカ電力産業の支配構造が形成された。

## 5. まとめと今後の展望

今回のレポートでは、アメリカ原子力産業の支配構造の一端を見たに過ぎない。どのような「安全基準」のもとで結局は世界最大の原発推進国となったのか、原発反対運動はどう展開されたのか、といった触れるべき事柄が残されている。今後、それらの事情を一層詳しく検討し、日本の「原子力ムラ」との比較を通じ

て、原発推進の原動力がどこにあるのか、それをどう改革する必要があるのかを考える材料を豊富にしていきたい。

# 震災・原発事故の多重被害が地域経済に及ぼす影響と 産業復興計画化に関する研究

研究代表者 経済学系 山川 充夫

## 1. 調査研究の目的

東日本大震災が福島県に与える影響は、浜通りにおける津波被災、主に浜・中通りにおける地震被害および東電福島第1原発事故による放射性物質の飛散問題というように、面的な広がりとともに重層的な課題を抱える状況になっている。

特に放射能汚染という点で、宮城・岩手における震災被害に比べ、復興プロセスの明確化が困難であり、長期化が懸念されている。本研究では、福島県における震災被害と放射能汚染の問題を明確に区分し、地域社会・経済に及ぼす影響を被害要因・影響度合いに分けて整理する。

## 2. 調査研究組織

<研究代表者>

経済学系 山川 充夫

<研究分担者>

経済学系 末吉 健治

経済学系 小山 良太

経営学系 遠藤 明子

経営学系 奥本 英樹 (南相馬班責任者)

社会・歴史学系 千葉 悦子 (飯舘村班責任者)

社会・歴史学系 高瀬 雅男

社会・歴史学系 松野 光伸

## 3. 調査研究計画・方法

研究にあたっては、警戒区域(小高区)・緊急時避難準備区域(原町区)・無指定区域(鹿島区)といった異なった指定区域を抱える南相馬市(ただし、阿武隈山地寄りの一部地域は計画的避難区域に指定)、及び全村が計画的避難区域に指定された飯舘村に分けて調査を行った。前者については奥本が責任者となりヒヤリング調査を進めた。後者については千葉が責任者となりヒヤリング調査を進めた。

## 4. 経過や結果

### 4-1 南相馬市

#### (1)南相馬市の原子力被害特性

南相馬市は、福島第一原子力発電所の事故を受け、事故直後の待機指示の後、4月21日における当該原発から半径20km圏内の地域に対する警戒区域指示、翌22日の半径20km以上30km圏内に対する計画的避難区域および緊急時避難準備区域の指示という経緯をたどり、現在原発事故避難に関して3つの区域に色分けされている。こうした中で、南相馬市の市内居住者は、震災前の71,494人(平成23年2月28日現在)から7月18日現在で31,618人と、およそ半分以下となっている。

市内事業者の稼働状況も5月末現在で、45%の事業所が休業状態、事業所が雇用する従業員も震災前と比較しておよそ40%減少している状況である。

より深刻な問題として考えられるのは、市内児童数の大幅な減少である。6月20日現在で、南相馬市内の小学校児童数は、震災前の36%まで減少しており(地域別では、小高区で14%まで減少、以下、原町区33%、鹿島区70%まで減少)、中学校生徒数も市全体で48%まで減少している(同様に地域別では、小高区19%、原町区47%、鹿島区82%まで減少)。さらに、保育園や幼稚園においても、前者で約2割まで、後者で約1割まで減少しており、まさに南相馬市は子供たちが消えた町となっている。

#### (2)復興計画策定のポイント

南相馬市のおかれた特殊な状況を踏まえた独自の復興計画を策定することは、非常に難しいが、早急に取り組まなければならない問題である。ただし、復興計画を策定するにあたっては、ビジョン、戦略、個々のオペレーションの順に、明確な時間軸を設定することが重要である。過去・現在・未来という時間軸の中で、過去と未来においては超長期の時間軸をもって、過去を検証し、未来の予想図を策定すべきである。

一方で、現在の問題に関しては、可及的速やかに取り組むべき問題が山積している。これらは強い意志とスピード感をもって解決されなければならない。たとえば、南相馬市では地域の自立の基本となる地域コ

コミュニティが、今まさに崩壊しようとしている。それは地域全体だけでなく、町内会や隣近所などのコミュニティ、学校内のコミュニティ、さらには家族内のコミュニティでさえも危機にさらされている。これは、警戒区域から半径30km圏外にいたる3つの地域の色分けにより、個の自立が危うくなっているからである。南相馬市において個が自立するために、積極的な雇用政策を促進すべきであろう。

しかし、上で述べたように、雇用支援など民間に任せるだけの単なる政策は意味をもたない。原発問題が収束しない中で、民間は雇用にともなって負担しなければならぬリスクを今すぐには負えないのである（たとえば低線量被ばくが続く中で雇用は労災問題が生じるリスクをもたらすなど）。したがって南相馬市は、民間による雇用にかわり国に対し積極的に補助金等を要請し、がれき撤去や地域維持のためのボランティアワークを雇用として市民に取り組みさせるよう推し進めるべきである（一般にこれはCash For Workと呼ばれる）。

とくに本県全体もそうであるが、除染に関しては、国にその指針を示させ、市全体が一定のルールに従って雇用政策として取り組むべきであると考え。現状の除染は、場当たりの行われているほか、個人において独自に取り組む場合もあり、その方法や汚染された表土などの処理等で、将来的に把握困難なホットスポットを生み出す可能性がある。早急に、行動に移すべきであろう。

#### 4-2 飯舘村

##### (1)飯舘村の被害特性

飯舘村は人口6000人あまりの小さな村である。住民参加の村作りを重視し、平成の市町村合併では合併しない独自の道を選択した。地区コミュニティの自治的力が住民参加のむら作りを支えていることも飯舘村の特筆である。

2011年の1月29日から30日には福島大学小規模自治体研究所が主催するフォーラム『小規模自治体の可能性を探る in いいたて』を飯舘村で開催した。「までいライフ」（「までい」は地元の方言で「丁寧に、じっくり、心をこめて」という意味）で、住民との協働の地域づくりを進める飯舘村の現地研修会であり、地元産品を活かした産業振興やユニークな子育て支援策、議会改革などを学ぼうと県内外から160人が集い熱気にあふれた。

わずか2カ月後の3月11日午後2時46分、マグニ

チュード9.0、大地震・大津波の災害に東日本太平洋側の市町村は見舞われた。さらに1カ月後の4月11日に飯舘村が全村避難を指示されることになるとは、誰が想像できただろう。

当初、飯舘村は大地震により路肩陥没、土砂崩れ、屋根の損傷、3日間の全村断水・停電はあったものの、福島第一原発から40キロ圏内の阿武隈山系に位置していることから、甚大な人的被害はなく、南相馬市や原発周辺の住民の避難者1300人の受け入れに奔走した。

ところが15日の三号機水素爆発で、高濃度の放射性物質が北西の風に乗る雨となって飯舘村、福島市方面に塊となって落ちたことが事態を大きく変えた。15日に計測した環境放射能測定値は44.7マイクロシーベルトに達し、20日には村が県に水質検査を依頼した水道水から国の摂取基準値の3倍を超える放射性ヨウ素が検出された。30日にはIAEAが飯舘村の土壤にIAEA避難基準の二倍の放射線物質を観測したと日本政府に勧告したことが報道され、飯舘村は世界が注目するにいたる。村内産食材100パーセントの給食、あなたにつなぐ飯舘絵本リレー事業、特別養護老人ホームへの間伐材チップボイラーの導入など、スローライフ標榜の村に皮肉にも原発事故という人災が降ってきた。

##### (2)全村避難への取り組み

村は早い段階で希望者を鹿沼市へ集団避難をさせる一方（3月19・20日）、スクリーニング検査（3月22日、23日）、15歳以下の子どもの甲状腺被爆検診（29日、30日、基準値超えた者なし）、放射能講演会、行政区長会の実施、3歳以下の乳幼児と保護者の避難、幼稚園児、小中校生を隣町川俣町の学校で学ばせるための準備、南側の放射能数値の高い地区の避難の検討を進めた。4月11日計画的避難区域となった後も、計画避難に関する行政区座談会（13、14、16日）を開催。住民の意見・要望をとりまとめ、副官房長官をはじめとする国からの住民代表説明会（4月16日）に突きつけた。

村外からは「村民の生命・健康の確保が首長の役割。なぜ早くに避難しないのか」と村長の責任を問う者もいるという。「高齢化が進み、畜産農家が多く（200軒で1500頭～2000頭の牛を飼う）、コミュニティを基礎にした村作りをしてきたことから、生活のかたちを崩さないまま避難するのは難しい」と苦渋に充ちた表情で菅野典雄村長は語った。避難イコール生命・健康の確保には繋がらない。真の生命・健康を確保す

るには、暮らしの安定、家族や地域のつながり、生き甲斐・誇りの持てる労働や活動などが前提になければならないことを重く受け止めたい。

4月22日、すでに原則立ち入りを禁じる警戒区域になっている20キロ圏内を除いた浪江町、葛尾村、飯館村の全域と、南相馬市と川俣町の一部が正式に計画的避難地域と指定された。これから1カ月以内に避難しなければならない。先発避難自治体はパニック状態で一次避難し、今少しずつ旅館、仮設住宅等の二次避難に向かっている。後発避難自治体である飯館は先発避難自治体の経験を活かすことができる。しかし、地区を単位とした避難先の確保は容易ではない。無事に避難したとしても、むしろそれからが闘いである。子どもたちにたいする「いじめ」もおきている。米、和牛、酪農、花卉等をなりわいにしてきた農家にとって「避難」は生活の基盤を失うだけでなく、豊かな大地の実りを産みだしてきた農民の知恵や技術が無に帰する。

## 5. まとめと今後の展望

### (1)南相馬市の今後の展望

今回の震災は、あまりに多くの問題を生み出している。その克服は簡単ではない。

したがって、安易な復興計画は意味をなさない。また、100年200年先を見据えた場合、国の支援や都市部への移出などに過度に依存したモデルは継続性をもたないであろう。南相馬市のおかれた状況は、本県の縮図であり、この問題はそのまま本県全体にもあてはまると考えるものである。

### (2)飯館村の今後の展望—まていな力を支えに

4月11日に発刊された『まていの力』（SEEDS出版\*収益は全て飯館村に寄付される）には、3月11日以前の飯館の美しいのびのびとした自然、ハツラツとした起業家の女性たちなど、村の「まてい」の力が満載である。「まていライフ」にこめられた脱大量生産・脱大量消費の思想、つながり支え合う精神と実践の真価が今ほど問われているときはない。「まていな力」を発揮して、浜通りの住民はもちろんのこと飯館を私たちが守り支えなくてはならない。皆さんからの支援の手を期待する。

## 震災・原発事故の多重被害が南相馬市経済に 及ぼす影響と産業復興計画化に関する研究



山川充夫\*、末吉健治、小山良太(経済学系)、奥本英樹\*\*、遠藤明子(経営学系)  
(\*プロジェクト代表者、\*\*南相馬調査研究班責任者:文責)

### 研究目的及び研究対象地域

今年3月に発災した東日本大震災は、わが国、とりわけ東北地方に未曾有の災害をもたらした。なかでも福島県は、地震および津波による甚大な被害だけでなく、それに伴う福島第一原子力発電所事故による放射線問題によって、復旧・復興の道筋が見出せない状況にある。本研究は、本県の被災地域の中でも震災後とりわけ多くの困難に直面している南相馬市の現状と当該地域復興に向けた喫緊の課題をまとめるものである。

### 被災状況

南相馬市は、福島第一原子力発電所の事故を受け、事故直後の待機指示の後、4月21日における当該原発から半径20km圏内の地域に対する警戒区域指示、翌22日の半径20km以上30km圏内に対する計画的避難区域および緊急時避難準備区域指示という経緯をたどり、現在原発事故避難に関して3つの区域に色分けされた状態である。こうした中で、南相馬市の市内居住者は、震災前の71,494人(平成23年2月28日現在)から7月18日現在で31,618人とおよそ半以下となっている。また、市内事業者の稼働状況も5月末現在で45%の事業所が休業状態、同様に事業所が雇用する従業員も震災前と比較しておよそ40%減少しているといった状況である。さらに、より深刻な問題として考えられるのは、市内児童数の大幅な減少である。6月20日現在で、南相馬市内の小学校児童数は、震災前の36%にまで減少しており(地域別では、小高区で14%にまで減少、以下原町区33%、鹿島区70%まで減少)、中学校生徒数も市全体で48%にまで減少している(同様に地域別では、小高区19%、原町区47%、鹿島区82%にまで減少)。さらに、保育園や幼稚園においても、前者で約2割にまで、後者で約1割にまで減少しており、まさに南相馬市は子どもたちが消えた町となっている。

### 復興の方向

この壊滅的ともいえる深刻な状況下では、過去の震災や自然災害において策定された復興計画などは、南相馬市においてすぐさま有効に機能しうるものとは思えない。南相馬市の復興計画を策定するにあたっては、明確な時間軸と優先順位を設定することが重要である。過去・現在・未来という時間軸の中で、過去と未来においては超長期の時間軸をもって、過去を検証し、未来の予想図を策定すべきである。一方で、現在の問題に関しては、可及的速やかに取り組むべき問題が山積している。たとえば、南相馬市では地域の自立の基本となる地域コミュニティが今まさに崩壊しようとしている。それは地域全体だけでなく、町内会や隣近所などのコミュニティ、学校内のコミュニティ、さらには家族内のコミュニティでさえも危機にさらされている。これは、警戒区域から半径30km圏外にいたる3つの地域の色分けにより、とりわけ住と職に関して個の自立が危うくなっているからである。南相馬市は、3つの区域それぞれの事情に即した積極的な雇用政策を促進すべきであろう。とくに現在の状況を鑑みた場合、第一義的に必要な労働として、南相馬市は、民間による雇用にかわり国に対し積極的に補助金等を要請しながら、Cash For Workによるがれき撤去や地域維持のためのボランティアワークを雇用として市民に取り組みさせるよう推し進めるべきであると考えられる。



【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課  
TEL:024-548-8009 E-mail:kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp